

△資料紹介▽

広島立志舎の創立とその活動

——山田十畝・稿「演説会誌の葛藤」(『広島新聞』
明治十三年一月二十七日〜同年四月四日)を中
心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

目次

一 はじめに

二 明治初期の言論取締

1 明治初期の言論取締法規

2 明治初期の裁判所制度

3 明治初期の刑事手続法制

三 「演説会誌の葛藤」の概要

1 第一回 2 第二回 3 第三回 4 第四回

5 第四回の続き 6 第五回 7 第六回

8 第六回の続き 9 第七回 10 第七回の続き

11 第八回 12 第九回 13 第十回 14 第十一回

15 大審院明治十三年四月十四日判決

四 「演説会誌の葛藤」の解題

- 1 広島立志舎に対する取締
- 2 未完の「演説会誌の葛藤」
- 3 「広島新聞」(興風社発行)の廃刊
- 五 広島の自由民権運動

- 1 広島立志舎・泰磨立志社の創立
- 2 広島立志舎・泰磨立志社の活動
- 3 自由民権に関する論説

- 六 「演説会誌の葛藤」に登場する人物
- 1 山田十畝 2 日置 貫 3 高橋忠親
- 4 一色小十郎 5 松浦武夫 6 樋口一成
- 7 三宅重義 8 三村 省 9 中尾正名
- 10 鳥居断三 11 鈴木圓平 12 粕屋萬尋
- 13 中尾捨吉 14 岡 軌光 15 藤井勉三
- 七 おわりに

- 1 明治初期の広島における筆禍事件
- 2 熊見定次郎「広島に於ける新聞紙」
- 3 八谷萬一「広島県政史話」
- 〔資料一〜十四〕 山田十畝稿「演説会誌の葛藤」
- 〔資料十五〕 大審院明治十三年四月十四日判決

一 はじめに

こゝに紹介する「演説会誌の葛藤」は、広島立志舎が山田十畝(後に、戸田姓を名乗る)の「官吏は商心を去らざれば国家を経営すべからず」という題名の演説原稿を、出版条例による手続を踏んで「演説会誌第一章」として一枚の紙に印刷し、明治十二(一八七九)年十月二十七日演説会場で売捌いたところ、舎長日置貫・出版人高橋忠親・執筆者山田十畝の三名が、広島警察署に出頭を命ぜられて取調を受け、新聞紙条例に違反しているとして起訴され、広島裁判所において裁判を受けた顛末を、十畝が執筆して『広島新聞』(興風社発行)に連載した実録である。

「演説会誌の葛藤」は、明治十三(一八八〇)年一月二十七日(第三〇六号)から『広島新聞』に連載が始まったが、同紙は同年四月四日発行(第三三三三号)までしか残存していないため、刑事訴追の進行状況は、広島裁判所における取調を経て、判決期日が指定されたが延期されたところで終わっている。したがって、当然連載されるはずであった判決の結果は、現存の『広島新聞』では分らない。

しかし、大審院明治十三(一八八〇)年四月十四日判決(第百八十三号・新聞条例抵触の件)によって、明治十二(一八七九)年十一月十三日、広島裁判所において「無構(注、無罪)」の判決があり、同月十九日、広島県警部は大審院に上告したが、明治十三(一八八

〇)年四月十四日、大審院は「広島裁判所に於て：申渡したる判決は破毀すべきの理由なしとす」と判決し、無罪が確定したことが判明する。⁽¹⁾

「演説会誌の葛藤」における最大の争点は、一枚刷の演説原稿は、出版条例によって出版する図書なのか、あるいは新聞紙条例が適用される新聞・雑誌・雑報なのかという、法令解釈論争であるが、それと同時に、そこには警察官・裁判官による取調状況や事件処理が事細かに記録されており、当時の言論取締の実際を知るための史料としても貴重である。特に、注目されるのは、広島県警察は、新聞紙条例違反で訊問中であるという理由で、広島立志舎に対して演説会・講談会の差止めを命じたことである。すなわち、演説会・講談会を差止めるには、「国安を妨害」することが要件であるが、広島県警察はそれを無視して、広島立志舎の行う演説会・講談会を差止めているのである。

それもさることながら、広島立志舎(注、広島立憲社とも表記)は従来、明治十二(一八七九)年、土佐人山田十畝が設立したとされていたが、「演説会誌の葛藤」によって、そうではなくて広島人日置貫らによって創立され、十畝はその政談演説会の弁士として招かれて広島に住むようになったことが判明する。更に、「演説会誌の葛藤」が連載された当時の『広島新聞』は、十畝を主幹として迎えており、今まで知られていなかった、広島立志舎や泰磨立憲社(泰磨立憲舎とも表記)による自由民権運動の実態とその取締状況

を詳細に報道している点にも、大きな史料的价值があると思われる。

これらの記事が掲載された『広島新聞』（興風社発行）は、国立国会図書館が所蔵している。しかし、どうしたことか、昭和四十三（一九六八）年四月から始まった『広島県史』の編纂事業においては、資料として収集されなかったようで、「演説会誌の葛藤」は『広島県史』には取上げられていないし、現在まで、広島における県史・市町村史、警察史、県議会史・市議会史などの編纂に当たり参照された気配が無い。⁽²⁾

なお、『東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫』が所蔵する『広島新聞』（興風社発行）は、『広島県史』が編纂された際に複製・収集されて、広島県立文書館に保存されており、所定の手続を取れば閲覧・謄写できる。また、広島県立文書館は、県内で収集した『広島新聞』（興風社発行）も所蔵しているが、その中には「演説会誌の葛藤」が連載された号の内、第三一九号と第三二〇号が入っている。⁽⁴⁾

- (1) 『大審院刑事判決録』自明治十三年三月至明治十三年四月（司法省蔵版・明治十三年十二月印行。後に、『明治前期大審院刑事判決録』10、文生書院・複製一九八七年に収録）所収

- (2) 国立国会図書館編『国立国会図書館蔵新聞』昭和44年11月現在（国立国会図書館・一九七〇年）および国立国会図書館編『国立国会図書館蔵

広島立志舎の創立とその活動

新聞』昭和55年12月現在（国立国会図書館・一九八二年）には、『広島新聞』は見えない。

- (3) 広島県立文書館編『複製資料目録』2県外編（広島県立文書館・一九八八年）参照

(4) 『広島新聞』（興風社発行）の保存状況は、次の通りである。例えば、「二（明10・11・26）」は、『広島新聞』第一号（明治10年11月26日発行）の略である。頭に「*」を付したものは、「演説会誌の葛藤」を掲載した号である。

① 広島県立文書館

- 二（明10・11・26）、一七六（明11・12・17）、一七七（明11・12・19）、
一三五（明12・6・2）、二四一（明12・6・15）、二四六（明12・6・25）、
*三一九（明13・3・21）、*三二〇（明13・3・23）、

② 東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫

- 三（明10・11・29）、四（明10・12・3）、四五（明11・3・19）、
五九（明11・4・16）、六九（明11・5・6）、七九（明11・5・26）、
八七（明11・6・11）、八八（明11・6・13）、八九（明11・6・15）、
九二（明11・6・21）、九三（明11・6・23）、九四（明11・6・25）、
九五（明11・6・27）、一三六（明11・9・19）、

③ 国立国会図書館

- 三八（明11・3・4）～五七（明11・4・12）、五九（明11・4・16）～
一一九（明11・9・3）、一三三（明11・9・11）～一六八（明11・12・1）、
一七〇（明11・12・5）～二〇一（明12・3・13）、二〇三（明12・3・17）～
二二〇（明12・5・3）、二二二（明12・5・7）～一四三（明12・6・19）、

二九一（明12・11・26）、二九二（明12・12・2）、二九三（明12・12・5）、
二九四（明12・12・10）、二九五（明12・12・13）、二九六（明12・12・16）、
二九七（明12・12・19）、二九八（明12・12・21）、二九九（明12・12・25）、
三〇〇（明12・12・27）、三〇一（明13・1・8）、三〇二（明13・1・14）、
三〇三（明13・1・19）、三〇四（明13・1・22）、三〇五（明13・1・24）、
三〇六（明13・1・27）、三〇七（明13・2・2）、三〇八（明13・2・4）、
三〇九（明13・2・6）、三一〇（明13・2・8）、三一（明13・2・14）、
三一二（明13・2・18）、三二三（明13・3・7）、三二四（明13・3・10）、
三二五（明13・3・12）、三二六（明13・3・14）、三二七（明13・3・16）、
三二八（明13・3・18）、三二九（明13・3・21）、三三〇（欠号）、
三三一（明13・4・2）、三三二（明13・4・4）、

なお、『広島日報』（第一号：明治十二年七月、第五八三号；明治十四年六月、介川社；広島日報社、社長辻村信二郎。第五八四号；明治十四年七月、第八〇四号；明治十五年五月、広島日報本局、局長三村司吉）は、『広島新聞』（興風社発行）と発行時期が重なる期間があるが、その頃のものとしては、広島県立文書館が所蔵する、第一八九号（明治十三年三月五日）、第二七三号（明治十三年七月十二日）、第二七四号（明治十三年七月十三日）が残存しているだけである。

二 明治初期の言論取締

1 明治初期の言論取締法規

まず、「演説会誌の葛藤」が書かれた頃、新聞・雑誌・図書なら

びに集会は、どのような法令に基づいて取締まられていたかを見ておこう。⁵⁾

明治七（一八七四）年一月十八日、板垣退助らの「民撰議院設立建白書」が、英国人ジョン・ブラック主宰の『日新真事誌』に発表されて以来、自由民権論が盛んになった。そこで、明治政府は明治八（一八七五）年四月十四日「立憲政体の詔勅」（太政官布告第五十八号）を発し、漸次に立憲政治を打ち建てることを明らかにして、元老院・大審院の設置、地方官会議の開催を公示した。

それと共に、一方において、明治八（一八七五）年六月二十八日「讒謗律」⁶⁾（太政官布告第百十号）および「新聞紙条例」（太政官布告第百十一号）を、同年九月三日「出版条例」（太政官布告第百三十五号）を公布し、言論の自由を徹底的に抑圧する方針に出た。更に、明治九（一八七六）年七月五日、「新聞紙・雑誌・雑報の国安を妨害すと認めらるるものは、内務省に於て其発行を禁止又は停止すべし。」（太政官布告第九十八号）と布告を発し、弾圧を強化した。

「新聞紙条例」と「讒謗律」の仮借ない適用により、多くの記者は禁獄・罰金の洗礼を受け、更に行政権による発行禁止・停止により、急進的な論調の新聞・雑誌は大打撃を受けたが、自由民権の論議は消滅することなく、取締法規のない演説会へと移っていった。

そこで、政府は、明治十一（一八七八）年七月十二日「演説会等を開き国安妨害に渉るもの禁止」（太政官達第二十九号。明治十三年四

月五日太政官布告第十二号「集会条例」により消滅を以て、警察官に演説会を視察させ、国安を妨害すると認めるときは地方長官に演説を禁止させて、内務卿へ届出ることとした。続いて、内務省は、同年十二月四日「集会取締方警察官心得」(内務省達番外。明治十三年四月二十九日内務省達番外により廃止)を以て、警察官を演説会場に監臨させ、演説が国安を妨害すると認めるときは、停会を命じることが出来るようにした。そして、明治十三年(一八八〇)年四月五日「集会条例」(太政官布告第十二号)を發布したので、警察の干渉が甚だしくなり、地方の政治結社は公然演説会を開催することは困難となったというが、それでも政談演説会は盛んになる一方であった。

その対策として、政府は、明治十五年(一八八二年)六月三日「集会条例」を改正(太政官布告第二十七号)した。これによって、政党結成には、事前に社名・社則・会場・社員名簿を所轄警察署へ届出で認可を受ける必要が生じ、かつ、結社の支部組織を置き若しくは他社と通信連絡することが禁止された。また、地方長官および警視長官が、演説会を解散し、演説者に対し管内において公然政治を講談論議するのを禁止することが出来るほか、内務卿には、更にその情状により、演説者に対して国内において公然政治を講談論議するのを禁止する権限が与えられるなどした。

更に、明治十六(一八八三年)四月十六日「新聞紙条例」を改正(太政官布告第十二号)し、新たに厳しい規制が追加された。第一点

広島立志舎の創立とその活動

は、新聞紙に社長・幹事など何等の名義を以てするに拘わらず署名する者は「総て持主・社主の例に依る」と規定されたので、著名論客の署名は見えなくなった。第二点は、持主・社主・編輯人・印刷人(以下、社主・編輯人等という)は二十歳以上の内国人とされ、また、公権を剥奪・停止された者および演説禁止を受けた者はその期間中は新聞社の社主・編輯人等たり得ないことになったので、藪人形の社主・編輯人等を置くにも一応の資格が必要となった。第三点は、新聞紙の発行につき保証金制度を設けたので、保証金を払込めないため廃刊する新聞が続出した。第四点は、府県知事が仮に発行停止を行い、その後に内務卿の指揮を請い、発行停止若しくは禁止することが出来るようになった。第五点は、身替り新聞が禁止された。すなわち、発行停止・禁止を受けた新聞の社主・編輯人等は、その期間、他の新聞の社主・編輯人等になったことが出来なくなった。その他、印刷機械の没収が可能になったことなどである。この新聞紙条例は、新聞紙撲滅法ともいわれた。こうして、政談演説会は衰微し、政党機関紙は没落していった。それらが、復活するのは、明治二十年代に入り、内には憲法発布、帝国議会開催が目前に迫り、外には条約改正が問題になるまで、待たなければならなかった。

(5) 明治初期における言論取締法規については、次の著書・論文を参考にした。

ハ資料紹介

- 小野秀雄『日本新聞史』（良書普及会・一九四八年）。西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』日本歴史新書（至文堂・一九六二年・増補版一九六六年）。美土路昌一編著『明治大正史』Ⅰ・言論篇（朝日新聞社・一九三〇年・クレス出版・複製版二〇〇〇年）。高坂正顕編『明治文化史』第四卷・思想言論編（洋々社・一九五五年・原書房・新装版一九八〇年）。奥平康弘監修『新聞紙及出版物取締法治革集、出版例纂、言論出版条例注釈、付録・徳川政府の出版法規』言論統制文獻資料集成・第一卷（日本図書センター・複製版一九九一年）。土屋正三「我が国出版法の沿革（一）（五）」『警察研究』第一卷第一・六、八、一一号、一九三〇年。宮内裕「明治安警察法序説（一）（三）」『法学論叢』第七九卷第五号・第八〇卷第四・五号、一九六六年・六七年。奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説」、『法律時報』第三九卷第四一〇号、一九六七年。
- (6) 「讒誘律」は、後に「旧刑法」（明治十三年七月十七日太政官布告第三十六号）に吸収され、「旧刑法」は、明治十五（一八八二）年一月一日から施行された（明治十四年七月八日太政官布告第三十六号）。
- (7) 「集會取締方警察官心得」については、明治十一（一八七八）年十二月四日、内務卿伊藤博文から、東京府を除く府県に対して、「集會取締方ニ付警察官心得左之通相定候条此旨相達候事」（明治十一年十二月四日内務省達番外）と、次のような内容の達が出された。
- 第一条 政談講学ヲ目的トシテ衆ヲ集メテ演説若クハ論議スルノ會場ニハ警察官監臨スヘシ
- 第二条 會場ニ監臨スル警察官吏ハ演説若クハ論議ノ要旨ヲ聞取ルヲ要ス其匪法ノ集會ニ非サル者ハ安ニ箝制シテ人民ノ交際ヲ妨ク

修道法学 二八卷 一号

一四八（一四八）

ヘカラス

- 第三条 届書ヲ出サズシテ集會ヲナシ其隱密ノ徒党タルノ証跡ヲ得ルトキハ警察官吏ハ直ニ會場ヲ停止シテ長官ニ具狀スヘシ
- 第四条 集會ノ演説論議國安ヲ妨害スト認ムル時ハ警察官吏ハ直ニ會場ヲ停止シテ長官ニ具狀スヘシ
- 第五条 警察官吏受取ル所ノ届書其趣意法ニ乖キ及ヒ國安ヲ妨害スヘクハ届書ノ主名中以前集會ノ禁止ヲ受ケ若クハ停止中ニ在ル人員アルトキハ其集會ヲ停止シテ長官ニ具狀スヘシ
- 第六条 警察長官ハ第三条第四条第五条ノ具狀ヲ得ルトキハ其犯狀ニ從ヒ本年第二十九号達ニ依リ禁止ノ命ヲ下スヘシ其刑法ニ觸ル者ハ法司ニ付シ処分ヲ取ルヘシ
- 第七条 集會ノ國安ヲ妨害スル者ト認ム可キモノハ左ノ如シ
- 演説又ハ文書又ハ其他ノ方法ヲ以テ人民ヲ教唆煽動シテ国法ヲ悞忌セシメ或ハ官吏ヲ疾視セシメ或ハ政府ヲ怨望セシムル事
- 秘密ノ誓約
- 強訴ノ企
- 嘯聚等ノ類
- この内務省達番外は、『法令全書』、『法規分類大全』、『太政類典』、『公文録』には収録されていない。ただし、『法令全書』の明治十三（一八八〇）年四月二十九日内務省達番外に、「今回集會条例御発行ニ付明治十一年十二月四日当省番外達集會取締方警察官心得廢止候条右ニ付其序ニ於テ管下ヘ布達候儀モ廢止致スヘク此旨相達候事」と、廢止の達は見える。なお、『公文録』（明治十一年・第七卷。明治十一年七

月・局何)には、「各地方演説会等二付警察官心得ノ儀御達案」があるが、その内容は明治十一(一八七八)年七月十二日「演説会等ヲ開キ国安妨害ニ渉ルモノ禁止」(太政官達第一千九号)である。

こゝに紹介した内務省達番外と次の(8)の内務省達番外は、島根県所蔵『古文書簿冊』中の「自明治七年至同十四年 令訓 第一種 秘書科」と題する簿冊に収録されているものを、デジタルカメラで撮影してプリントアウトしたもによつた(島根県総務部総務課法令文書グループ提供)。

(8) 「集会取締方警察官心得」と同時に、明治十一(一八七八)年十二月四日、内務卿伊藤博文から、東京府を除く府県に、「今般番外ヲ以テ集会取締方警察官心得相達候ニ付其序ニ於テ左之簡条管下へ布達スヘク此旨相達候事」(明治十一年十二月四日内務省達番外)と次のような達が出された。この達も、『法令全書』、『法規分類大全』、『公文録』、『太政類典』には登録されていない。ただし、『太政類典』(自明治十一年至明治十二年・第三三三卷・第三編・第三類・保民・警察)には、同趣旨の「東京府下政談講学ヲ目的トシ演説場開設者ノ手続」(明治十一年十二月九日警視本署達甲第六十四号。明治十一年十二月十八日警視本署達甲第六十六号)が、収録されている。

第一条 凡政談講学ヲ目的トシ衆ヲ集メテ演説若クハ論議スル者ハ予メ会主及会員三人以上ノ連名ヲ以テ(其署名ニ届書ヲ出スヘシ但シ定日時ナキ者ハ開会ノ日ヨリ少クモ三日前ニ届書ヲ出スヘシ)第二条 届書ニハ会合ノ趣意場所及定日時又ハ定日時ナキ事及会主ト会員三人以上ノ住所属族姓名ヲ明細ニ記載スヘシ

広島立志舎の創立とその活動

この達に基づいて、広島県では、明治十一(一八七八)年十二月十七日、県甲第七十八号を以て、広島県令藤井勉三から、「集会取締規則」(右内務省達番外、第一条の「其署名」を「所轄警察本署」としたものを)が布達された(広島県編『広島県』近代現代資料編1、広島県一九七三年)。そして、この布達は、『広島新聞』第一七八号(明治十一年十二月二十一日)の「県庁録事」欄にも掲載された。

(9) 「国安」とは、『礼記』郷飲酒義第四十五に「彼国安而天下安」とあるように、国内が平安に治まることをいう。

「新聞紙条例」における「国安妨害」については、奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説5」(『法律時報』第三九卷九号、一九六七年)は、「広義包括的な要件の認定を内務省に委ね」ており、「評論新聞」の最終号(二〇九号、明治九年七月)は、「そこにいう『国安』とは『官吏ノ安寧』『官安』であると批評している」という。

ところが、「集会取締方警察官心得」における「国安妨害」は、①演説又は文書又は其他の方法を以て、人民を教唆煽動して国法を怨恨(注、恨み忌むこと)せしめ或は官吏を疾視(注、憎しみ見る)ことせしめ或は政府を怨望(注、恨みに思う)せしむる事。②秘密の誓約。③強訴の企(注、しやうしやう)。④嘯聚(注、呼び集めること)等と列挙している。

そして、島根県警察史編纂委員会編『島根県警察史』(明治大正編(島根県警察本部・一九七八年))は、「ここで最も問題なのは、政府を怨望してはならない、という点である。怨望とは、言うまでもなく、恨んで不平を抱くの意であるから、したがって政府攻撃は即『国安ヲ

妨害スル」ことになる。そもそも自由民権運動の二つの大きな目標は、藩閥有司専制政府の打倒と国会開設の促進運動であった。これらはもちろん政府の容れるところでなかったから、演説会の停止処分を恐れては、実際に彼らの主張は牙を抜かれた獅子の咆哮に等しいものになる。」と解説している。

- (10) 編集人に対する、「相次ぐ禁獄にて各社編輯事務に澁滞を来すが故、ロボット編集人(注、黨人形を置いて法律の責任者とした。』という(高坂正顯編『明治文化史』第四卷・思想言論編、洋々社・一九五五年・原書房・新装版一九八〇年、五七二頁・六三二頁。『芸備日々新聞』第九六四号(明治二十二年五月二十一日)の「黨人形」と題する社説にも、「言論自由の未だ全く許されざる我邦の如きは、編輯人として新聞紙に署名する者未だ名誉を得ず：現時多数の署名編輯人を呼んで、或は禁獄編輯人と云ひ、或は黨人形と呼はるゝに至る：』とある。「新聞紙条例」は、責任者の形骸化現象に対処する方法を規定していないため、黨人形を採る実質的な編集人を公権力的に把握することにより、出版内容を統制することまでは出来なかった(奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説5」『法律時報』第三九卷第九号、一九六七

2 明治初期の裁判所制度

次に、「演説会誌の葛藤」に描かれた刑事裁判を支えていた、当時の裁判所制度を見ておこう。¹¹⁾

明治八(一八七五)年四月十四日、「立憲政体の詔勅」(太政官布告

第五十八号)が発せられ、大審院が設立されて(太政官布告第五十九号)、司法卿のもとに統括されていた裁判権が大審院に帰属することになった。

続いて、「司法省検事職制章程」(明治八年五月八日司法省達第十号。明治十年三月五日太政官達第三十二号改正、「大審院諸裁判所職制章程」(明治八年五月二十四日太政官布告第九十二号。明治十年一月十九日太政官布告第十九号改正)、「上等裁判所設置裁判權分轄」(明治八年五月二十四日太政官布告第九十二号。明治九年九月十三日太政官布告第九十五号改正)、「控訴上告手続」(明治八年五月二十四日太政官布告第九十三号。明治十年二月十九日太政官布告第十九号改正)、「裁判事務心得」(明治八年六月八日太政官布告第百三十三号)、「裁判支庁仮規則」(明治八年十二月二十八日司法省達第十五号。明治九年九月二十七日司法省達第六十六号改正)などによって、裁判制度の整備・体系化が行われた。こうして、大審院は上告裁判所、すなわち「大審院は民事刑事の上告を受け、上等裁判所以下の審判の不法なる者を破毀して、法憲の統一を主持するの所とす。」とされた。そして、内外交渉民刑事事件のうち重大な事件の審判、上等裁判所からの死罪案の審問・批可・送還などが、その権限とされた。

上等裁判所は東京、大阪、長崎、福島(明治八年十月七日司法省布達甲第十三号を以て宮城に移転)に設置され、「府県裁判所の裁判に服せずして控訴する者を覆審す。」とされ、「控訴は民事に止まり、刑事に及ばず。」とされた。そして、大審院の批可を得て死罪の獄

を断ずること、府県裁判所からの終身懲役罪案の審批をなすことなどが、その権限とされた。なお、刑事控訴は、認められなかったが、違警罪・死罪を除き、刑事は皆上告できた。⁽¹²⁾ 刑事について上告権を有する者は、刑の言渡を受けた者および検事であるが、検事が無い地方は警察官がこれに代わって行なった。広島裁判所に検事が置かれたのは、明治十四(一八八二)年五月十七日である(『司法沿革誌』明治十四年五月十七日条)。

府県裁判所は各府県に置かれ、「一切の民事および刑事懲役刑以下を審判す。」とされ、終身懲役は上等裁判所の審批を得て執行した。府県裁判所は、明治九(一八七六)年九月十三日、地方裁判所と改められた(太政官布告第百十四号)。

府県裁判所には、裁判支庁を置くことが出来たが、明治九年九月二十七日、地方裁判所の管轄下に区裁判所と改められた(司法省達第六十六号)。区裁判所は、民事は金額百円以下を裁判し、および金額の多少、事の軽重に拘わらず勸解の事務を取扱い、刑事は懲役三年以下を審判した。

裁判官は、判事および判事補の二種類からなっていたが、府県裁判所が置かれていない地方は、地方官が判事・判事補を兼任した。⁽¹³⁾

広島県は、大阪上等裁判所の管轄下にあった。明治九(一八七六)年九月十三日、府県裁判所を廃して、地方裁判所を置いた際、岩国裁判所が広島・山口両県を管轄することになり、岩国裁判所

は大阪上等裁判所の管轄下に入った(太政官布告第百十五号)。ところが、同年十一月八日には、岩国裁判所を広島に移して、広島裁判所と称し(太政官布告第百三十八号)、広島裁判所管内に山口支庁および広島、山口、萩、赤間関、岩国、尾道、三次の七区裁判所を置いた(『司法沿革誌』明治九年十一月八日条)。しかし、広島裁判所が開庁するのは、明治十(一八七七)年六月十一日、山口出張所における事務取扱を引継いだときであった(明治十年六月七日司法省達丙第十一号)。⁽¹⁴⁾

我国で最初の近代的刑事訴訟法典は、明治十三(一八八〇)年七月十七日公布された「治罪法」(太政官布告第三七号。明治十四年七月八日太政官布告第三十六号を以て明治十五年一月一日より施行)であるが、それに照応して、明治十四(一八八二)年十月六日、上等裁判所は控訴裁判所、地方裁判所は始審裁判所、区裁判所は治安裁判所と改称され支庁は廃止された(太政官布達第二号)。この時、新たに名古屋、広島、函館控訴裁判所が設置された(明治十四年十月六日太政官布達第五十三号)。同年同月二十四日、各控訴裁判所に検事長が置かれた(『司法沿革誌』明治十四年十月二十四日条)。

(11) 明治初期の裁判所制度については、次の著書・論文を参考にした。

最高裁判所事務総局総務局編「わが国における裁判制度の沿革」(一)『法曹時報』第九卷第四号、一九五七年。後に、最高裁判所事務総局編「わが国における裁判所制度の沿革」(一般裁判資料第二号、最高裁判所事務総

〈資料紹介〉

局・一九五七年に収録。染野義信「司法制度（法体制成立期）」鶴岡信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編「講座 日本近代法発達史」2、勁草書房・一九五八年。後に、「近代的転換における裁判制度、勁草書房・一九八八年に収録。菊山正明「明治八年の司法改革」（『早稲田法学』第六六卷第一号、一九九〇年。後に、「明治国家の形成と司法制度、御茶の水書房・一九九三年に収録）

(12) 「控訴上告手続」および「札問判事職務仮規則」（明治九年四月二十四日司法省達第四十七号）でいう「違警罪」、ならびに「司法警察仮規則」（明治九年四月二十四日司法省達第四十八号）でいう「違警犯」は、「違式註違条例」（明治五年十一月司法省無号。明治五年十一月八日東京府布達を以て同月十三日より施行）および「各地方違式註違条例」（明治六年七月十九日太政官布告第二百五十六号）に定める犯罪を指すのであろう。

(13) 明治八（一八七五）年十一月三十日太政官達第二百三十三号「府県職制」も、県令・参事の判事兼任を認めていた。しかし、明治九（一八七六）年九月十三日太政官達第八十九号「府県職制」改正により、県令・参事の判事兼任を禁止した。

(14) 明治八（一八七五）年当時、三府五十九県中で、「府県裁判所」は三府十二県しか設置されていなかった。広島県には、「府県裁判所」広島県裁判所は設置されていなかったもので、「広島裁判所」が開庁するまでは、県官により裁判が行われていた。この点については、加藤高「明治前期、司法官任用制の一断面―明治十年広島裁判所の場合―」（『修道法学』第三卷第二号、二〇〇一年）を参照されたい。

修道法学 二八卷 一号

一五二（一五二）

3 明治初期の刑事手続法制

更に、「演説会誌の葛藤」に描かれた時代の刑事手続法制を見ておこう。⁽¹⁵⁾

明治九（一八七六）年四月二十四日、「札問判事職務仮規則」（司法省達第四十七号）および「司法警察仮規則」（司法省達第四十八号）が制定され、それまで行われていた警察・検事による犯罪捜査、裁判所への起訴という捜査・訴追手続の中に、札問判事制が導入された。この両仮規則は、「治罪法」施行に至るまで、捜査を規制した。両仮規則による刑事手続の概略は、次の通りである。

司法警察の処分は、「罪犯を探索検視して、事証を取り各裁判所に付するに在り。」と定義され、「司法警察の為に、止むを得ざる処分においては、人の身体を勾留し、居室に進入し、物料を押へ、書簡を開くことを得。」とされた。そして、司法警察を行う官は、第一は検事及検事補、第二は地方警部及警部補とされた。司法警察官のうち、第二の警察官吏は、違警犯においては司法警察の全権を有するが、その他の犯罪においては検事の補助として職務を履行した。ただし、検事の派出がない県は、警察官吏が地方官の命を受けて司法警察の処分をした。しかも、警視長官および地方長官は、急遽のときは直ちに司法警察を専行して、後に検事に報告することが出来た。当時、大部分の県には、検事は派出されていなかったため、ここでは司法警察の処分は、総て警察官吏が行っていたのである。

現行犯については、巡査が現行犯を知見したときは、司法警察官に報じ、犯人を追拿し、現状を保存するなどして、司法警察官の来着を待つが、司法警察官が所在遠隔であるときは、直ちに検視処分を行い司法警察官に報告するとされた。司法警察官が、即刻現場に臨んだときは、犯罪の情状と犯者の模様を視察し、行兇被兇見証人を問供し、証憑物件を押へ、検視明細書を作った（注、これを検視処分という）。そして、司法警察官は、検視処分が終り罪証を得るときは、被告人を勾留し若くは保管し、其の明細書及口書、証人口書、証憑文書物件を合せて、速に判事に送り裁判を求めた。

非現行犯については、罪犯の告訴・告発があるとき、および警部から告訴・告発の文書が送付されたときは、検事が書類を検し、または一応問訊して法律に触れると思案するときは、札問判事に送付するものとした。しかし、検事は、「時宜に依り」自ら検視処分を行い、現行犯の場合と同様に裁判を求めるとも出来た。ただし、「重罪犯若くは犯情難なる者は、検事より札問判事に付して下調を請ふ。下調済の後、検事更に証憑文書を受取り、裁判所に訴へ裁判を求むべし。」と定められた。したがって、争いが無い軽罪は、札問判事の下調べを経ずに、検事（検事がいない地方裁判所では、警察官吏）が直ちに裁判を求めることが出来た。

札問判事は、各府県裁判所に置かれ、検事より送られた罪犯の文書証憑を受け取ったときは、必ず速やかに札問を行わなければ

ならないとされた。札問判事は、被告人の札問に際しては、属官を引いてこれを行い、そのほか臨検、差押、勾引・勾留、証人呼出、証人引致・問訊をなし、札問・問訊の結果は、口書を録し押印若くは拇印させる。札問が終わり、被告人が違警罪あるいは無罪の見込みのときは、検事に通知した後、警察官に引渡すか釈放する。軽重罪の見込みのときは、証憑文書具して検事に還付した。札問判事の下調べに検事が不服があるときは、再度他の札問判事に下調べを求め、あるいは直ちに判事に附し裁判を求めることが出来た。札問判事の手続は、起訴前予審に類するものであった。

ところで、「改定律例」（明治六年六月十三日太政官布告第二百六号）は、第三百十八条で「凡罪を断ずるは、口供結案に依る。」と規定していたので、捜査の目標は「口供結案」（注、口供を録した供述書）を取ることにあり、捜査の方法としては、口供しない場合には拷問により口供を強要した。その変革は、明治九（一八七〇）年六月十日、「改定律例」第三百十八条が改定（太政官布告第八十六号）されて、「口供結案」を断罪の要件とした法定証拠主義が廃棄され、次に明治九（一八七〇）年八月二十八日、所定の「断罪証拠」（司法省達第六十四号）からも断罪が出来る自由心証主義が採用され、最後に明治十二（一八七九）年十月八日、拷問が廃止（太政官布告第四十二号）されることによって、法的には達成された。¹⁷⁾

なお、被告人の刑事弁護人選任権が確立したのは、明治十五

(一八八二)年一月一日「治罪法」が施行されてからである。⁽¹⁸⁾

(15) 明治初期の刑事手続法制については、次の著書・論文を参考にした。

小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』(日本評論社・一九七六年)。

横山晃一郎『明治刑事法関係年表(一)——一八六七年—一八八九年』

『法学研究』第二卷第一号、一九六九年。横山晃一郎『刑罰・治安機構

の整備』(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社・一九八一年。横山晃一郎『明治五年後の刑事手続改革と治罪法』(九州大学『法政研究』第五一巻第三・四合併号、一九八五年)。

(16) 「断罪証拠」には、次の八種の証拠方法が列挙されている。

「第一 被告人ノ真実ノ白状。第二 被告人又ハ其他ノ文通又ハ手筆ノ文書。第三 相当官吏ノ検視明細。第四 証左及参考ノ陳述。第五 裁判所ヨリ任シタル鑑定人ノ報告。第六 証拠物品。第七 徴験(仏語アンヂス)、事実ノ推測(仏語プレソンプション、ド、プルー)、顕述(仏語エヴィダンス)。第八 法ノ推測(仏語プレソンプション、レガル)。」

(17) しかし、すぐ拷問が無くなった訳ではない。明治十二(一八七九)年十二月四日司法省達丙第十四号(明治十三年七月十七日太政官布告第三十七号により消滅)において、検事および府県に対し、次のように注意している。

「明治九年第八十六号布告ニ依リ改定律例第三百十八条改正相成候上ハ、拷問様ノ事相用ヒ候義ハ一切無之筈ニ候エドモ、犯人或ハ

檢察官取調ノ節苦楚ヲ受クルヲ口実トシ公庭ニ於テ前供ヲ翻異スル者之有、右ハ畢竟犯人ノ情悪怪ムニ足ラザル儀ニハ候エドモ万一聊タリトモ不都合ノ取扱振有之候テハ不相済候条、以来一層注意ヲ加ヘ可申此旨諭達候事。」

なお、明治十二(一八七九)年十二月四日司法省達丙第十四号は、『広島新聞』第二九七号(明治十二年十二月十九日)紙面トップの「官令」欄の最初にも掲載されている。

(18) 真室光春「刑事弁護人制度の確立」(日本弁護士連合会編『日本弁護士沿革史』日本弁護士連合会・一九五九年)によると、「治罪法」の制定以前、代言人が刑事訴訟に参与する道が開かれてはいた。すなわち、明治九(一八七〇)年になると、外国人の被告人に、刑事訴訟において代言人を依頼することが認められ、明治九(一八七〇)年六月以降、日本人被告人にも拡大されたが、司法省の自由裁量により、これを許可し、または拒否することが出来たというものであった。そして、明治十(一八七七)年、刑事被告人による代言人選任申請を、総て許可することになったが、代言人それ自身の機能も甚だ不完全なものであったという。

三 「演説会誌の葛藤」の概要

山田十歎は、明治十二(一八七九)年九月二十五日、広島立志舎の依頼により、「民権を拡張し自由を伸ばし、国権を輝かさんため、演説講談などの会を開きては、民の心を励まし振はし、法律を研

究しては民の権議を明瞭ならしむる杯の主旨」で演説をするために、大阪から広島にやってきた。そして、同年十月十四日、広島区広瀬村にある青物市場の芝居小家で、「官吏は商心を去らずんば国家を経営すべからず」という演題で弁舌を振り、その原稿を出版条例による手続に基づき、「演説会誌第一章」という題名の一枚刷りの印刷物として出版し、同年十月二十七日、会員の定式演説会で売捌いた。翌日、広島立志舎長日置貫、出版人高橋忠親、執筆者山田十畝の三名が、広島警察署に出頭を命ぜられて新聞紙条例に違反しているとして取調を受け、その上に広島立志舎は法的根拠もなく演説会・講談会を開くことを差止められた。更に、広島県警保課において取調を受けた後、新聞紙条例違反の廉で広島裁判所に起訴されて裁判を受けた。十畝は、その顛末を「演説会誌の葛藤」と題する実録に纏めて、『広島新聞』に連載したのである。

1 第一回（『広島新聞』第三〇六号、明治十三年一月二十七日）

「演説会誌の葛藤」の第一回は、山田十畝が、「演説会誌の葛藤」を書綴った動機と、広島立志舎に招かれて来広し、最初の演説会を開いた経緯である。

「演説会誌の葛藤」は、先ず、「官として法律を知らざれば、官其の官にあらず。民として法律を踏まずんば、民其の民にあらず。されば、官と民との間は、法律にて繋ぎたるものにて、民の自由

広島立志舎の創立とその活動

も法律といふ縛りもの、あるために、却つて保てるものなるべし。然るを、官の法律に明からぬよりつまらぬ事にて、民の自由を縛る時は、夫れこそ圧制とも申すべけれ。茲に説き出す長物語は、まだ其の結局の附きしにはあらねども、世の人の心得にもなるべき廉もありぬべければ、旋らぬ筆にて書綴り仕るになん。」という書出しで始まる。これは、十畝らを新聞紙条例違反で起訴したが、広島裁判所において無罪とされた、広島県警察にとつては、法律に明らかでない官権と名指しをされたようなもので、極めて挑戦的な態度と見えたであろう。

さて、広島立志舎は、広島県士族日置貫、高橋忠親らが発起人となつて、明治十二（一八七九）年八月、広島区新川場町にある妙慶院の境内に設けられた。日置は、明治十二（一八七九）年九月下旬に大坂に到り、演説講談・法律研究のため、中尾捨吉に下広を促したが、中尾の都合がつかなかった。そこで、山田十畝に依頼することにになり、日数三十日間演説するという約条で、日置・十畝の兩人は、同年九月二十四日大坂を立ち、同月二十五日広島に着いた。しかし、広島はコレラが未だ跡を絶っていないかったので、演説会を開くことは聞届けられず、余儀なく舎員、近親の者のみ会合して数日を費やした。

ようやく、十月十二日妙慶院の本堂で、第一演説会を開いたが、聴衆が陸続と詰めかけ立錫の余地が無くなる位となり、さしも堅固な縁側も落ちて傷つく者も出た。そこで、出張警官と示談して、

その日は延会とし、届を出し替えて同月十四日、広島区広瀬村にある青物市場の芝居小家で、臨時の会を開いた。人気というものは恐ろしいもので、聴衆は前日に倍し、芝居小家に三千人近い人を容れ、その上に木戸口で入れないと聞いて帰った者も数知れずであった。前席は首尾よく済ませ、後席の役は十畝であったが、「官吏は商心を去らずんば国家を経営すべからず」という演説をして閉会した。

(19) 当時、全国的にコレラが流行し、それを防ぐため、広島では「諸興行其他神仏開扉演説教等」は差止められていたが、次の布達により、明治十二（一八七九）年十月五日、それが解かれた（広島県立図書館所蔵「本県布達帳」参照）。

県甲第百貳拾貳号布達

虎列刺病流行ニ付県甲第百八号（注、明治十二年六月五日布達）

及県甲第百拾三号（注、明治十二年六月七日布達）ヲ以及布達候趣

モ候処来ル五日ヨリ諸興行其他神仏開扉演説教等差許候此旨

布達候事

明治十二年十月二日

広島県令藤井勉三

2 第二回（『広島新聞』第三〇八号、明治十三年二月四日）

第二回は、十畝の演説原稿を、出版条例に照らして出版し、広

島立志舎会員の定式演説会で売捌いたところ、翌日広島警察署から日置・高橋・十畝が召喚された経緯である。

広島立志舎では、明治十二（一八七九）年十月十四日の十畝の演説原稿を一枚刷りにして売捌くことにし、「演説会誌第一章」と名付けて、同年十月二十四日、出版条例に照らして、高橋忠親を出版人として出版届を県庁に出した。ところが、これは区役所に出すべきものであると却下された。受付時間も過ぎていたので、やむを得ず翌日区役所へ出して受理された。

十月二十四日には、広島区大手筋二丁目の活版所へ印刷を依頼し、翌二十五日に印刷が成ったので、成規に照らして、三部の納本に添書して、郵便で内務省図書局へ送付した。

二十六日には、大手筋二丁目角の知新堂松浦勝左衛門ならびに新聞の売りほか二三家に売捌きのため数葉を託した。

二十七日は、広島立志舎会員の定式演説に当たり、会場出張の三村一等巡査に十畝は手づから一葉を渡し、会場でも会員へ沢山売捌いた。そして、大坂へも掛合い、当地でも手を広げて、売捌くこととした。

ところが、二十八日の夕方、広島警察署から日置・高橋・十畝に対して召喚状が来た。

3 第三回（『広島新聞』第三〇九号、明治十三年二月六日）

第三回は、日置・高橋・十畝の三名が、広島警察署に出頭した

際的狀況である。

三名は、明治十二（一八七九）年十月二十九日午前九時頃、広島区一丁目の広島警察署へ入った。溜所で、出版条例に触れたのではないかとも考えた。しかし、出版書籍を絶つには警察の手によるべきものではない、まして出版に關わりのない日置貫を召喚する訳もない。それなら、十畝が演説の際口を滑らせて官安を妨害したのではあるまいかと、互いに胸を抑えながら見渡すと、左右前後には地獄の会場も斯くあるのか、罪人のみが居並んでいる。

待つこと暫くして、日置貫という大声が受付から発せられ、また高橋忠親という高声を聞き、次に山田十畝という厳声があり、第三号白洲に入った。見渡せば、左方には七等警部松浦武夫、中央には十等警部三村省、右方には二等巡查何某、孰れも意気揚々として、我々の如き卑屈人からこれを見ると、閻魔大王の訟庭も斯くやあると思われた。十畝は進んで、松浦警部の前に至り、手摺に手を掛けた時、和服を着た老体の見坐が、十畝に向かつて眼鏡を外せという。十畝は、「眼鏡を外す時は、眼で物を見る事能わず、依て免るされよ。」という、見坐は黙った。

(20) 「司法職務定制」(明治五年八月三日太政官無号。明治七年一月二十八日太

政官第十四号達および明治八年五月八日司法省第十号達により消滅)には、

「第二章 本省職制」の「第六条等外職制・等外二等・第四」に「見坐ハ裁判所ニ屬シ、訴訟人及犯人ヲ看守シ、拷責繫縛ノ役ニ供ス。」

広島立志舎の創立とその活動

とあり、また「第二十一章 司法省及司法省裁判所庶務順序」の「第九十三条断獄順序」に「府県裁判所ヨリ罪人ヲ送致シ及連部重要罪人ヲ捕縛シ至レバ、検部見坐ヲシテ受取ラシメ。」とある。

「断獄則例」(明治六年二月二十四日司法省第二十二号。明治十三年七月十七日太政官第三十七号布告により消滅。「第六則」には、「断獄ノ位置右ヲ上トシ、判事欄欄ヲ距ルコト五尺、解部判事ノ左リ中階ニ在リ、検事判事ノ右斜メニ面ス、各前ニ卓ヲ置キ椅子ニ踞ス、解部見坐ニ命ジテ囚ヲ牽テ欄欄ノ下ニ立タシム。」とある。

「決議録」と題する簿冊(広島高等裁判所蔵)に収録されている、「広島裁判所民事取扱順序」(明治十一年二月五日施行)の「第三章 審判順序ノ事」(第十一条・第十二条、「第四章 裁判申渡之事」(第十二条、「第五章 犯罪人取扱ノ事」(第二十五条・第二十六条・第二十九条、「第八章 身代限順序之事」(第三十六条・第三十九条)に見座(見坐)が見える。見坐は、判事・書記官の指示に従い、原・被告の呼出、法廷秩序の維持、書類の掲示・送達などを担当している。

見坐は、「裁判所構成法」(明治十三年二月十日法律第六号。昭和二十二年四月十六日法律第五十九号により廃止)「第六章」に見える「廷丁」、現在の「廷吏」(「裁判所法」第六十三条に連なる裁判所職員であらう。しかし、「演説会誌の葛藤」が書かれた当時は、警察における取調に際しても、見坐が白洲に同席して「犯人を看守」していたことが分かる。

4 第四回（『広島新聞』第三二〇号、明治十三年二月八日）

第四回は、松浦警部による、十畝に対する取調の状況である。

白洲には、三人の警官と三人の受問者と見坐との七人の外の人ではなく、白洲は肅然としていた。十畝が松浦警部の前に進むと、

① 松浦警部は、「今般立志舎二をみて演説会誌といふものを出版し、定価二銭にて発売せりあれば、舎益を計るのためか。」と問う。

② 十畝は、「敢て舎益をのみ計るにはあらざれども、出版すれば印刷の料も入用なり、紙代もなくてはならず、著者にも謝礼すべければ、仮に考ふれば二銭の定価はチト高価のよふなれども、決して高価とは申されず。発売の数が多ければ自然舎益ともなるべければ、発売の数が少ければ舎損ともなるべし。損あれば益あり、益あれば損あり。出版の大趣意は人民をも益すべし、出版すべき人をも益するにあり。」と答える。

③ 松浦警部は、「然り、舎益を計るは左もあるべし。全体今般出版せし主旨は、青物市芝居小家にて開場せしも、僅かに二千余人にて、木戸を閉ぢたれば、其の時の演説を聴かざるものと聞ても十分に意味を解せぬものにて、頒ち布かんためなるべければ、果して然りとせば、該会誌は書物にもあらざるべく、引札広告の類にもあらざるべく、必雑誌雑報の類なるべし。然らずや。」という。

④ 十畝は、これを聞いて始めて、演説会誌の体裁が犯則ではな

いかと糺すためであることを知り、一つは安心して、「成る程一概に紙面の体裁を見て論を立る時は、一寸新紙のよふに見ゆれども、決してさるものではなく、私共が此の会誌を出版せし主意は、全く雑誌雑報の体裁にあらずして出版条例に照したり。左あればこそ、紙尾の記名も全く出版条例に拠りて、決して新聞条例を踏みしにあらざ。只だ書冊に綴るべきを、一枚に摺立てるの違ひあるのみ。」と答えた。

⑤ 松浦警部は、少し声を高くして、「否な否な、決して然らず。此の方は孰れから見ても雑誌雑報に類せしものなりと認る。」という。

⑥ 十畝は、この言を聞いて疑念晴れやらす、「然らず、申し述べん。新聞条例に拠る時は、編集長、印刷長の記名も致すべく、発売の期をも定むべきに、該誌の如きは全く之れと体裁を異にし、書冊に綴るべきを啻に一枚に摺立たるのみなれば、条例に抵触の廉は少しも之れなく、既に斯くの如き例は大坂においても度々あれども、未だ内務省より何等の御沙汰もなきを以て見れば、必ずしも条例に恰当して差支へなきものなりと思ふなり。」と答えた。

十畝がこの答弁をなすと、松浦警部は忿怒の様が顔に顕れ、十畝を睥睨して曰く、（以下次号）

5 第四回の続き（『広島新聞』第三二一号、明治十三年二月十四日）

第四回の続きは、松浦警部と十畝のやり取りの続きと、松浦警部の官に逆らうとそれ相應の処分をするぞという脅しに屈して、

十畝ら三人は新聞紙条例違反を受け入れることにした経緯である。

⑦ 松浦警部は、「然らず、然らず。其の方より法律の事を申しして此の方に逆ふても、此の方も其の職に居るものだから、法律の事は能く知つて居る。其の方が逆ふなら、此の方も其の所分を致すぞ。」という。

⑧ 十畝は辟易して、「決して逆ひ申すにあらず。全体五質問に答へ奉るには、例を引き律に照さずては、事の前後は如何にして分るべき。十畝におめては只だ、御訊問にお答へ申すのみにて、其のお答へに丁寧を尽したるものにぞある。」と弁解した。

⑨ 十畝の言を聞いて、松浦警部も少し顔を和げ、「此の方も立志舎を盛大にせしめんと思へばこそ、佗の地方よりも演説の事は保護するなり。今迄も立志舎にて失策なしとは云ふべからざれども、些細の事は決して尤^よめず、又た其方杯の今迄の演説にも先ず以て格別不都合と思ふことなければ、此の以後とても官に逆ふような事がなくば、鎖末の事は尤めざるなり。抑も人たるものには、過誤失錯のなきものはあるべからず、過て改むるに憚ることなし。今般の如き、此の方より気の付きたる事あればこそ、直に呼び出して訊問するなり。何ント雑誌雑報に紛はしきとは思わぬか。」という。

広島立志舎の創立とその活動

⑩ しかし、十畝は、「決して思申さず。既に^も答へたる如く、全く^さ出版条例に触る、廉は更になければ、差^さ問^{もん}はあるべからず。」と答えた。

⑪ 松浦警部は、怒声を発して、「其方は強て官に逆ふか。官に逆ふ時は、此の方に於ても、夫丈の処分を致すぞ。」と脅す。

⑫ 十畝は、辟易措く所を知らず、戦慄^{おそ}ながら、「斯くも十畝の申述は、犯則に相違なしとの五認定ならば、出版人の意見も聞き申すべし。全体書中の事ならば十畝におめてもお答へ申すべけれども、出版犯則上の事は出版人に五訊問あるべき筈なり。入らざるに、答へを申したるかと思ふ。」と答えた。

⑬ 松浦警部は、容貌を正して、「成る程左あるべしなれども、広島立志舎には舎長もあり、夫々の役員あれども、何も蚊も山田さん山田さんと云ふて、一も其の方の手に出でざるものはあるまじく、其の方より見れば、舎長も出版人も三尺の童子と同様ならん。併しながら、尚ほ又た三名とも評議の上、何分を申出づべし。」という。

よつて、十畝も再議を承わり、三人共に白洲を下りたのは午前十一時三十分頃で、それより溜所に腰かけ協議した。そして、何分にも今般の事件は犯則にせよ、何にせよ罪が重いわけではなく、この軽罪のために長々と推問される時は、我々の主旨たる公益の旨にも悖るので、警部の論言を受けて後害を絶とうと、たちまち卑屈の決議をして、更に白洲の出張を請うた。

6 第五回(「広島新聞」第三二二号、明治十三年二月十八日)

第五回は、三人が、出来ぬ堪忍するが堪忍と、云われるまゝに「答弁書」を差出して退出したが、その直後、広島区長から、警察署とは違い、出版届が差出されたので成規の通り演説会誌三葉を即刻差出せという書面が達せられた経緯である。

三人は、警部の言に任そうと心に決めて面謁を請い、暫くして呼び出され、三号白洲へ入った。

⑭ 松浦警部は、三人に向かつて、「過刻の問答は如何に思ふか。」と質問した。

⑮ 十畝は、「成る程過刻來、五調所におゐて氣取違ひなりとの五断言に依て見れば、氣取違ひなるべし。十畝におゐては、新聞条例と出版条例とは平常よく玩味致し居れば、少しも差聞へなしと存するより、斯くはなせしなれども、今になりて思ひ返せば、其の玩味は取も直さず氣取違ひでありしかと存する。」と答えた。

⑯ 松浦警部は、「其の申出に相違なくば、一応答弁書を差出すべし。此の方にて、案文を認めて見よふ。」という。そして、松浦警部は口述して、三村警部に筆記させ添削数度の上、案文を十畝に渡して、「此の通りに認めねばならぬといふでなければ、之れに相違なくば、白紙へ二通を認め、受付を経て差出すべし。」という。

三人はこれを受けて、白洲を出て広島警察署の南隣の彫刻師石

井昇石宅を借受け、案文の通り、次のような答弁書を認めた。

御尋問答弁書

自分儀申合広島立志舎ト称シ演説会ヲ開キ、明治十二年十月廿四日附ヲ以テ、演説会誌ト称シ第一章ヲ始メトシ時々雑誌雜報ニ類スルモノヲ、御届ノミニテ価ニ二銭ニテ広島区式丁目角知新堂ニ於テ発売仕候段ハ、御規則氣取違ヒニ付キ、本日ヨリ発売差止め申候、氣取違ノ段答弁書ヲ以テ申上候、以上
明治十二年十月廿九日

広島区新川場町十八番地妙慶院寄留

士族日置生太父 日 置 貴 ○

同職町五百九十番邸住士族 高 橋 忠 親 ○

同八丁堀十一番邸牛尾牧夫方寄留高知県士族 山 田 十 畝 ○

広島警察署

七等警部松浦武夫殿

⑰ 高橋が右の書面を受付へ差出し、暫くして、三名は呼出されて第三号の白洲に入った。

⑱ 今度は、松浦警部一名が中央に坐を占め、手に我々の答弁書を携えて、「此の答弁書は相違なきか。」と問う。

⑲ 十畝は、「然り。」と答えた。

⑳ 松浦警部は、「然らば、本日より発売を差止るか。」という。

②⑩ 十畝が、「然り。」と答えた。

②⑪ 松浦警部は、威儀を正して、「然らば、此の方より何分の沙汰ある迄は、演説会講談会とも差止るから、其の分に心得よ。」という。

その言葉の切れるか切れぬ間に、警部は内に入り、見坐は下れの大声を發した。三人は、今すぐ申入れたい次第があつたが、先ず帰り途に知新堂に至り、売捌きを止め看板を収めさせ、売残りの会誌を受取つた。広島立志舎に帰り、直ぐ同舎で論士課兼出版課の書記である岸野義衛に、所々の売捌所より会誌を引上げさせている最中に、高橋忠親あてに、広島区長から左の書面を達せられた。

幟町 高橋忠親

演説会誌出版届差出候処、右者該誌三葉相添へ差出候、成規

二付即刻可差出候事

明治十二年十月廿九日

広島区長中尾正名

こ、において、警察署の認定と区長の取扱と表裏するが如く、如何にも不審の晴れぬことになった。

7 第六回（『広島新聞』第三三三三号、明治十三年三月七日）

第六回は、警察署に対して、会誌発売差止と演説・講談会差止とは別種の問題ではないかという趣旨の伺書を差出し、回答を求めた経緯である。

広島立志舎の創立とその活動

日置・高橋・十畝の三人は、区長の達を見て、警察署においては犯則と視認するが、区長は犯則とはしていないので、この件については県令に伺い出ようと、十畝が伺書の草案を担当することにした。

それはさて置き、演説・講談会の差止命令を考えると、会誌発売差止と演説・講談会差止とは別種の問題であり、会誌発売差止はともかく、演説・講談会差止の命令は了解出来ない。そこで、先ず三名連名で、広島警察署長五等警部樋口一成あてに、その旨の伺文「演説会講談会ノ義ニ付伺」を認め、翌三十日、正副二三通を三等書記の前川為三に託して、広島警察署へ差出した。

その伺書を出すと、暫く控えるよう申付られたが、直ちに次のような朱書の指令があつた。

書面伺ノ趣モ候得共、訊問中差止候事

明治十二年十月卅日

署長代理

八等警部三宅重義

8 第六回の続き（『広島新聞』第三一四号、明治十三年三月十日）

第六回の続きは、警察署の認定と区長の取扱とが相反するので、広島県令藤井勉三に対して、伺書「出版之儀ニ付キ伺」を差出し、指令を待つことにした経緯である。

出版人高橋忠親、著者山田十畝は、県令への伺書「出版之儀ニ付キ伺」を三通認めて、区役所へ差出した。

出版之儀ニ付キ伺

明治十二年十月廿四日附ヲ以テ、演説会誌第一章出版ノ義及御届、同月廿五日出版仕候間、御成規ニ照シ内務省へ郵便ヲ以テ三枚ヲ納メ、直チニ発売ヲ相始メ候、然ルニ広島警察署へ私共并二本県士族日置貫ヲ御呼立ニ相成、昨廿九日出頭仕候処、松浦七等警部ヨリ、左ノ通り訊問ニ相成り、左ノ趣キ答弁仕候、其ノ畧ハ

——(注、前出につき中略)——

右答弁書ヲ差出候処、松浦警部ヨリ、左ノ通り申シ渡サレタリ

追テ何分ノ沙汰アル迄ハ、演説会講談会トモ差止ル

ト、此ノ義ニ付テ了解仕リ難キ廉有之候へドモ、コレハ警察署ヘ伺出テ可申候

其ノ後直チニ発売向キ二人ヲ配リ、発売ヲ差止メ候折柄、左ノ如キ御達ヲ得タリ

——(注、前出につき中略)——

早速三葉ノ会誌ヲ差出申候、依テ執考仕候処、警察署ニ於テ雑誌雑報ニ紛ハシキモノナラントノ御申聞ニテ、定メシ私共ノ条例ヲ誤解セシナラントスルニテ、発売差止メノ旨ヲ答弁書ニ認メ差出候処、傍ラ区长ヨリハ斯克ノ如キ御達アルトスレバ、甲八届ナシニテハ不都合ナリトシ、乙八届ニテ差聞ヘナシトスルガ如シ、故ニ私共大ニ躊躇仕候ヨリ、出版条例新

聞条例熟閱仕候処、何分雑誌ノ義ハ出版条例ニ照シ出版ノ度々届出候テモ不都合有之間敷様奉存、之レヲ例ニ照スモ、大阪府於テハ斯克ノ如キ一枚摺ニテ続々出版スベキモノヲ出版条例ニ照シ不都合無之モノ四五ニ非ズ、現ニ高知県士族岡軌光ノ編輯ニテ演説紀事ナル一枚摺モコレトシノ違ヒナシ、然ラバ如何相心得可然哉、尤モ警察署へハ答弁書ヲ差出有之故、何分御指令有之迄ハ発売不仕ハ勿論ニ候間、可否ノ御指令ヲ至急奉仰度此ノ段奉伺候也

明治十二年十月三十日

広島区幟町五百九十番邸士族

出版人

高橋忠親 ○

同

八丁堀十一番邸牛尾牧方寄留高知県士族

著者

山田十畝 ○

広島県令藤井勉三殿

9 第七回 (『広島新聞』第三二五号、明治十三年三月十二日)

第七回は、明治十三(一八八〇)年十月三十日、広島県警保課から召喚状が届き出頭したところ、一色五等警部から訊問を受けた状況である。

三名は、伺書に対する県令からの指令を待っていたが、思いがけず、十月三十日、広島区役所から、明日午前九時に親類組合の者を差添て、警保課へ出頭せよという達書が来た。

三人は、三十一日、牛尾牧夫を差添に、一緒に県庁警保課に出頭したが、受付には誰も人はいなかった。十時過ぎ、巡查二名が出てきたので、三人は名刺を出した。暫くして、十畝が呼び出され調所に入った。正面には高足机に緑色のリッネルを垂れ、一色五等警部は通常の洋服で、さも穩着に居られた。十畝は進み、警部を前に一礼した。

- ① 一色警部は、「当時広島区八丁堀に寄留する、高知県土族山田十畝とはそなたか。」と問う。
- ② 十畝は、「然り。」と答えた。
- ③ 一警（一色警部の略なり、以下倣へ。）は、「何時から寄留せしか。」と問う。
- ④ 十畝は、「九月廿五日大坂より着広致し、昨日まで止宿中の所、昨日より寄留せり。」と答える。
- ⑤ 一警は、「日置貫、高橋忠親とは同志の者なるか。」と問う。
- ⑥ 十畝は、「然り。」と答える。
- ⑦ 一警は、「明治十二年八月に日置貫、高橋忠親より、区役所を経て県庁へ、広島立志舎と称へ、法律を研究し民権を拡張いたしたしと、願出で許可せられたり。其の砌は、そなたも協議せしか。」と問う。
- ⑧ 十畝は、「協議せしにあらざ。その故は、十畝の着広せざる以前だから。」と答えた。
- ⑨ 一警は、「然るべし。併しながら、文通せしこともなきか、

広島立志舎の創立とその活動

又た今日になりては同意なるか。」と問う。

- ⑩ 十畝は、「文通せし覚はなけれども、今日は同意なり。」と答える。
- ⑪ 一警は、「役員は備われるか、舎長は誰なるか。」と問う。
- ⑫ 十畝は、「役員は備はれり。舎長は日置貫なり。」と答える。
- ⑬ 一警は、「日置貫の舎長に登庸の次第は、県庁へ届け出しか、又は舎中のみ約束か。」と問う。
- ⑭ 十畝は、「届出しにあらざ。舎中のみ約束に止りたり。」と答える。
- ⑮ 一警は、「今般広島立志舎に於て、其の方の著述、高橋忠親の出版にて、演説会誌といふものを出版せりあれば、只だの舎益のみ計るためにはあらずして、公益を計るためなるべし。」と問う。
- ⑯ 十畝は、「然り。」と答える。
- ⑰ 一警は、「あれ木板にはあらざるべく、必ず活版なるべし。然らば、何所の活版所へ申し附けしか。」と問う。
- ⑱ 十畝は、「広島区二丁目活版所にて、持主は知らず。」と答えた。
- ⑲ 一警は、「該会誌は立志舎の演説のみを載するの趣旨なるか、又た東京大坂其の外の県の有志者に乞ふて、智を交換するの趣旨なるか。」と問う。
- ⑳ 十畝は、「博く各地方有志者の演説を乞ふて、追々載するの趣

旨なり。」と答える。

⑲ 一警は、「第一章は、立志舎の説なるか。」と問う。

⑳ 十畝は、「然り、十畝が説なれば、取りも直さず立志舎説なり。」と答えた。

10 第七回の続き（『広島新聞』第三二六号、明治十三年三月十四日）

第七回の続きは、一色警部による十畝に対する訊問の続きである。

㉓ 一警は、「過日広島警察署に於て取調の砌り、条例を気取違の段答弁書を出せしが、只今になりても相違なきか。」と問う。

㉔ 十畝は、「如何にも。松浦警部より気取違の旨を申聞けられ、定めて十畝が条例を誤解せしものならんと思ふより、斯く致したるなり。依て、気取違には相違なけれども、其の気取違に付き申上ぐべき次第あり。」と答えた。

㉕ 一警は、「申上る次第あらば後にて聞かむ。只今は、拙者の問に答ふるのみにて、先ず外に吐口すること勿れ。」という。

㉖ 十畝は、「承知。」と答えた。

㉗ 一警は、「別に内務省へ届け出たるか。」と問う。

㉘ 十畝は、「別に内務省へ直接に届出たと申すにはあらねども、出版条例に照して出版届三枚を認め、区役所へ本月廿四日に差

出したり。其の故は、区役所の扣へ一枚と県庁の扣へ一枚と内務省へ進達の分一枚となり。且つ、進達願を県令宛にて三枚出

したり。其外成規に照し、郵便にて内務省へ直ちに納本三部を

⑳ 一警は、「条例を気取違には相違なきか。」と問う。

㉑ 十畝は、「然り。」と答える。

㉒ 一警は、「其方の申上る次第とは、何なるや。」と問う。

㉓ 十畝は、「余の儀にはあらず、何る程広島警察署に於て、松浦警部よりの申聞により、条例を誤解せしものならんと思ひ、気取違の段を答弁書に認め差出候には相違なけれども、帰舎の後

ち区役所より左の書面を達せられたり（此時区長より高橋忠親への達文写を警部に渡す）。依て、熟考仕候に、真に十畝等の気取違に相違なくば、区長より成規云々の達は無き筈なり。然るを、区長にては条例成規に照し居るも、傍ら広島警察署に於て

は犯則なりとせられたり。故に、十畝等大に躊躇する所ありて、昨日区役所を経て県令へ心得方の指令を仰ぎたり。多分本日は

県令の受取らる、ならん。併し、其の伺の写は只今持参せり、ご覧に備ふべき哉。」といった。

㉔ 一警は熟考して、「二覽致しし（於是、十畝より警部に其の伺の写を渡す。警部は熟閲して曰く）。此方は、広島警察署の取扱ひが当を得て、区長は当を欠きたるものなりと思ふ。併しな

がらは、伺出であるなら、何分の指令もあるべけれども、其の方の申立る気取違ひ云々と此の伺文とは大に齟齬するに似たり

如何。」という。

③④ 十畝は、「然り、只今気取違云々の御取札の砌、申上度き仔細ありと申せしは、全くこれ等の事にて、警察署にては気取違といひ、区長にては気取違とせざるより、伺出たるものものなれば、一概に警察署の答弁書のみにも拠る時は、聊か齟齬せずと云ふべからず。警部夫れこれを味ふて混合する事勿れ。」と答えた。

③⑤ 一警は、「其の方の答弁は分明なり。併し、警保課に於ては、広島警察署の申聞と異ならず、区長の達は誤りなりと認む。」という。

③⑥ 十畝は、「敢て弁を費さず。」という。
③⑦ 一警は、「然らば、其の申立を書面に認むるから、溜所に叩へ居れ。」という。

そこで、十畝が溜所へ帰ると、日置・高橋の兩人が呼ばれた。兩人の調べは、十畝と大同小異であるので略して、少し異なつた次第のみを載せると、

① 日置が、「演説会誌気取違の所刑は、甘んじて受くべけれども、それに連りて演説講談の両会を止めらるゝは、当らざる如し。

昨日も警察署へ伺出たれども、訊問中差止るとの指令ありたり。仰ぎ願くば、警保課にて許されん事を。」といったところ、

② 一警は、「広島警察署に於て差止めたる趣意は、敢て演説会誌と連絡したるよりするにはあらず。其の方共は、現今は訊問中の身分なれば、自ら謹慎してあるべき筈にて、訊問中の者を公

衆に対して演説なさしむるの謂れなし。落着を待つべし。」と答えた。

③ 日置は、「承知仕も、然らば貴等三名に止りて、他の会員には聞せざるか。」と問うた。

④ 一警は、「其の義は、書類を取調べて後刻に答ふべし。」と答えた。

これによつて、第一の庭を閉じたのである。

11 第八回（「広島新聞」第三二八号、明治十三年三月十八日）

第八回は、十月三十日の午後、三名は供述調書を取られて、明日直ちに広島裁判所へ求刑すると告げられ、更に、演説講談差止も広島警察署の意見通りであると通告された経緯である。

第一の庭が終わつて、四人は溜所で待つが、正午になつても呼出がない。受付の許しを得て、天神町の煮売屋で急いで昼飯を取り、県庁の通用門から入り受付に帰つたことを報告した。間もなく、三人と差添人に呼出があり、四人揃つて調所に入った。

先ず、十畝を呼ぶので、一色警部の前に出た。すると、警部から、「年齢は幾何なり。」と問われたので、「二十八歳九ヶ月なり。」と答えた。警部は、これを口書に添筆して、朗読した。そして、書面に異条なければ印を押せというので、十畝は異条はない旨答えて、名を記し印を捺した。次には、同様に日置、高橋を順々に呼立て、同じ手続をなした。

そして、牛尾牧夫を呼び、警部は、「其の方に、此の三名を責附申し附るから、三名を各通にして受書を出すべし。」といった。

また、三名に向かつて、警部は、「明日は直ちに広島裁判所へ求刑すべし。」という。三人は承諾する。見坐が、下がれの声を発すると、警部は日置に向かつて、「過刻演説講談会とも三名の外にて開きたき旨申出デしに付、取り調べたるが、広島警察署の意見を至当なりとする故、其の分に心得べし。」という。

これより、門外にある代書人に頼んで、受書を六通認め受付に提出し、県庁を出たのは午後二時三十分頃であった。

12 第九回 『広島新聞』第三一九号、明治十三年三月二十一日

第九回は、十一月五日、広島裁判所に召喚されて取調を受け、広島県警保課で取られた口書について否認したところ、始末書を書いて差出すようにと促された経緯である。

十一月五日午前八時三十分頃、牛尾牧夫に対して、日置、高橋山田を連れて出頭せよと、広島裁判所刑事課から、粕屋判事補の掛りで召喚された。取るものも取りあえず、四人は直ちに、裁判所の門に入り、訴所に名刺を出し、溜所に至った。

待つこと暫くして、午前十一時四人を呼ぶ声に応じて玄関前に至ると、刑事第一号庭へ入るべく命ぜられた。よって、庭の入口に至ると、見坐は到来したか否かを調べ、直ちに牛尾を除く三人を庭内に引入れた。判事の正面に進めば、中央には広島裁判所長

鳥居断三君、左方には鈴木判事補(粕屋判事補が掛りであったが、代りの由)筆を操って書記の任を占め、右方には広島県警部某が検事の任にあつた。白洲の西側には、見坐兩人が椅子に座っている。式が整うと、鳥居判事は、日置、高橋、山田と順席に原籍調べがあつた。

① それが終わると、鳥居判事は、十畝に向かつて、「其の方の著述、高橋親の出版人にて、演説会誌なるもの出版せり。相違なきか(此の時會誌一葉を見せらるる。)」と問う。

② 十畝は、「相違なし。」と答えた。

③ 鳥判(鳥居判事の略なり。以下同じ)は、「右に付き、広島県警保課にて捺印せし口供は相違なきか。」と問う。

④ 十畝は、「其の口供に付きては、申上度き次第あり。抑も、該口供たるや広島警察署并に広島県警保課に於て御取調の際、警部より犯則なりと認められたる故、いかにも出版条例、新聞条例を気取違ひせしものならんと口供に捺印を致し、恐入はしたれども、尚ほ退て能く考ふれば、全く以て犯則なりとは思はざるなり。」と答えた。

⑤ 鳥判は、「然らば、口供へ捺印せし後に考え出せしか。」と問う。

⑥ 十畝は、「然り。」と答えた。

⑦ 鳥判は、三名に向かつて、「然らば、始末書を差出すべし。直ちに調ふか。」という。

⑧ 高橋は、「明日迄で待たれよ。」と答える。

⑨ 鳥判は、「刑事にて、明日迄で待てとは不都合なり。本日差出す事が出来ずば、直ぐ口書を上げるぞ。」という。

⑩ 十畝は、「直ちに相認め、差出すべし。」と答えた。

⑪ 鳥判は、「然らば、認めて差出すべし。」という。

その時、見坐は下がれの一声を發した。我々三人は、刑事第一号庭を出て、溜所に帰つて来て、十畝手づから始末書を編纂した。

13 第十回 『広島新聞』第三二〇号、明治十三年三月二十三日

第十回は、「始末書」の全文である。

十畝は、「此の一通こそ骨ならぬ。これさへ出したら身の潔白己れ恥辱を晴らさんと、力を出して認めし、その始末書は……」と、次のような始末書を書いた。

始末書

広島県下広島区八丁堀十一番邸牛尾牧夫方

寄留高知県士族 山田 十畝

同県下回区鞆町五百九十番邸住士族

高橋 忠 親

私共今般演説会誌ヲ出版仕候次第ハ、全ク新聞雜誌ノ体裁ニ
做ヒシモノニ非ズ、無定期ハ申スニ及バズ、第二章以後ハ出版
スベキモノナルカ、又ハ第一章ノミニテ止ルモノナルカモ預定
ス可カラズ、然レドモ大体ノ主旨ハ、追々盛大ニ発兌スルニア

広島立志舎の創立とその活動

り、而シテ其ノ出版条例ニ拠リテ手續ヲナセシモノハ、已ニ大坂府下ニ於テモ演説紀事ナル一枚摺ヲ出版シテ発兌スルコト第三葉ニ及ブ（紙内ニ山田十畝ノ説モアリ、編輯者ハ高知県士族岡軌光ナリ）ヲ、悉皆出版条例ニヨリテ今日ニ至ルマデ何ノ不都合モナシ、畢竟一枚摺トナスノ所以ハ、冊ニ綴ルヨリハ印刷ノ料モ下直ニシテ、随ツテ定価モ下直ナルベク、又夕閱覽ニモ便ナレバナリ、且ツ其ノ第一章第二章ト陸續出版スルモ、已ニ出版条例第八条ヲ推スモ差間アルコトナク、又夕其ノ例ハ比々卷之一卷之ニヲ以テ出版スルモノヲ見テモ分明ナラン、此ノ演説会誌ニ限り犯則ノ訳ハアルマジク、出版条例第廿七条廿八条ヲ見テモ、何ニ拠ラズ出版物ハ出版条例ニ拠リテ差間ヘザルコト明ケシ

新聞条例第一条ヲ以テ考フル乎、其ノ条ニ曰ク「凡ソ新聞紙及ビ時々刷出スル雜誌雜報ヲ發行セントスルモノ」云々、此ノ演説会誌ハ此ノ条ニ洽当セシメントスルモ、其ノ主旨全ク異ナリ、主旨ノ新聞条例ニ拠ルベキモノニ非ズトセバ、仮令ヘ体裁等ハ新聞ニ似ルトモ、之レヲ出版条例ニ照シテ出版ノ度々内務卿ヘ届ケ出ルニ何ノ障ルコトヤアル、差間ヘナキハ已ニ例アリテ知ルベシ、加之該会誌ノ体裁タル記名年月日等ハ全ク体裁ヲ出版条例ニ倣ヘリ、故ニ著者族籍氏名住所、出版人族籍氏名住所、何年何月何日御届トセリ、之レヲ新聞条例ニ拠ラシムレバ、第何号、年月日、編輯長氏名、印刷長氏名トアルベシ、只夕書冊

二級ルベキヲ一枚ニ摺立タルノ差異アルノミ、此ノ差異ハ差闊ヘナキコト例ヲ以テ知ル所ナリ

前条ヲ以テスルトキハ、全ク以テ犯則ニ非ザルコトヲ知ルト雖モ、広島警察署并ニ広島県警保課ニ於テハ、犯則ナリト認メラレ、私共ニ犯則ノ旨ヲ申聞ケラル故ニ、私共ニ於テモ定メテ新聞出版兩条例ヲ氣取違ヒセシモノナラント思ヒ口書ニ捺印セリ、然ルヲ尚ホ又ヲ再三再四条例ヲ照ストキハ、何分ニモ前項ニ相違ナク、私共最初ノ存慮ト異ナラズシテ、氣取違ヒニハアラザルベシト被存候、私共ノ申立右之通りニ相違無御座候、以上

明治十二年十一月五日

右

山田 十 畝 ○

高橋 忠 親 ○

広島裁判所長

判事鳥居三殿

日置氏は、右の書面とは別に一通を認めて、訴所に差出し受付けられたので、四人は溜所に帰り午飯を食して、呼出を待った。

14 第十一回 (『広島新聞』第三三三号、明治十三年四月四日)

第十一回は、広島裁判所における取調が終結し、判決日に出頭したところ、判決が延期され、それに続いて広島区長から出版届却下の達が届いた経緯である。

午後二時頃、四人を呼出す声を聞く。そこで、刑事の第二号

庭に入ると、正面に鈴木判事補一人だけ席にいた。三人がその前に進むと、鈴木判事補は、申立の趣旨は始末書でよく分かったので、更に訊問すべきことはなく、直ちに口書を読み聞かすと述べ、

日置、高橋、山田の口書を順次読み上げて一名の分が終る毎に、各々捺印して判事補に渡した(口書の大意は始末書と同じである)。

ここで、鈴木判事補は、「明日は裁判を申渡すべし。必ず九時に出頭すべし。併し委細は訴所より差添人に通知を致す。」という。それを聞いて三人は嬉しくなり、訴所へは明日九時に四人必ず出頭致しますという受書を出し、その日は宿所へと引取った。

翌十一月六日の朝八時過ぎ、四人は広島裁判所へ入着した。午前十時頃に、牛尾牧夫が呼出されたが、受付が云うには、本日呼出はしたけれど、追って呼出するまで引取れという。

裁判所からの呼出を待っていたところ、十一月七日夕方、区長は、先月三十日に出した県令への伺書三通と出版届三通と進達届三通とを、左のような達を以て高橋忠親に却下してきた。

幟町 高橋 忠 親

別紙出版届并伺書共及進達候処、右ハ警保課ニ於テ違犯ノ廉ヲ以テ其筋ヘ求刑中ニ付キ、悉皆却下可致旨違有之候条、別紙悉皆下附候事

明治十二年十一月六日

広島区長中尾正名

そこで、内務省には、次のような書面に出版届の写一枚を添えて、翌九日午後郵便で差出した。

明治十二年十月廿五日附ヲ以テ演説会誌第一章納本三枚へ添書シテ御郵送申上候、爾后該会誌ハ出版条例ニ拠ル可キモノニ非ズ、新聞条例ニ拠ルベキモノナリト広島警保課ヨリ認めラレ、現今広島裁判所へ求刑中ニ御坐候、素ヨリ私ニ於テハ今迄ノ例モ有之義ニテ、出版条例ニ準拠シ候テモ犯則スベキモノナラズト、只ダ裁決ヲ待ツノミニ御坐候、然ル処一昨日七日別紙写之届書ヲ左ノ達書ニテ却下セラレタリ(編者曰す、達書は即ち六日に区長より高橋へ達せられたるものなれば略しぬ)

右納本ト出版届ト前后齟齬仕候間、此ノ段上申仕候也

明治十二年十一月九日

広島県士族

高橋 忠 親 ○

広島県下広島区

職町五百九十番邸

内務省

図書局御中

15 大審院明治十三年四月十四日判決(第百八十三号・新聞条例抵触

の件。司法省藏版『大審院刑事判決録 明治十三年十二月印行』

「演説会誌ノ葛藤」は、第十一回以降は残存していないが、大審院判決によつて、広島裁判所が「無構(注、無罪)」の判決をした理由、広島県二等警部田中一介の上告理由、大審院詰検事杉本芳

広島立志舎の創立とその活動

照が大審院に処分を求めた理由、大審院が広島裁判所の判決を破毀しなかつた理由を知ることができる。

(1) 広島裁判所の判断

まず、大審院判決は、「右忠親外二名ガ、明治十二年十一月五日広島裁判所ニ於テ審問ヲ受ケタル口供、及ビ同裁判所へ差出タル始末書ノ旨趣左ノ如シ」と、忠親・十畝・貫三名の明治十二年十一月五日付「口供」と「始末書」を援用して、「明治十二年十一月十三日、広島裁判所ニ於テ左ノ裁判(注、「無構」)ヲ申渡タリ」という。すなわち、広島裁判所は、十畝等の主張を全面的に認め、無罪を言渡したのである。

(2) 上告理由

次に、大審院判決は、広島県二等警部田中一介が、広島裁判所の裁判を不法であるとして、明治十二年十一月十九日、大審院に上告するため司法省に差出した上告状の要領は、次のようであると引用する。すなわち、田中警部は、「高橋忠親外二名、新聞条例違反ノ罪アルヲ以テ公訴セシヲ、何ノ拠アリテ構ナシト判決セシヤ、仍ホ同所於テ為シタル口供其他書類ヲ審閲考案スルニ、明治十二年十月廿九日附被告ガ警察署へ差出タル答弁書并同月三十一日附警保課於テ為シタル口供ハ、一時ノ気取違ヒナリト翻異シ、明治十二年十一月五日附被告ガ裁判所へ差出タル始末書ヲ真実ナリト認定セシニヨリ、斯ク構ヒナシトノ裁判ヲ為シタルハ、不当ノ裁判ニシテ、右ハ全ク被告ガ其罪ヲ遁ガレントスルノコトニ出

デタル義ニテ、決テ前頭警察署へ差出タル答弁書并ニ警保課於為シタル口供ヲ消滅スルノ効力ナキハ言ヲ俟タズ、且ツ演説書結尾「左様ナラマタ次号ニテ」ノ十字ニ就キ之ヲ見ルモ、号ヲ追フテ時々発兌スルノ趣旨、即チ雜誌雜報ノ類タルヤ明ケシ、固ヨリ冊子ヲ出版スルト同一ニ見做スベキモノニアラズ、故ニ右構ナシトノ宣告ハ、裁判ノ不当ナルモノト見込候付、「控訴上告手續」第二十九條ニ依リ一件書類ヲ合テ、此段上告仕候也」と主張している。そして、大審院詰検事杉本芳熙が、明治十二年十二月二十日大審院に処分を求めたことは、「該犯等、官庁ノ許可ヲ得ズシテ印刷発売セシ演説会誌ハ、則チ雜誌雜報ノ類ニシテ、新聞紙條例第一條ニ違反スルモノトス、因テ広島県警部意見ノ通、広島裁判所ニ於テ無構ノ処分ヲ為シタルハ、不当ノ裁判ト考量ス」というものである。

(3) 大審院の判断

そこで、大審院は、次のように裁判した。

弁明

高橋忠親等ガ、演説会誌ヲ発売シタルニ依リ、明治十二年十月二十九日広島県警察署及ビ警保課ニ於テ吟味ヲ受ケタル節、忠親等ガ指出シタル答弁書并ニ供状ニハ、該演説会誌ヲ発行セシハ新聞條例ニ依ルベキヲ、偶條例規則ヲ了解セザルニ依リ、出版條例ニ依リタルハ犯則ノ旨申立、猶又前文ノ如ク明治十二年十一月五日忠親等ガ、広島裁判所ニ於テ審問ヲ受ケ

為シタル口供及ビ始末書ニハ、該演説会誌ハ出版條例ニ依ルベキ者ニシテ、新聞條例ニ依ルベキ者ニアラザル旨ヲ主張セリ、因テ其供述タル前後其旨趣ヲ異ニススト雖モ、該件ノ如キハ敢テ其口供ノ真否ヲ弁ズルヲ要セザル者トス、如何トナレバ、忠親等ガ発売シタル演説会誌一葉摺ハ、出版條例ニ依ルベキノ性質ヲ有セザルヤ、将タ新聞條例ニ依リテ発行スベキノ性質ヲ有セルヤノ事実ヲ審閲シテ、其罪ノ有無ヲ断ズルニアリテ、忠親等ガ供述ノ如何ニ關係スベキ者ニアラザレバナリ、故ニ其事実ニ就テ之ヲ推究スレバ、該演説会誌ナル者ハ、当時山田十畝ガ「官吏商心ヲ去ラズンバ国家ヲ経営スベカラズ」ト云フニ、標題トシ終始其論説ヲ記載シ、公衆ニ示シタル者ニシテ、其文章ノ体裁ニ於ルモ雜誌雜報ノ如ク、衆種ノ論説等ヲ雜録蒐輯シタル者ニアラズ、該演説書ノ結尾ニ「左様ナラマタ次号ニテ」ノ文字中ニ付テ觀レバ、号ヲ逐テ出版スベキ旨趣ナリトスルモ、其都度相当ノ手續ヲ為シ内務省へ届出、而シテ発売スルニ於テハ、即チ一小冊子ヲ出版スル者ト同一般ニ看做スベキ者トス、而テ其演説会誌ヲ発行スルニ方リ、出版人高橋忠親及ビ著述人山田十畝ガ、明治十二年十月二十四日連署シテ、内務省及ビ広島県庁へ届出タル書面ヲ閱スルニ左ノ如シ、

出版御届

山田十畝著述

第七卷章

一演説会誌 一枚 竪八寸

幅壹尺五寸

明治十二年十月出版

右者山田十畝著述広島立志舎演説会ノ砌、演説者ノ述ベシ論説ヲ記載セシ書ニテ、一切条例ニ触レ候廉無之候、今般出版仕度此段連印ヲ以テ御届仕候也

明治十二年十月廿四日 著述人 山田 十 畝 印

高知県下土佐国土佐郡

高知帶屋町拾貳番地

出版人 高橋 忠 親 印

広島県下広島区幟町五百

九拾番邸

内務卿伊藤博文殿

御進達願

別紙出版届御進達可被下、此段奉願候、以上

広島区幟町五百九拾番邸

士族

明治十二年十月廿四日

高橋 忠 親 印

佐伯郡己斐村三百五拾三

番邸 士族日置生太父

広島立志舎の創立とその活動

前書願出候条致進達候也

明治十二年十月廿九日 広島区長 中尾 正名 印

広島県令藤井勉三殿

右ノ届書ヲ以テ見レバ、乃チ出版条例第一条及び第五条ニ拠リ、忠親等ニ於テハ相当ノ手續ヲ為シタル者ナレバ、忠親等ガ該演説会誌ヲ発売シタルハ、条例ニ抵触スベキ者ニアラス。然レバ広島裁判所於テ忠親外式名ニ、広島立志舎演説会誌發行ノ始末取糺ス処、申口相分ルニ付、無構ト申渡シタルハ不適当ノ裁判ニ非ズトス

判決

右ノ如クナルヲ以テ、明治十二年十一月十三日広島裁判所ニ於テ、高橋忠親外二名ニ申渡シタル裁判ハ、破毀スベキノ理由ナシトス

四 「演説会誌の葛藤」の解題

1 広島立志舎に対する取締

広島県警察は、「演説会誌第一章」の体裁が、一枚の紙(縦八寸・横一尺五寸)に印刷されたもので、新聞紙条例に於いては「雑誌・雑報に類したものであり、新聞紙条例に違反していると決めつける。それに対して、十畝は、新聞紙条例では「刷行の定期」を定める必要があるが、「演説会誌第一章」は定期に発行するとは決めて

日 置 貫 印

いないし、書冊に綴るべきをたゞ一枚に摺立たのみで、新聞紙条例に触れる廉は少しもなく、また、雑誌であつても、出版条例に照して出版の都度届け出ても不都合はなく、既に大阪ではこのような例は度々あるが、内務省から何等の沙汰もない、と弁明する。²¹⁾

しかし、松浦武夫七等警部、一色小十郎五等警部は、十畝らの弁解には全く耳を貸そうとしない。そして、広島県二等警部田中一介が提出した上告状は、警察における「供述」では十畝らは新聞紙条例違反を自白しているのであるから、その自白は消滅しないし、「演説会誌第一章」の末尾で「左様ならまた次号にて」というところを見ると、号を追って発行する趣旨が見られ、雑誌・雑報の類であることは明らかであると主張している。大審院詰検事杉本芳熙も、「広島県警部」意見の通りとして、大審院に処分を求めている。

それに対して、大審院は、本件のような場合、「供述」の真否を弁ずる必要はなく、出版条例によつて発行すべき性質を有しないか、また新聞紙条例によつて発行すべき性質を有するかについて、事実を審問してその罪を断じればよく、供述の如何は関係しないとする。次に、大審院は、「演説会誌第一章」は、十畝の演説のみを記載しており、文章の体裁においても雑誌・雑報のように衆種の論説などを雑録・蒐輯したものでなく、また、「左様ならまた次号にて」の文字について観ても、その都度相当の手續して発

売すれば、一小冊子を出版するのと同様に見なすべきものであると判断する。そして、「演説会誌第一章」は、出版条例に基づく相当の手續を踐んで出版したものであるから、条例に違反しておらず、広島裁判所の無罪とした裁判は不適當の裁判ではないと認定し、「破毀すべき理由なし」と判決した。

この広島県警察の捜査、裁判における主張を見ると、内務省が従来出版条例による発行を認めていたものを無視して、何が何でも、十畝の演説講談会・出版活動を阻止しようとする、広島県警察の強い意思が窺える。

広島立志舎が、演説講談会まで差止められるような、理不尽な厳しい取締を受けたのは、当時、板垣退助、片岡健吉、林有造らが設立した土佐立志社や同社が主導する愛国社などによる自由民権運動が、演説会を通じて全国に波及していくことを、政府は徹底的に阻止しようとしていたからであるが、それだけではなく、

十畝は、広島に來た頃に出版された演説原稿「感動」(岡軌光編「演説舌戦記」、岡軌光・明治十二年十月)において、その締めくくりで、「上が無理をやらかして我々の自由を縛る様にならば……不自由で堪へ升るか。私は、『我に自由を与へよ、然らずば我に死を与えよ』といふ、パトリツキ・ヘンリーといふ人の語を守り升て反動力を茲に起し、政府転覆の戦争をなさんのみ、皆さんどふだ。」と述べているように、特に国安を妨害する恐れのある危険人物と見なされていたからと思われる。²³⁾

しかも、十畝の兄、山田平左衛門は、「板垣退助の倒幕運動に参加、小隊指令として鳥羽伏見の役に戦い、後ち東北の役に従軍してしばしば武勲を立てた。維新後教導団に入ったが明治六年征韓派に党して高知に帰り、立志社に参加、同十年拳兵を陰謀した罪（注、いわゆる「立志社の獄」）によって禁獄一年の刑を受けた²⁴⁾」ような、これまた政府にとっては武闘派の危険人物であったのである。

(21) 十畝は、そのほか、広島裁判所に提出した「始末書」では、「第一章、第二章と陸続出版するも、已に出版条例第八条（注、数年に涉り編を逐い漸次出版する図書）を推すも差間あることなく、又たその例は比々卷之一卷之二を以て出版するものを見ても分明ならん」、出版条例第二十七条（注、小説、歌謡の出版、二十八条（注、彫画の類の出版）を見ても何に抛らず出版物は出版条例に依りて差間へざること明けし。」とも主張している。

なお、当初、「新聞紙条例」第二条第二目において、「刷行ノ定期毎日毎週月或ハ無定期ノ類」と、新聞・雑誌が無定期のものも認めていたが、明治九（一八七六）年十一月二十八日、「第二条ノ第二目中、或ハ無定期ノ三字」を削除した（太政官布告第百四十六号）。

(22) 高坂正顕編『明治文化史』第四卷・思想言論編、洋々社・一九五五年・原書房・新装版一九八〇年・五七三～五八五頁。美土路昌一編著『明治大正史』I・言論篇、朝日新聞社・一九三〇年・クレス出版・複製版二〇〇〇年、九三～一〇二頁

(23) 十畝の風貌については、熊見定次郎「広島県に於ける新聞紙」（尚
広島立志舎の創立とその活動

古）²⁵⁾ 第二号、一九〇八年）は、「明治十二年頃になりますと、広島へ始めて二つの政社が出来まして、一は広島立志社、一は泰摩立志社と看板を掛けました、泰摩立志社は、伊予の人森島鼎三が長となり、広島立志社は、前に述べた山田十畝が長となりまして、何れも長髪鬚々肩に垂れ、仕込杖を仗き、宛然仏国革命時代の風を真似、人をして一見悚然たらしめて居ました。」という。

(24) 山田平左衛門は、弘化二（一八四五）年五月十八日高知県帯屋町に生れ、明治三十九（一八〇六）年一月六日没。父は、八藏清齋。高知藩士で知行五八〇石の御馬廻役であった。明治十二（一八七九）年、洗礼を受け高知教会の信徒となり、明治十四（一八八一）年二月、片岡健吉に代わって立志社の社長に推挙され民権運動を指導し、明治三十一（一八九八）年三月第五回衆議院議員選挙に立候補し当選（注、当時、土居氏を称していた。立憲政友会所属）、ついで土陽新聞の社長に推された（高知県人名事典新版）刊行委員会編「高知県人名事典 新版」、高知新聞社・一九九九年。高新企業編著「夢・人・自由」土佐の自由民権マップ」、高知新聞社・一九八九年。

このほか、平左衛門の履歴は、寺石正路「土佐偉人伝」（沢本書店・一九一四年・武内書店（訂正増補版）・一九四〇年・歴史図書社（訂正増補版）・一九七六年）、衆議院事務局編「第一回乃至第二十回総選挙衆議院議員略歴」（衆議院事務局・一九四〇年、後に、「政治家人名資料事典」第一巻、日本図書センター・二〇〇三年に収録）、衆議院・参議院編「議会制度七十年史」（衆議院議員名鑑（衆議院・参議院・一九六二年）、高知県人名事典編集委員会編「高知県人名事典」（高知市民図書館・一九七一年）、衆議院・

参議院編『議會制度百年史』衆議院議員名鑑(衆議院・参議院・一九九〇年)などに収録されている。

2 未完の「演説会誌の葛藤」

「演説会誌の葛藤」の第一回は、『広島新聞』第三〇六号(明治十三年一月二十七日)であるが、「茲に説き出す長物語は、まだ其の結局の附きしにはあらねども、世の人の心得にもなるべき廉もありぬべければ、旋らぬ筆にて書綴り仕るになん。」とあるように、広島裁判所で無罪の判決を得た後ではあるが、未だ大審院の判決が下される前に始まっている。

現在、我々が目にすることができる「演説会誌の葛藤」の最後は、『広島新聞』第三二二号(明治十三年四月四日)に掲載された第十一回である。第十一回は、明治十二(一八七九)年十一月五日の広島裁判所における判決日が延期されて、未だ判決日が指定されない同月七日、広島区長から「演説会誌第一章」の出版届を却下する達書が届いたので、同月九日に内務省に対して、出版条例に準拠して出版しても違反にならないと信じて広島裁判所の判決を待っていたが、その前に出版届が却下された旨の通知を出したところで、終わっている。

すなわち、現存する『広島新聞』は、この第三二二号まで、あって、それ以降は残存していないから、『広島新聞』からは、我々は「演説会誌の葛藤」の続き(第十二回以降)に出てくるであろう、

広島裁判所の判決を知ることには出来ない。

しかし、大審院明治十三(一八八〇)年四月十四日判決(第百八十三号・新聞条例抵触の件)によると、明治十二(一八七九)年十一月十三日、広島裁判所において「無擗(注、無罪)」の判決があったことが判明する。したがって、『広島新聞』第三二二号以降の号が残存していれば、当然、「演説会誌の葛藤」第十二回には、無罪判決が誇らしく紹介されていると考えられる。

そして、右大審院判決によると、明治十二(一八七九)年十一月十九日、広島県二等警部田中一介は大審院に上告したが、明治十三(一八八〇)年四月十四日、大審院は「広島裁判所に於て…申渡したる判決は破毀すべき理由なしとす。」と判決したのであるから、『広島新聞』の発行が継続されていれば、最後は右大審院判決が紹介されたであろう。

3 『広島新聞』(興風社発行)の廃刊

ところで、宮武外骨稿・西田長寿補「明治前期新聞創刊年表」(明治文化研究会編『明治文化全集』第四卷新聞篇、日本評論社・一九六八年)には、明治十二(一八七七)年の欄に「広島新聞 十一月創刊 十三年四月(三二二号廃刊) 同年二月同名出づ(注、明治十年二月に真報社から同名の新聞が発行され同年三月・第二二号で廃刊となった。)」とある。また、当時、発行した新聞紙は、新聞紙条例によって総て内務省に納入されることになっていたが、明治十六(一八八三)

年七月刊行の内務省図書局編『図書局書目新聞雑誌の部 全』（内務省図書局・一八八三年）によると、「広島新聞 興風社 自明治十年十一月至同十三年四月 自一号至三百二十二号」とある。⁽²⁶⁾したがって、『広島新聞』は、明治十三（一八八〇）年四月四日、現存する最後の号である三二二号で廃刊になったと思われる。

『広島新聞』が廃刊した原因については、熊見定次郎著「広島に於ける新聞紙」（『尚古』第二年第二号、一九〇八年）によると、「広島新聞は、山田十畝が入社して、一時は面白く読まれましたが、何分広島人は、甚だ新聞紙を読まない、否な新聞紙の価値、広告の利益をも知らないから、広島新聞興風社は、遂に維持し兼ねて、あはれ、明治十三年の春夏の交、^{かわめ}廃刊致しました。」という。

しかし、『広島新聞』が、廃刊となったのは、販売不振だけが原因ではないと思われる。「広島新聞」は、十畝の記事が面白く読まれていたようであるから、「演説会誌の葛藤」を連載した眼目とも云うべき、広島裁判所の無罪判決を紹介し、未完のまま、廃刊することは考えにくい。広島県警察としては、その面目を失墜させる無罪判決が、面白可笑しく紹介されることは到底許すこととは出来ず、廃刊に追い込んだのではあるまいか。

しかも、『広島新聞』は、廃刊の直前、明治十三（一八八〇）年三月二十三日、内務省から発行停止処分を受け、同月三十日解停されている。この処分に対する『広島新聞』の対応もまた、廃刊に追い込まれる原因となったのであろう。

広島立志舎の創立とその活動

この発行停止処分について、十畝は、解停直後の『広島新聞』第三二一号（明治十三年四月二日）の「歎歎並び至る」という社説において、編輯にあたっては新聞紙条例・讒謗律に違反しないように万全の注意をし、しかも「我が社員は卑屈人民の巢窟」であるから、それらに違反するようなことをする訳はなく、発行停止は国安を妨害したこと以外に考えられないが、事前に編輯長が取調を受けたわけでもないので、何をもって国安を妨害したと認定されたのか理由が分からないと、歎いている。しかし、その実、十畝は、発行停止処分を受ける原因を故意に作り、処分を受けるや、それに対してその理由が分からないと抗議しているのである。この社説も、官を小馬鹿にし反抗するものとして、松浦警部を再度、激怒させたのであろう。

すなわち、「新聞紙条例」第十六条は、「院省使庁の許可を経ずして上書建白を載する事を得ず。」と規定し、違反した場合は、「禁獄一月以上一年以下罰金百円以上五百円以下を科す。」としている。したがって、元老院で受理された上書・建白を新聞・雑誌に掲載するためには、元老院の許可が必要であった。しかし、当時、元老院はそれを許可しなかったし、掲載した新聞・雑誌は、編集人を処罰するほか、特に国安妨害記事がなくても発行停止処分になっていた。それにも拘わらず、それを知らながら『広島新聞』は、広島県二十二郡有志総代長井勝が元老院に提出した「国会開設請願建言」⁽²⁸⁾の写しを、第三一六号（明治十三年三月十四日）、第三

一八号（明治二十三年三月十八日）、第三一九号（明治二十三年三月二十一日）、第三二〇号（明治二十三年三月二十三日）と、あと一回分を残すところまで連載したのである。しかも、解停後の第三二二号（明治二十三年四月四日）には、「演説会誌の葛藤」第十一回が掲載され、次回は無罪判決の紹介が目に見えていた。

そこで、右「国会開設請願建言」掲載当時の紙尾署名の社長井原静夫、社主兼印刷人堀義一、仮編集人本網善朗、主幹山田十畝らは、「新聞紙条例」第十六条違反で、一網打尽に逮捕されて長期に亘って取調を受け、事実上発行出来なくなったものではあるまいか。仮編輯人本網善朗は、同年五月二十日、「新聞紙条例」第十六条違反によって、禁獄三十日に処せられている^{29,30}。

(25) 明治文化研究会編『明治文化全集』第一七卷新聞篇、日本評論社・一九二八年、改版（第四卷新聞篇）一九五五年、第三版（第四卷新聞篇）一九六八年、復刻版（第一八卷新聞篇）一九九二年

(26) 内務省図書局編『図書局書目新聞雑誌之部 全』、内務省図書局・一八八三年、後に、明治文献資料叢書刊行会編『明治前期書目集成』第四分冊、明治文献・一九七二年、明治文化資料叢書刊行会・西田長寿編『明治文化資料叢書 第二二卷新聞編、風間書房・一九七二年に収録

(27) 『公文録』明治十三年（明治十三年三月内務省三）、「一 広島新聞同上（注、発行停止并解停）条 九十九」参照。『公文録』明治十三（一八八〇）年三月二十三日「坤函第三百二二号」を以て、内務卿松方正義から

太政大臣三条実美に対して、広島新聞を発行停止にし、広島県に相達したと上申された。そして、同月三十日、内務卿松方正義代理内務輔品川弥三郎から太政大臣三条実美に対して、解停したと上申された。発行停止・禁止処分に当たっては、通常は「国安妨害」が理由とされているが、広島新聞の場合は、理由は記載されていない。

(28) 明治十三（一八八〇）年二月十五日、広島県備後安芸高田二十二郡有志総代、備後国御調郡東野村千八百十四番邸居住平民農長井勝が元老院に提出した「国会開設請願建言」については、『明治建白書集成』第五卷（筑摩書房・一九九六年）に収録された「明治十三年二月 三九・国会開設懇願建言」（七二〇頁〜七三三頁）を参照されたい。

(29) 小池洋二郎『日本新聞歴史』、巖々堂・一八八二年。後に、『明治文化全集』第一七卷新聞篇、日本評論社・一九二八年、改版（第四卷新聞篇）一九五五年、復刻版（第一八卷新聞篇）一九九二年に収録

(30) 森山誠一「国会開設建白と新聞紙条例第十六条」（『明治建白書集成』第四卷月報、筑摩書房・一九八八年）は、本網善朗が処罰を受けた理由は、岡山県有志の国会開設建白書を無許可で、明治十三（一八八〇）年一月、『広島新聞』に掲載した、めであるとしている。しかし、これは誤りで、本網は、広島県人長井勝の前掲「国会開設請願建言」を無許可で掲載した、めに処罰されたと思われる。

小池洋二郎・前掲『日本新聞歴史』に、「〔注、明治十三年五月〕廿日、広島新聞編輯長元網善明〔注、正しくは、仮編輯人本網善朗である。〕ヲ禁獄三十日ニ、日進新聞編輯長乙部克孝ヲ罰金百円ノ刑ニ処ス。與ニ

是し新聞條例十六條ニ触レシ廉アルニ因ル。」とあり、宮武外骨「改定増補筆禍史」(朝香屋書店・一九二六年。後に、『宮武外骨著作集』第四巻、河出書房新社・一九八五年に収録)は、「五月二十日 罰金百円 日進新聞

聞 乙部克孝」の注に、「乙部克孝は岡山県有志者の国会開設建言書の全文を掲出したる科に因る。」と解説し、齋藤昌三「現代筆禍文獻大表」(粹古堂書店・一九三二年。後に、『齋藤昌三著作集』第二巻、八潮書店・一九八〇年に収録)では、岡山新聞・広島新聞・日進新聞は明治十三年(一八八〇)年一月に建言書を掲載した旨、年表に載せている。森山誠一は、これらの文献を参照して、右小論を書いたという。

しかし、『広島新聞』は、第三〇二号(明治十三年一月十四日)に山陽新聞の記事を引用して、岡山県有志人民総代三村久吾・忍峽稜威兄・井手毛三により国会開設建言書が提出されたことを報道しているが、その建言書自体を掲載したことはない。

五 広島の自由民権運動

1 広島立志舎・泰磨立志社の創立

広島立志社は、明治十二(一八七九)年に来住した山田十畝(土佐国人)の興したものとされ、泰磨立志社は、明治十三(一八八〇)年旧伊予国から広島に来住した森島鼎三の創設したものとされているが、その論陣の中身については詳しく分かっていないとい⁽³¹⁾う。

ところが、十畝の「演説会誌の葛藤」(第一回・第七回)によると、

広島立志舎の創立とその活動

広島立志舎は明治十二(一八七九)年八月、広島県土族日置貫、同高橋忠親らが發起して、広島区新川場町の妙慶院の境内に創立し、日置貫が舎長であったことが判明する。

また、『広島新聞』第三〇四号(明治十三年一月二十二日)によると、泰磨立志社は、明治十三年一月十九日、広島区中島本町田邊彦七郎の邸内へ設けられ、社長は森島鼎三であることが分かる。

そして、これから紹介する『広島新聞』(興風社発行)の記事などによって、従来不明とされていた、広島立志舎、泰磨立志社が行った自由民権運動の論陣の中身を、知ることができるのであ⁽³²⁾る。

(31) 坂本忠次「広島県の自由民権運動」(広島市議会編「広島市議会史」総論・明治編、広島市議会・一九九〇年)参照。『広島市議会史』は、「本書の執筆に当たり、既に刊行された『広島市議会史』の…資料編…その他広島県および広島市による既刊資料ならびに『広島県史』、各種の市史編さんの成果等を活用した。」というもので、既存の文献・資料は殆ど参照していると考えられる。しかし、十畝の「演説会誌の葛藤」は、視野に入っていない。

(32) 谷山正道は、「広島県における自由民権運動は低調であったと言われるが」、「初期民権論者」窪田次郎…の思想と活動に関する研究が深められ…、これと関わって、…小田県における初期の「地方民会」をめぐる動向が明らかにされるなど、初期民権期の研究はかなり深め

られてきたと評価できよう。」という。しかし、「それ以後の民権運動の展開については、『広島県史』近代Ⅰなどの自治体史などで概説されている程度で、まだ本格的な論文を一本も有していないのが現状である。」という(自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権運動研究文献目録』三省堂・一九八四年、一九二頁)。

広島における自由民権運動については、次の各書に概説があるが、広島立志舎が日置貫らにより創始されたことに触れたものはなく、かつ、広島立志舎の具体的な活動に言及したものもない。

広島県警察部編『広島県警察史』紀元二千六百年記念、警察協会広島支部・一九四一年、四五九～四九八頁。広島市役所編『新修広島市史』第二卷・政治史編、広島市役所・一九五八年、四七一～四七三頁。広島県議会事務局編『広島県議会史』第一卷・明治編上巻、広島県議会・一九五九年、四三～三七〇頁。広島市役所編『新修広島市史』第一卷・総説編、広島市役所・一九六一年、四二六～四二七頁。広島県警察史編纂委員会編『広島県警察百年史』上巻、広島県警察本部・一九七一年、四三二～四三四頁。広島県編『広島県史』近代Ⅰ・通史Ⅴ、広島県・一九八〇年、二〇九～二八頁・五八七～五八九頁。広島市議会編『広島市議会史』総論、明治編、広島市議会・一九九〇年、四〇三～四〇九頁。

2 広島立志舎・泰磨立志社の活動

(1) 広島立志舎の活動状況

明治十二(一八七九)年九月下旬、広島立志舎の日置は、大阪に

赴いて、演説講談・法律研究のため中尾捨吉を広島に招こうとしたが、中尾は差支えがあり、代わりに山田十畝を呼んだ。そして、十畝は十月十四日、広島区広瀬村の青物市場の芝居小家で、二、三千人の聴衆を前にして、「官吏は商心を去らざらば国家を経営すべからず」と題する演説をした。広島立志舎は、その演説原稿を、「演説会誌第一章」と名付けて、同月二十四日出版条例に基づいて出版し、同月二十七日の定式演説会で沢山売捌いた。そうしたところ、広島警察は、「演説会誌第一章」は新聞紙条例で発行すべきであるとして、日置、高橋、十畝を新聞紙条例違反で起訴すると共に、広島立志舎の演説講談会も差止めた。しかし、広島裁判所は、十一月十三日、十畝らを無罪とした。

その直後、土佐立志社の植木枝盛は、明治十二(一八七九)年十二月三日から十日にかけて尾道、福山で演説をして、同年十二月十一日に広島に来たが、同月十二日から十四日まで厳島の観光に行き、十四日夜広島に戻って、同月十五日、十畝と会い、翌十六日、広島立志舎の日置、高橋、岸野義衛(鳥根県人)、本網善朗(山口県人)、十畝らと会合し、翌十七日宇品から船に乗り大阪に向かったという。しかし、枝盛は、広島では演説をせず、広島立志社の面々と、畳屋町某楼で「酒を出し、妓を招び歓娛を尽して回る」⁽³³⁾だけであった。

年が明けて、明治十三(一八八〇)年一月十九日、十畝は『広島新聞』第三〇三号に、「生儀今般興風社の請により、広島新聞の編

輯を助勢せんとす。向后社員一同奮励して、益々奇事新説の登録に怠らざるべし。江湖の諸彦、尚ほ旧に増す愛顧を垂れ給はんことを。但し、生の広島立志舎の舍務に關することは、依然旧の通にして、更に變することなし。」という「社告」を出した。更に、十畝は、同年三月七日（『広島新聞』第三一三三号）からは主幹の肩書でもって編輯に加り、『広島新聞』（興風社発行）は、広島立志舎が行う自由民権運動の広報紙の觀を呈するに至る。

まず、十畝は、『広島新聞』第三一三三三の社説「広島新聞の愛顧諸君に告ぐ」では、読者に自らの持論を開陳して、「理論は以て実績を覆ふに足らず、実績は以て理論を倒すこと能はず、双者相倚て而して始めて論議を全くと云ふべし。試に思へ、理論を以て之れを推さば、宇内に帝王あるの訳けなく、世界に政府あるの理なし。然かも、これあるは何ぞや、只だ一の慣習あるのみ。此の慣習を破らんとする、寧ろ人民の痛苦を目前に見るに如かざるなり。然らば、慣習をのみ墨守して理論を省みざる乎、固陋頑愚に陥りて改進の途に入ることを知らず、見す々々他の開進のために虎吞狼噬されて自滅を醸成するに至らん。理論実績豈に分離すべきものならん哉。今の論者は動もすれば其方向を誤り、理論を唱ふるに廢帝を以てし、実績を推すに英仏の革命を以てす。何ぞ夫れ誤れるの甚だしきや。我儕は理論に偏せず、実績に傾せず、理論に依て基礎を築き、実績を以て修飾を全くするにあるのみ。故に諂諛の文章を用ひず、疎暴の論説をなさず、公平無疵天下の大

勢を論ぜんとす。敢て官を恐るゝに非ず、又た官に倭へんふに非ず。権利のためには官をも論破すべく、義のためには官をも保護すべし。何ぞ区々たる細事に躊躇することあらん。諸君幸に我儕の論議は、斯くの如きものなりと思はれよ。謹白。」という。

そして、『広島新聞』第三一五号（明治十三年一月二十四日）から、十畝の社説「明治十三年地方官會議」という連載を始め、雑報欄では、「兼て前号にも記載せし如く、広島立志舎よりの招待に応じて、去る十八日の午前一時頃に大坂民政社員森田欽二郎氏が着広せられ、即日弊社と立志舎とに跨りたる山田十畝と同伴にて嚴島へ渡海し、同地にて懇親会を開きしに、戸長を始め町會議員、社務所并に豪商等合して百有余名來会し、二十一日迄昼夜の区別なく奇談珍話をなしたりしに、就れも大に感服し真に懇親の意を表したりと。依て向后は多分毎月二回程は開会するなるべし。右に付ては十畝が種々のお話もあるよしなれども、追々報道するとして今日は先づ。」と、広島立志舎の活動について報道が始まった。次に、『広島新聞』第三一六号（明治十三年二月二十七日）からは、「演説会誌の葛藤」の連載が始まり、福岡県筑前国人民惣代南川正雄、函田六輔より、国会開設および条約改正の建言書が、一月十六日、元老院に受理されたと報じている。また、大坂新報の報道によるとして、桜井静という軽躁家が、有名人の名を借りて国会のことを議論しているが、注意するようには呼び掛けている。そして、『広島新聞』第三一七号（明治十三年二月二日）には、「広

島立志舎へ招待せし彼の森田欽二郎氏は、去月(注、明治十三年一月)二十九日広島警察署に於て、向後管内に於て演説を禁止すと申し渡されたる由なるが、委細は次号に。」という予告をしている。それと同時に、「本日の広告にもある通り、弊社兼広島立志舎の山田十畝は、去月二十九日より細工町西蓮寺にて〔浮沈現世の利害〕といふを講釈され、明治六年以来官民間の奇事珍説を話さる、が、余程面白く人氣も沢山にて、初夜より五百人も入り、日本国中になき軍談席の大入りなり。日数十日の興行にて、次第々々に面白味加ると申すが、本を説でも話を聞きて、兎ても角でも耳に入れる事の出来ない事斗り話舛るが、何んと新發明の講釈師ではござらぬか。前席も余程面白いて。」と、十畝が営業のため軍書講釈の鑑札を受け「民権講釈」を始めたことを紹介している。

なお、『広島新聞』発行元の興風社は、一月二十八日西魚屋町筋中町から大手筋一丁目へ引移り、二月二日福貞楼において転社式を行っている(『広島新聞』第三〇七・三〇八号、明治十三年二月二日・四日)。十畝は、『興風社総代』の肩書きで、陸軍、裁判所、県官、早速社、介川社、泰磨立志舎、大坂民政舎など三十名の来賓を前に挨拶している。

こうして、実質的に広島立志舎の広報紙となった『広島新聞』(興風社発行)は、第三〇八号から広島立志舎の活動や各地の民権運動について、次のように報道している。

①『広島新聞』第三〇八号(明治十三年二月四日)

去る二十五六の両日には、広島立志舎にて臨時演説会を開かれし其の景況を掲げんに、前日には聴客七百名を余り随分盛にて弁士は首尾よく演説を畢り、別に懇親会をも開かれ山田十畝が(明治三十年の夢)という事を話され可なりに笑を起したり。偕て、次の日には本綱、加藤、岸野等の諸氏も演説を畢り、今般地より来広せし民政社員森田欽二郎氏が(日本の開化は亡国の種蒔きに等しきか)といふ演説の前口上に、同氏が来広の砌、船中にて聴きしには此の頃広島辺に或る社があり、其の人は板垣さんの弟子なりとて頻りに愚人を引き込み、又何だとか名を付けて、三百五十円とか五百円とかの金をば、板垣の支社を立てて身許金に取るものと、依て同氏は此の説を頻りに批難して、板垣氏は其の様な人ではなく、且つ民権の社を立てるに身許金などは存じもならずと、懇々演べ畢られしに、如何の事なるが、彼の何かに有名なる泰磨立志舎より数十人押し寄せ来り(其中にて余程大なる棒を携へたるもの六名程ありしが、中には何か引るものでも入れてはなきかと思へるが、真逆これを民権棒とも申されまい、何の為めだかトント)該舎長森島鼎三なる人が広島立志舎へ一演説せん事を請われたるが、直ちに許されて演壇に上り、前席に森田氏の演べられし身許金一条を喋々弁駁され乍ち一大論場を起したるが、余白なき故、委細は次号に譲り申すべし。(以下次号)

②『広島新聞』三〇九号(明治十三年二月六日)

広島立志舎演説の景況前号の続き。却説、森島氏は黒髪長く肩

へ垂れ、関羽の如き髭を掴み、さも民権家らしく演壇を借りて喋々演べ初めたり。其の主旨を聞くに、前席に森田氏の演べられし船中の雑話を己れの事と胸測し、或は広島立志舎を指して嫉妬心あるものなりといひ、或は五百円の金は我が舎に於て預るなり、されども之れを遣ひ払ふと云ふ訳にあらず、泰磨立志舎の衰微を救ふための用意なれば、決して耻べきものならずといふ、或は広島立志舎と泰磨立志舎と比べたらず就れか国家に益するとかいひ、或は山田十畝森田欽二郎など云ふ人は天下に有名な人にて、山田は著書等も致して書上の説には至極同意なれども口に吐く所ト心の中とは反対をするかも知れぬといひ、恰も螺貝の如き大音にて、さしも堅固の本堂を震動なさしめたり。駁論畢て何か警言を以て比較論を演べられしが、記者は馬耳東風かトントあの様な□演説は記憶不仕候。

解説復前もとよりて、森島氏が演壇に昇らんとするに当り、同舎員なる細川涉とかいふ人より森田氏に只今森島が演説をするから聴聞せられたしと報ぜし由（この細川といふ人は、森田氏の演説の時に縁側なる柱の畔に立ち聞きし居りし趣きなり）なるが、これに依て見れば、定めて最初より森田氏の説を駁撃するの積りにてありしなるべし。依て森田氏は森島氏の演説を終始聴聞し、直ちに其の後席に昇りて、再駁されし事は次号にて。（以下次号）

③ 『広島新聞』第三二〇号（明治十三年二月八日）

広島立志舎演説会の景況前号の続き。森田氏は、森島氏の演壇

広島立志舎の創立とその活動

を下るや、再び演壇に上りて述ぶるよふ、予に於ては、敢て泰磨立志舎を誹謗せしにあらず、嫉妬せしにあらず、広島立志舎と比較せしにもあらず、只だ船中の寄合話を聞きし儘に演述したりしが、斗らざりき、只今森島氏の説にて始めて身元金五百円を取に泰磨立志舎なる事を知れり。其の是非善悪は、予の評論するに由なけれども、未だ曾て民権の舎にて、分舎設立に身元金云々といふ事は夢にも聞かぬ事どもなり。又た、山田十畝と予とを天下に著名のものなれども、口と心とが違ひはせぬかといふなれども、成程予等は随分著名なるも左あるべし、併し予等の心がわからぬといふも尤千萬なるがため、予もまた反対に森島氏の心中に疑を挟まざるを得ざるなり。彼に身元金の如きも泰磨立志舎の衰微を救ふためなりといへども、若しも其のよふな事を口に吐き置きて、実は私欲のために致すかも知れぬ。彼れ我を疑はゞ、我も亦た彼を疑はざるを得ずとて、喋々演べられたれば、聴衆も大に喝采の喧しきを来したりし。右畢て又た、立志舎の本局にて懇親の会を開かれ、群衆に向ふて山田十畝は、過刻演説の時に森島森田の葛藤は一時の立服より生ぜしものにて、演説会と申すものはいつもあるよふな喧嘩のみあるものではなき旨を懇ろに挨拶し、而して懇親のためなりとて来衆に五百枚の名刺を与え、尚ほ跡にて（闇夜の借金）といふて国債の事を話し、日暮に至りて解会する事を得たり。尚ほ、廿七日の景況はまた次回にて。

④ 『広島新聞』三二二号（明治十三年二月十八日）

一八一（一八一）

広島立志舎演説会の景況前々号の続き。明くれば廿七日にて、定式会員の演説に当れども局面に不都合ありて開会する事能はず、さりとして前日広告もいたしあれば折角来会する者に対して気の毒千万なりとて、又た例の懇親会を開き本綱、加藤、森田、山田の四氏は交る代る立て、種々の話を致し四百余名の聴客は午後六時頃に一同退散せり。

然る処、同廿九日に至り、該舎員辻新之助を広島警察署より召喚され出頭せしに、松浦警部の掛にて廿五六兩日の演説主旨を訊問になりしが、辻氏は何も蚊も露さら知らざる旨を答しに、然らば該事情に明るき者を差出すべしとて、今度は本綱善朗氏を同伴せしに、是また事情に暗きを以て、森田欽二郎氏と日置貫氏とを即刻召喚せられたり。日置氏は病氣なれば、代理として岸野義衛氏は、森田氏と共に直ぐ出頭せし所ろ、松浦警部は森田氏に向ふて、同氏が廿五日に述べられし本題の預言なる林八等警部云々のお調べありて有様に具上したれば、松浦警部曰く、然らば当管内におゐては演説を禁止申附る、演説と申すものは那のよふに官吏などの事を直接に申し立るの主旨とは思わざりしに、数々の人民の前にて案外千万なりと申渡されたれば、森田氏は広島県内だけ禁止か又た何時帰坂するも苦しからざる哉を尋しに、素より県内だけの事に何時帰も差支なく全は当警察署の権内にて禁止せし故、これより県令へ上申する含なりと云はれたれば、森田氏は不服ながら後日の大計を慮りて、お受けを致されたる由。(完)

⑤ 『広島新聞』第三三三号(明治十三年三月七日)には、十畝の「大坂同業者の重罰を聞く」という社説を載せ、「独逸皇孫遊猟発砲事件」の報道で、大坂新報、大坂日報、京都日々新聞の編輯長が重い罰金と禁獄に処せられ、二月二十八日、東京曙新聞、朝野新聞などが発行停止処分を受けた事件を、憂國論者を罰すものであると批判している。そして、『広島新聞』三二四号(明治十三年三月十日)で、朝野、曙の両新聞が、三月二日解停になったことを歓迎している。

⑥ 『広島新聞』第三二四号(明治十三年三月十日)には、「広島立志舎は、兼て新川場町の妙慶院に設置ありしが、同寺は今度法会執行に付き、当分の間仮りに舎屋を設けらるゝとか、又は新に移転するとか聞きました。且つ、同舎より三次郡、加茂郡辺を頻りに演説せらるゝとか、ドーか盛大ならん事を外ながら記者杯は。」と、広島立志舎の動向を報じている。その他、演説の禁止は、昨年来の流行となつたが、皆な疎暴論者の直接暴言に止まり、東京では未だ禁止はなかつたところ、この頃有名な東京北辰社の幹事荒川高俊が、差止められたのが、東京での「矯矢」^{まさかひ}であろうと紹介している。

⑦ 『広島新聞』第三二五号(明治十三年三月十二日)には、十畝が遊説のため加茂郡四日市へ赴いたことを報じている。

⑧ 『広島新聞』第三二六号(明治十三年三月十四日)には、二月二十五日、土州高知玉水新地の芝居小屋において、前参議板垣退助、

片岡、小谷、西山など著名な諸氏が、大演説会を開き、また、加洲金沢の有志者が結合した精義社において、北陸道六洲の士を募つて北陸聯合会を開いたと報じている。

⑨ 『広島新聞』第三二七・三二八号（明治十三年三月十六・十八日）には、四日市の白鳥神社祠官少講義松本隆興らの招待で、演説・軍談の遊説に出た、十畝ら興風社員四名の状況について、「十一日より演説懇親の二会と軍談席とを開きしに、聴衆の多きは、広き家屋や庭苑にも立錫の地なく、一千人を余りて、いと盛大なりし。演説者は演説を畢り、直ちに懇親会の張紙をなし、十畝が會員の前に出張りて一談話を始めしに未だ半ばに至らざる頃ろ、懇親と演説との両会が混合して不都合なれば、懇親会を差止ると、二等巡查某より申し渡され其の儘閉席し、兼て設けありし軍談の席に移りしが、多人数にて坐席に入るべからざるに至り、止を得ずして、広庭に立聞きしが、聴衆五百名を余り、皆穏やかに聴聞せしに：「巡查の面倒を起し：困つた酔漢もあるものだ。」と報道している。しかし、招待者らは、懇親会の中止のことを口実に貪欲心から謝金も渡さないで、講師らは怒つた。ところが、宿所の主人佐々木儀八が組合を立て、十二・十三日も軍談会を開くことが出来、聴衆は六百名に垂々とする満場立錫の余地がない大入りで、宗近村に向かつたという。

⑩ 『広島新聞』第三一九号（明治十三年三月二十一日）には、「生儀去る十日より加茂郡へ遊説のため出張せし処、一昨十八日帰広す

依て告知す。」という十畝の広告が出ており、更に、雑報欄に「広島立志舎は、過日新川場町妙慶院を引揚げられ、久しく位置を定めざりしが、今般槽の下（注、地名。「矢倉の下」とも書く。）へ移られ、昨日は舎員の大会議を開き維持方法を論ぜられしと、委細は跡より。」とある。

⑪ 『広島新聞』第三一〇号（明治十三年三月二十三日）には、宗近村でも十畝らの講釈に五百名程聴客が集まり、散落の地では希な群衆で、田舎の人氣に吃驚仰天したと報道している。そして、「大坂愛国社の公会々々議も、弥々去る十五日より開かれし由なるが、追々同会の議事決議等の明細なるものを、山田十畝の友人が大坂より郵送する筈なれば、続々掲載致すべし。」と予告があり、また、「弊社の山田十畝は、本月廿二日より日数五日間広島区禿翁寺にて講釈を始め外が、講題は「薩摩湯雄士之旗揚」として西郷南洲翁の一大奇聞なりと。皆さん行て聞きなされ、例の面白たつぶりなるべし。」と宣伝している。

⑫ 『広島新聞』第三二二（明治十三年四月二日）には、十畝らは、宗近村から内海村に移動したが、予定していた興行に招待者側の手順に不手際があり、詮方なく懇親会を開いたところ、昼夜とも聴衆四百名余りて、甚だ盛大であつたとある。そして、大坂の愛国社公会は、頗ぶる盛大で今までの喜多福亭では手狭になり、北野村大融寺へ移転したこと、ならびに、岡山県の実行社が先月二十八・二十九日および今月一日の三日間、高松立志社員と合同し

て、野田屋町で大演説会を開き、同三日には開社式を行い粗暴の挙動をしたと報道している。

なお、十畝は、広告欄で「生儀昨年来広島立志舎の顧問にありし処、生の便宜により今般本職を辞し通常会員となりたり。因て本会事務には関せざるものとす。」と江湖の諸彦に告げている。

- (33) 『植木枝盛日記』明治十二年第十二月条（植木枝盛『植木枝盛集』第七巻、岩波書店・一九九〇年所収）参照。明治十二（一八七九）年十二月一日、尾道では立信社の人々が枝盛を迎え、三日から七日にかけて、十四日町善勝寺で演舌会が行われた。九日、枝盛は、福山では集議社の者らと会し、九・十日演舌を行った。枝盛は、広島では、坂本小藤太（代書人）、平野五郎、岡本新八郎（福山人）、栗村信武、木原章六らとも会っている。

- なお、尾道における演説会については、前掲『広島県警察史』（警察協会広島支部・一九四二年）に、尾道警察署長が提出した「報告書」（内容は、題目及演説之旨趣並に演説人名）が紹介されており、高知県士族植木枝盛、大分県士族上田長次郎、高知県士族藤崎明之の名が見える。枝盛は、「演説の露払」、「愛国論」、「紙幣及び内外国債弁」、「国を守るは自主と法度にあること」、「国権論」を弁じている。
- (34) 福岡県筑前国人民惣代南川正雄らの建言書については、前掲『明治建白書集成』第五巻（筑摩書房・一九九六年）に収録された「明治十二年十二月 七一・国会開設に付建言書、七二・条約改正に付建言書」

（五九八頁～六〇四頁）を参照されたい。

- (35) 宮武外骨『明治演説史』（有限社・一九二六年。後に「宮武外骨著作集」二、河出書房新社・一九八七年に収録）には、「政談演説を一ヶ年間禁止された者が、其間遊芸稼人の鑑札を受け、寄席に出て通俗開化噺の講談をする事が行はれ」（同書「遊芸稼人に化けし自由民権演説家」一七八頁）だが、後に、「禁止された弁士ではなく、高尚な議論よりも通俗的な講談で民権思想を鼓吹せねばならぬとして、遊芸稼人に変じた者もあつた。」（同書「通俗自由講談」二二九頁）という。十畝は、これを実行していたのである。

- (36) 宮武外骨『改定増補筆禍史』、朝香屋書店・一九二六年。後に、「宮武外骨著作集」第四巻、河出書房新社・一九八五年に収録。一八〇頁参照。

- (37) 齋藤昌三『現代筆禍文獻大年表』、粹古堂書店・一九三三年。後に、「齋藤昌三著作集」第二巻、八潮書店・一九八〇年に収録。一一頁参照。

(2) 泰磨立志社の活動状況

『広島新聞』は、明治十三（一八八〇）年一月十九日、泰磨立志舎が設立されたと報じている。しかし、その活動については、好意的な報道はしていない。特に、複雑小銭預という舎員から金銭を預かる「講」まがいの方法には、繰返し批判している。

① 『広島新聞』第三〇四号（明治十三年一月二十二日）には、「此間の日曜に西の青物市場の芝居箇所にて演説ありし泰磨立志社には、去る十九日に中島本町田邊彦七郎氏の邸内へ該社を設けられて、

同日開業の式を行なはれ、本社よりも社主堀義一が祝宴に招かれましたが、該式は重に体術鍛術を行れし由。○去る十八日の日曜に西青物市場芝居簡屋にて泰磨立志社の社員演説されしに、松浦警部が気象腕力のあることを厚く賞美せられたりと、弊社伊藤其秋が傍聴の際承りたと婦社して慚しました。」とある。

② 『広島新聞』第三三三三号(明治十三年三月七日)には、「泰磨立志舎に於て世間へ鳴り響く如き人望を博し、其の種の彼の複雑小銭預なる抽籤は去月二十八日が約条日なりし処、俄然警察署より差止められし趣きなるが、如何の次第が根元は知らねども、一寸記者などが考へても斯くありそふなものと存ずる。どーか民権家は民権家らしく致したきものでござる。○岡山県にても同断差留められし趣きなれば、若しも其の本店なる高松辺へも響きはせぬかと推し量り舛る。」とある。

③ 『広島新聞』第三二四号(明治十三年三月十日)には、「県下福山にても、複雑小銭預の抽籤に付き、警察より差止められ、河内俊雄氏外三、四名は現に拘留中なりと聞きしが、面目のない。○又た、泰磨立志舎の森島氏は、頻りに県庁へ迫り出るよし。且つ、何となく複雑小銭預を信ずる人などはザワ／＼して居るよふに見受けらる。○まだある／＼、同舎の舎長森島鼎三様を、去る五日に当警察署へ御呼出に相成、同舎員の川越某先生の演舌を禁止すると申付られました、いやはや。」とある。

④ 『広島新聞』第三二二二号(明治十三年四月二日)には、「泰磨立志

舎には、複雑小銭預りと号て何講とかを、二月廿八日に西の青物市場芝居小屋にて鬪開きをせんと仕構へせし所、警察署より五官吏が五出張になりて、此旨は差留申すと、矢釜の二字を下し賜りしかば、是非なくもエーエさつぱり仕舞邪と止めたれば、取次の等矢鎌しく云ひ出し、所詮始末が附ぬから、其云ひ払ひに此間尾道の沖の大三島でソリヤ鬪じや聞く輪、皆得心が宜ろがなとお開係焼が天狗らしふ遣られたりと、尾道の鬢誤さんより玉々のお送り。」とある。

⑤ 『広島新聞』第三三三三号(明治十三年四月四日)には、「泰磨立志舎の細川渉氏は去月廿五日に青物市芝居小屋の演説会の節演説を差止められしが、翌廿六日に広島警察署へお呼出の上差免されし由。○中島本町の泰磨立志舎には釣燈の印が兼て朱にてありし所、此節俄かに黒くされしとは如何の誤都合やら、中には朱を墨にて塗て誤猿もありしが、記者に於ては何共五察し申されませぬ。ハテナー、併し天上からトの字にメの字がお降りでは有舞歟。」とある。

(38) 八谷萬一は、「明治十三年三月大阪に於て愛国社同盟二十七社の志士第四回大会の開催に際會するや、全国有志の結合団体は同盟社団外のものと同も之に加盟し、我が県下より亦、広島立志社員宮本音吉並森島鼎三の両者を撰んで之に列せしめ、二府二十二県の代表者百十有余名と席を連ねて會し、『愛国社の名を改めて国会期成同

盟となし、或は国会開設願望書作成の他に關する要議」に參画したり。殊に同年四月右大会の決議に基き委員に推挙せられたる片岡健吉、河野廣中の両者が携へて上京し閣下に奉呈したる国会願望書に前記宮本は広島県広島区猿樂町広島立志社員百五十二名委員同区天満町千五百九十二番地宮本音吉と署名し、森島は広島県有志二万人総代表媛県讃岐国香川郡古馬場町百六十四番地土族森島鼎三と書し、各地総代委員と連署せるを見る。』という。そして、八谷は、「本県に於ては土佐人士との来往相當繁く、土佐立志社に倣ひ泰磨立志社（泰磨とは広島城の別名を泰磨城と呼びあたるに起り、広島立志社と同じものを組織し、自由党の前身として相當活動を為し居たる事は、…明なる所なり。』という（八谷萬一「広島県政史話（一・二）」「警察之友」第一九三・二九四号、一九三一年）。

ただし、八谷は泰磨立志社（注、森島鼎三はその社長である。）と広島立志社（注、社長は日置貫で、宮本音吉はその社員である。）とは同じ結社であるというが、両者は別の結社であつて、この点については八谷の誤解である。また、「国会を開設する許可を上願するの書」における、宮本音吉の肩書きは、『明治建白書集成』第五卷（筑摩書房・一九九六年）によると、「立志社員百五十二名委員」ではなく「有志百九十二名総代」とある。

3 自由民権に関する論説

十畝が『広島新聞』の編輯に携わるようになってから、十畝の

論説や自由民権に関する投稿などが紙面を埋めるようになった。その幾つかを紹介すると、

- ① 山田十畝「明治十三年地方官會議」〔『広島新聞』第三〇五・三〇六・三〇七・三〇九号、明治十三年一月二十四・二十七日、二月二・六日〕

第三回の地方官會議の議題は、国会開設の方法である。しかし、決議の権限が狭いなど変則な「府県會規則」のようなものであれば無い方がよい。国会の開設も、人民の権利が十分に伸暢して参政権の全きを得る方法を以てこれを企望し、その望みを達してこそ、真に国家に益する国会を開設したといふべきである。ただ国会を開設すればよいという輕進論者がいるが、府県會のように、開設の方法を誤つてはならないと主張する。

- ② 山本孫兵衛「国会開設請願の呼掛」〔『広島新聞』第三〇七号、明治十三年二月二日〕
- ③ 海南之武士役「攘夷之説」〔『広島新聞』第三〇七・三〇八・三〇九号、明治十三年二月二・四・六日〕
- ④ 山田十畝「我儕之演説」〔『広島新聞』第三二〇・三一・三一六号、明治十三年二月八・十四日、三月十四日〕
- ⑤ 鳥越九郎「人心の團結は今日に緊要ならざる乎」〔『広島新聞』第三二〇号、明治十三年二月八日〕
- ⑥ 山田十畝「内閣分離」〔『広島新聞』第三二四号、明治十三年三月十

日)

板垣退助君が参議に復職したとき、参議で行政の長官を兼ねると弊害を生ずると主張して、内閣分離の説を唱えたが、当時は受け入れられなかった。しかし、明治十三(一八八〇)年二月二十八日、政府は、内閣および頭官を更迭し、内閣分離の萌芽を生じたが、未だ純粋潔白の分離とは云えないのを憂えると主張する。

⑦ 山田十畝「各省卿輔之新任」(『広島新聞』第三二五号、明治十三年三月十二日)

⑧ 筑前共愛公衆会聯合本部長郡利述「筑前共愛公衆会二期会議案之緒論」(『広島新聞』第三一五・三一七・三一八・三一九・三二〇号、明治十三年三月十二・十六・十八・二十一・二十三)

⑨ 呑洲生(注、十畝)漫稿「摺眠組遊講紀程第一編」(『広島新聞』第三二五・三二八・三二九・三三二号、明治十三年三月十二・十八・二十一日、四月二日)

十畝が、講釈師仲間二人と、明治十三(一八八〇)年二月十四日から厳島、岩国に講談興行に出かけた時の漫遊記であるが、藤田葆「藤田日記」(岩国市史編纂委員会編『岩国市史』史料編三・近代現代、岩国市役所・二〇〇四年に収録)の明治十三(一八八〇)年二月二十五日条にも「土佐立志社の内、土佐人山田十畝外二人宮島より来、錦見名越宅に於て、軍談を始む。」とある。

広島立志舎の創立とその活動

錦見村では、当地で高名な学区取締今田純一から、十畝は「簿記の法として『ブックキーピング』といふものにも委しく、経済学則ち『ポリチカルエコノミー』も長けた人と聞くから、直ぐ対面したいという申入れがあったという」(『広島新聞』三一九号・明治十三年三月二十一日)。

⑩ 草井平太「国会論」(『広島新聞』第三二六・三二八・三二九号、明治十三年三月十四・十八・二十一日)

⑪ 山田十畝「宇内之風潮」(『広島新聞』第三二八・三二九号、明治十三年三月十八・二十一日)

⑫ 山田十畝「地方長官之転任」(『広島新聞』第三三〇号、明治十三年三月二十三日)

⑬ 山田十畝「名札は名札の働きをなさしむべし」(『広島新聞』第三三二号、明治十三年四月四日)

六 「演説会誌の葛藤」の登場人物

「演説会誌の葛藤」に登場する人物は、広島立志舎の日置貫、高橋忠親、岸野義衛、山田十畝、前川為三、広島県警察の一色五等警部、五等警部樋口一成、七等警部松浦武夫、八等警部三宅重義、十等警部三村省(三村一等巡查)、広島裁判所の裁判所長判事鳥居断三、鈴木判事補、粕屋判事補、広島県の県令藤井勉三、広島区長中尾正名、民権家の中尾捨吉、岡軌光、そのほか知新堂松浦勝左衛門、彫師石井昇石、差添人牛尾牧夫などであるが、記録に

より履歴が判明する者を紹介しよう。

1 山田(戸田)十畝

(1) 『衆議院議員候補者列伝』に見る十畝

山田(後に、戸田家の養子となり戸田姓を名乗る。)十畝の履歴は、大久保利夫『衆議院議員候補者列伝一名帝国名士叢伝』(六法館・一八九〇年三月。後に、『衆議院議員候補者列伝 一名帝国名士叢伝』列伝叢書13、大空社・一九九五年に収録)に「戸田十畝君之伝」として、収録されている。⁽³⁹⁾

「戸田十畝君之伝」は、次のようにいう。

熱心鋭意自由を論じ、民権を説きて、十年尚一日の如き志士。之を広島県備後国御調郡三原町戸田十畝君となす。

君は、元高知の藩士、父は戸田(注、山田が正しい。)八藏、嘉永四年亥二月十八日を以て高知帯屋町に生る。明治十二年秋廣嶋に至り、終に戸田姓を冒す。戸田は、旧廣嶋藩士にして、国老淺野の居城たる備後三原の城代なり。禄千石を食み声望甚盛なり。

君生れて、孱弱ちやうじやく而も武を好み、文を忌むの氣象甚盛にして、父母文を修めんことを勉むるも応ぜず。十三歳の時より、土佐藩主所有の汽船に乗り、専ら航海の実習をなし、後ち、海軍士官に選擢たくせられる。幾ばくもなくして、砲術修行の爲め江戸に遊び、江川太郎左衛門の塾に入り、傍ら大島圭介に就きて英学を修む。后ち、思ふ所あり、江川の塾を退きて、慶應義塾に入り、久しから

ずして、終に郷里土佐に帰り、砲術の導役となり、又兵書の教授となる。幾ばくならずして、蒸氣機關学修行の爲め、藩主の命を奉じ長崎に遊ぶ。時恰も維新の大業に際し、国家多事終に召喚されて國に帰り、再び海軍士官となる。

明治二年、土藩の歩兵小隊長となり、尋で中隊長に昇り、歩兵生兵教授に転じ、火工取締役を兼す。四年、親兵上京の時に当り、砲隊長某と意の合はざる所あり、終に官を罷む。

君、斯く終始武事のみに従事せしと雖、亦傍ら文学を修めて怠らず。殊に、数学は熱心従事したるを以て、其蘊奥を極めたりと云ふ。君の官を罷むるや、心大に悟る所あり、以て我邦將來の氣運文学に在りと、則ち武事を抛ちて、専ら意を文事に傾け、独力を以て義塾を開き、和漢英等の学を教授し、大に人才陶冶の計をなす。君の教授の任にあるや、諄々誘導怠らざりしを以て、其有為の壮年の出でしこと少なからざりし。然るに、征韓の論一たび廟堂に破れ、五參議職を辞し、近衛兵瓦解するに当てや、君忽ち意を政党の上に用ひ、塾を閉じて一意政治上に奔走せり。九年土佐第八大区(高知)副区長となり、学務取締を兼務す。翌十年病痼の爲に職を辞し、高知第七国立銀行の役員となる。初め、銀行の創立に当てや、君其簿記学経済学等に明かなるを以て、幹旋尽力大に創始を助けて力ありしと云ふ。

十一年郷里高知を去りて大坂に上り、始めて近畿を遊説し、尋で大坂に於て全国有志の大会あるに当りて、君奮て此会に与り、

終りて所々に演説会談話会等を開きて、頻りに自由民権を論じ、大に近畿地方政治思想の発達を促せり。後ち、廣嶋に下り、最も活発なる運動を試み、廣嶋人士をして大に寒胆せしめたり。蓋し、当時君が如き活発痛切の政論を吐き又縦横馳驅の運動をなす者、世間甚だ多からざりしを以て、一時頗る君を推尊敬戴する者あると同時に、又一方に於ては狂と呼び賊と叫ぶ者ありて、時々君之が為に危難に逢ひしことあり。然れども、君敢て屈せず、却て益々熱心東西に咆哮南北に遊説して怠らざりしが、終に芸備人士をして、長夜の熟睡を覚破して、大に政治の思想を喚発せしめ、又其志気を振はしめたり。想ふに今日の廣嶋政事上の種子を蒔きたる者、君一人の力なりと云ふも、決して過称に非ずと信ずるなり。嗚呼、亦偉人なる哉。

二十年及び二十二年に条約改正の問題起るや、君終始非条約改正論を主唱して、都鄙各地を奔走し、或は新聞紙に論じ、或は演説に漏し、頗る力を尽したり。抑も、君の政理を説き時事を論ずるや、痛切悲憤時に其言論或は過激に失するやの評なき能はずと雖も、熱心慷慨国家あるを知りて、他あるを知らざる志士の胸中、其言辞の如何は顧みるに違あらざる者あるなり。是を以て、君政談演説を中止解散せらる、者数回、公然政治上に関する講談論議を禁止せらる、者一回、又新聞論説の為に其新聞紙の発行を停止せらる、者数回なりしと云ふ。

君常に曰く、古へ詩文に耽溺せる人、思搆の間、知らず々々寢

廣島立志舎の創立とその活動

食を忘る、者あり、余は国事の為め寢食を忘る、屢なりと。以て、君が熱心の度を推知するに足る。君又奔走の傍ら専ら新聞雜誌に従事し、又書を著して出版する者数十部に及ぶ。

君、人と為り磊落不羈、其中年の頃、尤も遊を好む。則ち、朝には絹布を纏ふて紳士たるかと思へば、夕には短褐敝袴一寒の書生ともなりて、以て樓に登り酒を嗜むこと升を以て算へ、烟草を吸ふこと衆に超ゆ、十四歳の弱年より「マニラ」製の卷烟草を口にして、二十七年の間、平均一日六七本を吸へり。君の行為夫れ此の如くなるを以て、負債常に山をなし、為に信を他に失せしこと、少からず。然れども、君が運動の信用能く之を回復するを得たり。然らば、則ち瑕瑾たるに於ては相違なきも、亦深く咎む可らざるなり。況や、年漸く長ずるに及んで、大に酒量を減し、且つ改悛謹慎に移りたるに於てをや。然れども、磊落不羈の氣風は、長じて益々熾なりと云ふ。

君其貧困極りし時は、口を糊すること能はざる、数日に涉りしことあり、而も心平かにして少しも動かず。此際親戚朋友等勸むるに、仕官を以てしたれども、敢て応ぜず。曰く、凡そ難を履みて、而して後易きに就くは、人たる者の本色なり。故に、或は兇し或は餓し風に櫛り雨に浴し、非躬の節を致して、而して顧みざるは、志士の精神なり。然るに、彼の官吏なる者は、優俸を受け揚々椅子に倚りて、巖然威權を弄す、余が望む所に非ず。余は寧ろ難を避けず、却て易を斥くるを以て自任する者なりと、笑ふて

受けざりしと云ふ。其氣概想ひ見るべし。君人に接する、上下貴賤男女老幼の別なく、頗る穩和に又頗る深切なり、而して上下の礼讓に於ける其秩序尤も嚴なり、常に深沈寡黙、苟も言を発せず、故に初めて相会するや、人は或は其愚者なるかを疑ひ、又或は深意を解せずとして恐る、者あり。然るに、相交通来往するに及びて、大に其有為の人物たることを知り、又其実意あることを知るに至る。殊に、忍耐力は、君の尤も他人に卓絶せる所にして、其言語行為の柔和なると、全く相反せる者あり。則ち、曾て事を以て監倉にありしとき、謹慎勉強能く苦役に服して倦まざりしこと、又奚般の心理学を六回、ミルの代議政体を三回、讀過したること及び紙筆なくして監獄則を註釈したることの如き、以て其一班を伺ふに足る。

君時々人の為め法廷に出て、詞訟に与ることあり。其官吏に對するや、喜怒哀楽の激変あることなく、訟庭にありて弁論する、猶室内の談話の如し。然れども、其一たび弁論するに當りて、論鋒の鋭利なること、遠く尋常檢察官代言人等の及ばざる所ありと云ふ。

君又文章は、虚飾を避け平易を主とす。曾て人に語て曰く、予は文章の善悪を顧みる如き閑散者に非ず。只だ意を貫くを以て足れりと為すと。然れども、其文章流暢優美見るべき者あり。其演説は能弁に非ずと雖ども又訥弁ならず、所謂中に位する者。然れども、君の熱心なる、常に血涙を揮つて、論議するを以て、其壇

上に上るや、常に非常の喝采を博す。嗚呼亦一の論客と云ふべき哉。

君政治上に就ては、夙に国家的自由主義を執りて動かず。曾て、大同団結政社派を賛成して、大に尽す所ありたり。然るに、廣嶋県下に政友会なる政党起るに及び君大に思ふ所ありて、決然之に加盟したり。然れども、大同団結の主義綱領は君の常に服膺して忘る、こと能はざる所なりと云ふ。想ふに、政友会にて若し他日大同団結と同方向の運動を為すに至らずんば、君再び去りて、大同団結に帰り、大に運動するなるべしと信するなり。嗚呼亦熱心なる政治家と云ふべし。

(39) 撰提子(高橋忠治郎)編『帝國議會議員候補者列伝』(庚寅社・一八九

〇年四月。後に、芳賀登・杉本つとむ・守睦彦・阿津坂林太郎・丸山信・大久保

久雄編『日本人物情報大系』22・憲政編2、皓星社・二〇〇〇年に収録。にも

「戸田十畝君伝」があるが、前掲『衆議院議員候補者列伝』一名帝國名

士叢伝』の記事を節略したものである。

(2) 『増補三原志稿』に見る十畝

戸田十畝の人物伝は、この他にも青木充延編・澤井常四郎増補『増補三原志稿』(三原志稿出版会・一九一二年、後に、『増補三原志稿』備後叢書・第十二卷、備後郷土史会・一九三五年・歴史図書社・復刻版一九七〇年、『増補三原志稿』備後叢書・第五卷、備後郷土史会・一九七九年、

三原市役所編『三原市史』第四卷・資料編一、三原市役所・一九七〇年に収録にあり、十畝が戸田家の養子となつた経緯、死亡年月日などが分かる。

① 戸田慶山

勝直の後にして、家老たり。禄千百石を食む。夙に勤王の志あり。：慶山は後、土佐の人自由党员山田十畝来り、政談演説をなせるを聞き大に之を喜び、自家の養子となさんとす。彼辞するに妻子あるを以てす、遂に彼の妻子共に入家せしむ。為に主家の譴を蒙る。明治廿七年十二月二十六日死す。妙正寺に葬る。

② 戸田十畝

土佐国高知に生る。山田平左衛門の子なり（注、平左衛門は十畝の兄である）。慶應義塾に学ぶ、業成りて、自由党に入り諸方に遊説す、其の三原に来るや慶山に知られて養子となる。故ありて自由党を脱し、弁護士となる。其訴状を作るや嘗て草稿を起せしことなし、客と語りつ、認めて以て本書となす、其頭腦の明晰なること以て知るべし。商法釈義、身代限法解、刑法論註、訴訟法手續等の著書あり。明治三十年八月十六日没す。

(40) 十畝は、明治十五（一八八二）年三月、林包明一行が県下を巡遊

して、自由主義を鼓吹したとき、これに策応主唱して芸陽自由党を結成したが、芸備立憲改進黨が急速に党勢を拡大したのに対し、振るわなかつたという（八谷萬『広島県政史話（二）』、「警察之友」第二九

広島立志舎の創立とその活動

四号、一九二一年）。

十畝が代言人・弁護士になつた記録は見当たらない。しかし、民事案件の代人や刑事案件の弁護人として、法廷に立っている。

例えば、『芸備日報』第九〇号（明治十九年五月四日）の「重罪公判」欄には、十畝が官文書偽造変造等被告事件の弁護人となっている記事があり、『芸備日報』第二四四号（明治十九年十二月七日）の「軽罪控訴公判」欄には、窃盗事件控訴において、十畝が私訴控訴人の代人となっている記事がある。更に、十畝は、中尾捨吉が広島重罪裁判所において陪席評定官として担当した、官文書変造等被告事件の被告人の弁護人をしたこともある（広島地方検察庁保存・明治十九年十二月七日重罪公判々決書。『芸備日報』第二百四十三号・明治十九年十二月五日）。なお、十畝は、明治十九（一八八六）年五月四日（『芸備日報』第六三三号）から明治二十（一八八七）年九月二十三日（『芸備日報』第四百七号）の間、『芸備日報』の記者でもあつた。

十畝の名が確認できる資料は、現在のところ、明治二十八（一八九五）年十二月二十五日の『中国』（第一〇八三三三）の雑報欄「田坂家の紛擾」において、尾道で一、二を争う金満家、木綿商田坂卯三郎の祖母サトの代人として、十畝が、卯三郎氏に対して、祖母への奉養を欠きたりとして、尾道区裁判所支部へ告訴をなしたり。」とあるのが最後である。

(3) 「銀行簿記用法解題」に見る十畝

戸田十畝の略伝は、その著『銀行簿記用法』（吉岡平助・一八七九

一九一（一九一）

年。後に、西川孝治郎・編集解説『銀行簿記用法』復刻叢書・簿記ことはじめ五、雄松堂書店・復刻版（一九八〇年）の復刻版に、西川孝治郎「銀行簿記用法解題」があるが、その中にも見える。

この解題では、十畝の略歴は、主として前掲『衆議院議員候補者列伝一名帝国名士叢伝』（六法館・一九九〇年）に依拠して記述されている。そして、『銀行簿記用法』は、日本人編集の銀行簿記書第一号であるが、十畝は、また『人民必携簿記提要單式之部（上・下）・複式之部（上・下）』（吉岡平助・一八七九・一八八〇年）を著しており、これは日本人で二種以上の簿記書を書いた初めであるという。

(4) 十畝の衆議院議員選挙立候補

十畝は、明治二十三（一八九〇）年七月一日に行われた、第一回衆議院議員選挙に立候補して落選した。『芸備日日新聞』第一二九〇号（明治二十三年六月十九日）は、「撰挙状況」欄において、十畝が立候補した「第七撰挙区」の状況を、次のように報じている。

第七撰挙区は、御調世羅の両郡を以て成る。其候補者として現れ出でたるは、長井松太郎、豊田維徳、佐竹義和、為政以德、前田莞爾、伊藤公男、戸田十畝の七氏なり。之を政派に区別すれば、政友派に居る者は長井松太郎、佐竹義和、前田莞爾の三氏、大同派に居る者は為政以德、戸田十畝の二氏、中立派に居る者は豊田維徳（或は云ふ政友派なり）伊藤公男の二氏なり。

此の中、長井松太郎氏は、県會議員にして嘗て常置委員となり

たるの人にして、其以前は郡書記を務めたり。氏は前きに郡部會議長に挙げられしかども、或る議員より辭職勧告ありし際之を辭するに至りしかば、撰挙区内に対しては此の事大に同氏の信用を害することとなりしと云ふ。

次に、豊田維徳氏は、曾て明治八九年の頃まで御調郡正副区長を努め其後塩業に従事し、或は十州同盟の會議に与かり、或は食塩輸出の事業を開かんことを努めたるの人物にして、同郡及び近郡に於ては頗る名望あるの人なり。其の性行経歴の如何は過日の誌上に掲げたる履歴に徴して知るべし。

次に、佐竹義和氏は、曾て愛媛県に奉職し、其後転じて文部省に出でたるの人にして、近頃まで同省に居りたりと。故に其の帰省して今日の準備をなしたるまでなりと云ふ。

次に、為政氏以下の候補者に在ては、その勢力微なれば敢て記するの要なしと雖も、為政前田の両氏は、現時県會議員にして、伊藤公男氏は郡書記を奉職し、戸田十畝氏は官辺に就れたることなきも従来民間政治家の一人を以て居る人なり。

此の七氏の中、其の運動の方法、自然と二様に分る、もの、如し。佐竹戸田二氏の如きは、公然演説会に懇親会に各町村を廻はりて、撰挙者を誘導し其の運動表面に現はれ花やかに見受けらる。又、豊田氏以下の人々の運動は、此等の事を多く努めんとせず、隠然衆望を引かんことに務むるもの、如し。

尤も此の中、為政以德氏に在ては、最初一二の演説会を開き其

主義を表白せしかども、其後には學術演説若くは仏教演説をなして各地を歩るき、之れに依て勢力を得んと務むるもの、如し。或る通信者は同氏が仏教演説をなすは、加藤憲証氏の敷衍しなりと報じ来りしが、吾人は其真否を知らず。

又、前田莞爾氏は競争上勝利を得んとするよりは、為政氏と互に妨害を試みんとするを主とせりと云ふ者あり。其の故は、両氏は一村内に居住するにも拘はらず、私交上温かならず、常に双方とも冷遇し来ることにて、事ある毎に互に傷けんとするもの、如し。今度の衆議院議員撰挙の如きも、互に一方の撰出せられんことを妬み、自分の勝利を期すよりは、一方の勝利を邪魔するを期するもの、如しと云へり。

次に、戸田十畝氏の如きは、曾て自由主義を世に表白し、或は新聞記者をも務め居たる者にして、不当の人物にあらざるも、同氏は元高知県人にてありしを以て、本区内に同氏は知友寡く、隨て其の勢力薄弱なりとの事なるが、同氏は其の運動費の十分ならざるにも拘らず、中々奮発の模様あり。前きの頃、旧里なる高知県に赴きたるは運動費を作らんが為に往きたるものとか云へり。此等候補者の中、其勢力の強きは、豊田佐竹長井の三氏にして、豊田氏は御調郡と世羅郡に勢力多く、佐竹氏は世羅郡に、長井市は御調郡に勢力多しとの事なり。此中又た、長井豊田二氏の勢力如何を聞くに、長井氏にあつては村長中に親戚あるの故を以て村長中に勢力多ほく、豊田氏は名望家なるを以て有志者中に勢力多

ほし。此三氏の勢力如何を穿鑿するときは、豊田氏は実力多ほく、他の二氏には虚勢を張る所多ほし。結局、豊田氏の勝利に帰するものなりとの観測其の當を得たるが如し。併し、今後如何に変遷するやを知らざれば、他の勝利となるやも計られずと雖も、先づ豊田氏の占むる所ならん。兎に角中原の鹿は三氏の内一人の手に落つるものならん。

サテ、此の候補者を周旋するの人々に在ては、随分非常の尽力をなす者ありて、或は患者なきに医師が飛び出すあり、葬祭なきに神官僧侶が氏子檀家に行くあり、此頃は農家は最も繁忙なる時に、其の周旋人は一向頓着なく互に甲乙馳せ廻はるは、互に我領地を拡めんと欲し、我略取せし土地を取り返へ遣ざらんことを務むるに外ならず。其の競争には、随分卑劣手段も多しとの事なり。

撰挙の結果は、『芸備日日新聞』第一三〇三号（明治二十三年七月四日）によると、次の通りであつた。

第七区当撰者（昨日午后六時尾道通信者電報）佐竹義和氏高点にて当撰す。其の点数は、佐竹氏四百八十八点、長井松太郎氏三百五十五点、豊田維徳氏二百点、前田莞爾氏百九十点、為政以徳氏百五十九点、戸田十畝氏五十二点、伊藤公男氏四十八点にして、此の外八点以下□□ありたり。

なお、公明選挙連盟編『衆議院議員選挙の実績』第一回、第30回―（公明選挙連盟・一九六七年）によると、佐竹義和四八八票、長井

松太郎三〇五票、豊田維徳一九九票、前田莞爾一九〇票、為政以德一五九票、その他一二〇票である。

(5) 十畝の著書

十畝の編・著書には、簿記・法律・政治に関するものが多数ある。刊行年順に掲載すると、次のようになる。○印は国立国会図書館蔵、□は三原市図書館蔵、△は『広島新聞』(興風社発行)に掲載、☆は『警察之友』に掲載され、現存するものである。★印は前掲『銀行簿記用法解題』(山田十畝『銀行簿記用法』、雄松堂書店・復刻版一九八〇年)に記載、◆は後掲『大日本刑法註釈大成』および後掲『大日本治罪法註釈大成』の広告欄に記載、■は後掲『令訓類従現行戸籍全書 附徴兵戸籍心得及徴兵事務条例』の広告欄に記載されているが、いずれも現物は確認できない。

- ① ○山田十畝著『筆算平数学全書』別冊(答式) 共、弄花書屋・明治十年二月
- ② □山田十畝著『日誌』第一自明治十一年四月二日至同年八月三十一日、写本・三原市立図書館蔵
- ③ ○山田十畝編『金禄公債証書取扱心得 全』、吉岡平助・明治十一年十一月
- ④ ○山田十畝編『銀行營業事務提要』、宝文軒・明治十一年十二月
- ⑤ ○山田十畝編『三法新令類纂』、宝文軒・明治十二年一月・第二版・明治十二年四月

- ⑥ ○山田十畝著『銀行簿記用法』、吉岡平助・明治十二年四月。後に、西川孝治郎・編集解説『銀行簿記用法』復刻叢書・簿記とはじめ五、雄松堂書店・一九八〇年に収録
- ⑦ ○山田十畝編『府県区会町村会議事提綱』、吉岡平助・明治十二年四月
- ⑧ ○山田十畝著『人民必携簿記提要 単式之部(上・下)』、吉岡平助・明治十二年四月
- ⑨ ○山田十畝著『攘夷論』(岡軌光編『大阪演説叢談』第一号・第二号、錦花堂・明治十二年四月)
- ⑩ ○山田十畝著『攘夷論』・『元氣ノ培養』(岡軌光編『大阪演説記事』上・下、岡軌光・明治十二年六月)
- ⑪ ○山田十畝著『税金の論 地方税の部』、岡軌光・明治十二年七月
- ⑫ ○山田十畝著・岡軌光編『各国政治適論』、洗心堂・明治十二年十月
- ⑬ ○山田十畝著『感動』(岡軌光編『演説舌戦記』、岡軌光・明治十二年十月)
- ⑭ ○山田十畝著『人の自由を妨る勿れ』(岡軌政編『演説筆戦記』、岡軌政・明治十二年十一月)
- ⑮ ★山田十畝著『愛国論 勸業策之部』、山田十畝・明治十三年一月
- ⑯ ○山田十畝著『明治十三年地方官会議』(『広島新聞』第三〇五・三〇六・三〇七・三〇九号、明治十三年一月二十四・二十七日、二

月二・六日)

- 17) △山田十畝著『我儕之演説』(『広島新聞』第三一〇・三一・三一六号、明治十三年二月八・十四日・三月十四日)
- 18) △三角洲生(注、十畝)漫稿『攪眠組遊講紀程第二編』(『広島新聞』第三二五・三一八・三二九・三三二号、明治十三年三月十二・十八・二十一日、四月二日)
- 19) ○山田十畝著『人民必携簿記提要 複式之部(上・下)』、吉岡平助・明治十三年四月
- 20) ★山田十畝著『租税談 租税性質之部』、山田十畝・明治十四年三月
- 21) ○山田十畝著『富国畧論外品不可購』、山田十畝・明治十四年五月
- 22) ◆戸田十畝著『大日本陸軍刑法懲罰令註釈』、宝文軒・明治十五年一月
- 23) ○戸田十畝編『大日本刑法註釈大成上・下』、宝文軒・明治十五年一月
- 24) ○戸田十畝編『大日本治罪法註釈大成上・下』、宝文軒・明治十五年一月
- 25) ○戸田十畝校・小笠原美治註釈『日本刑法附則註釈・日本治罪法参考註釈合冊』、小笠原美治・明治十五年二月
- 26) ○戸田十畝編『現行民刑訴訟法規 全』、梶田喜藏・北村孝二郎・明治十六年四月
- 27) ○戸田十畝著『民事刑事訴訟文範 全』、文明書樓・明治十六年八月
- 28) ○戸田十畝閱・三輪鑿藏編『税則講解煙草營業独案内』、北村孝二郎・明治十六年十二月
- 29) ○戸田十畝閱・金子宗象編『訴訟印紙新令解釈民事詞訟案内』、文明書樓・明治十七年三月
- 30) ○戸田十畝閱・福島俊次郎編『徵兵令徵兵事務条例註釈 附徵兵猶予当否表』、報告堂・明治十七年八月
- 31) ■戸田十畝著『大日本監獄則註釈』、大坂同盟社・明治十七年十月
- 32) ○戸田十畝編『令訓類聚現行戸籍全書 附徵兵戸籍心得及徵兵事務条例』、大坂同盟社・明治十七年十月
- 33) ○戸田十畝編・中尾捨吉序『証券印紙貼用規則現行契約文範』、三木半兵衛・明治十八年一月
- 34) ○戸田十畝著『刑事民事訴訟法解 全』、三木半兵衛・明治十八年二月
- 35) ○戸田十畝編・中尾捨吉序『現行身代限法解』、木村清三郎・明治十八年五月
- 36) ○戸田十畝著『試験例題簿記講習全書』、北村孝次郎・明治十八年七月
- 37) ○戸田十畝著・後藤象二郎題字『明治建白沿革史 全』、顔玉堂・明治二十年十一月

鶴巻孝雄「一八八〇年代初めの建白と建白制度」編集後

記にかえて」(鶴巻孝雄編『明治建白書集成』第六卷、筑摩書房・一九八七年)は、「建白制度の変遷については、戸田十畝『明治建白沿革史』(一八八七年)が、若干の誤認があるとはいえ、もともと参考になろう。また、元老院宛建白の提出規則、取扱規則は、戸田十畝の著書や法令集などでみることができ、元老院や政府の意図とともにその変遷を跡づけるには、『元老院日誌』の参照が必要である。」と評価している。

⑳ ☆戸田十畝述「秋風颯々」(明治二十二年十月六日、山中正雄・戸田十畝会主で開催した、広島市広瀬村劇場における「政談演説会」の弁説である。後に、八谷萬一「広島県政史話(九)」(『警察之友』第三〇一号・一九三一年に収録)

㉑ ○戸田十畝著『大日本衆議院議員選挙標準』、吉岡平助・明治二十三年二月

㉒ ○戸田十畝著『雄弁秘訣実用演説軌範』、三木半兵衛・明治二十三年九月

(6) 戸田氏の系譜

十畝の子孫は、横浜市に現存する。十畝の子の秀穂がキリスト教徒となったので、三原から立退くよう求められて、横浜に移住したが、十畝については前掲『増補三原志稿』以上のことは分か

らないという。

戸田氏の菩提寺は、正法寺(三原市本町)であるが、過去帳は保存されていない。戸田氏累代の墓地は、正法寺の旧地(三原市中之町)にあり、三原市の貴重な文化財であるが、現在は管理する者が無く、荒れ果てたま、である。そこには、十畝の養父慶山以前の戸田氏一族の墓が残存している。慶山の墓は妙正寺(三原市本町)にあり、十畝の墓は所在不明である。

戸田氏については、高橋正一「三原浅野藩(注、正しくは、三原浅野家は、広島藩の筆頭家老である。家老戸田氏一族の出自についての研究(付 系譜並びに墓碑「覽表」)(昭和四十七年六月・謄写版刷・三原市立図書館蔵)があるが、慶山・十畝については前掲『増補三原志稿』の記述に依拠するのみで、その子孫については全く触れていない。

2 日置貫

(1) 熊見定次郎編・小鷹狩元凱校訂増補「芳名録」(益田啓編『龜 蔽光華録 附芳名録』上、広島県私立修道中学校・一九二二年)

「日置貫」の履歴は、「芳名録」の「志士」の項に見える。

通称ハ権藏、後子貫ト改ム、槍術ニ長ズ、芸藩ノ左右歩行小姓タリ、時世日々艱難ニ赴クヲ見テ、奮然国事ニ奔走シ、屢々危険ヲ侵セリ、慶応三年、発機隊組成ニ際シ、取締トナリ、既ニシテ神機隊ニ入り、益々王事ニ尽瘁シ、明治元年、土籍ニ進ミ、會計

ノ職ニ在り、廃藩後、司法官、其他ニ執掌セシガ、明治二十一年八月二十五日没ス

- (41) 前掲「芳名録」に見える「日置貫」の履歴は、後に、玉井源作「芸備先哲伝」(芸備先哲伝発行所・広島積善館・一九二五年、後に、玉井源作「広島県人名事典 芸備先哲伝」、歴史図書社・復刻版一九七六年に収録)に収録された。

- (2) 家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典』第六巻(新人物往来社・一九八九年)

日置貫(へき とおる) 生年不詳(注、文政九年三月生) 明治二十一年(一八八八)年

広島藩士。左右歩行小姓。通称権藏のち貫と改める。槍術をよくした。慶応三年京都に上り発機隊の取締となり、のち神機隊に転じた。明治元年正月上洛の際、先年の発機隊の無断退去を恨まれ、同隊士に暗殺を謀られたため、潜伏して藩外の土らと国事を論じた。また藩の内命を受けて中川宮朝彦親王・五条為栄なほしげの両卿に伺候し、浪士を養育するよう命を受けて三十四、五人を集め文武を教授した。この間さらに幕臣と国事を論じたため双方から嫌疑をもたれ、尊王派はもちろん会津藩の浪士などからも殺害されかかるなど危険に遭遇した。明治元年士列に加えられ、永世禄二十五石を給され、その後会計職に任じられた。同四年廃藩置県後、

広島立志舎の創立とその活動

司法官その他を歴任した。明治二十一年八月二十五日没。(「日置貫履歴」、『飽薇光華録』)(広島市公文書館 井野美津子)

- (3) 侯爵浅野長勲「贈位並二位階追陞之儀追申」(明治四十三年十月十九日、内閣総理大臣侯爵桂太郎宛)所収の「日置貫履歴」(「贈位内申書」、国立公文書館所蔵に収録)

旧広島藩士 日置貫

日置貫、幼名万之助、後ち権藏ト改メ又貫ト改名ス、嘉永四年六月二十日芸洲藩左右歩行小姓トナリ、毎月三人扶持鼻紙料百八十目ヲ与ヘラル、安政六年正月父病死シ家督相続ス、同年五月次テ歩行目付ニ転ス、慶応三年感スル所アリ同藩有志ト共ニ京都ニ赴ク、已ニシテ帰国シ同志ト一隊ヲ組織シ之ヲ発機隊ト号ス、該隊ノ取締トナル、後チ該隊ヲ退キ、更ニ神機隊ニ入ル、明治元年正月幕領人民鎮撫ノ為メ同隊ト共ニ備中ヲ巡回ス、然ル処岡山藩ト議論起リ岩倉公ヘ伺出ノ事アリ、為メニ出京直チニ岩倉公ヘ伺出其答ヲ待ツ、此時発機隊ヨリ同隊退去ノ不可ナル責メ、同隊中頻リニ殺害センコトヲ謀ル、是ヲ以テ船越洋之助ト同宿シ同人ト謀リ各所ニ潜伏シ、益々王事ニ勤メ、傍ラ隊ノ狙撃ヲ免カレ帰国スルコトヲ得タリ、是ヨリ先キ藩ノ内用ヲ命セラル、直チニ発船京都ヘ着、常ニ中川殿中御門五条両卿ニ伺候ス、而シテ浪士ヲ養育スル用務ノ命ヲ稟ス、凡三十四五人ノ浪士ヲ集メ文武ノ道ヲ講修ス、常ニ幕臣ト国事ヲ論シ互ニ讐敵トナリ、専ラ志ヲ王政復古

一九七(一九七)

ニ存ス、是ヲ以テ幕府類リニ貫ヲ嫌疑シ、嘗テ之ヲ殺害セント欲シ夜ニ乘シテ寓所ニ迫ル、是ニ於テ寓所ノ近隣ナル駕夫ニ常助ト云フ者アリ、之ヲ呼ヒ一策ヲ与ヘ、貫ハ今手拭ニテ面体ヲ覆ヒ駕ノ先キ棒トナリ、多人数ノ中ヲ押し分ケ三条大橋ヘ向ヒ遁レ行カントス、今門前ニ我カ寓所ヲ何レナリヤト問ヘ、我ハ日置旦那ノ祇園町ニ在ルヲ迎ヒノ為メ行ク者ナリト答ヘヨト、駕夫其言ノ如クシ以テ虎口ヲ遁レタリ、此夜寓所ノ表裏ニ凡三四十人計ノ浪士佇立シテ貫ヲ殺害セント謀リシト云フ(此浪士ハ会津藩ニ属シタル壬生浪士ノ由)爾來同藩ノ同志者某々等貫カ陰ニ佐幕論ニ組シタルラントノ嫌疑ヲ抱キ、貫ヲ殺害セント浪士森大膳ヲ遣シ、夜中寓所ヲ訪ヒ貫ヲ連レ出サントス、貫何心ナク寓所ヲ出テ同行或家

ニ至ル、其際同志社中ノ某伊予小松藩武藤某等同家ニ開宴ス、貫モ亦其席ニ加ハリ共ニ国事ヲ論シ終ニ同家ニ夜ヲ徹シ翌朝帰宿ス、為ニ嫌疑全ク晴ル、ヤ、其貫ガ寓所ヲ訪ヒ來リ他行ヲ促ス、依テ同行三条通りノ酒樓ニ登ル、宴中談話貫ガ嫌疑ヲ受ケタルコトニ迫ブ、大膳モ亦宴ニ加ハリ共ニ前夜ノ始末ヲ語り且謝シテ曰ク、前夜他家ニ同行ヲ求メ宴ヲ開キタルハ、帰路大膳ヲシテ闇撃セシメント謀リタルニアリ、幸ヒ同家ニ徹宵セリ、故ニ其策違ヒタリト、貫モ亦云フ大膳ニ刀アレハ我ニモ亦刀アリ、焉ノ闇撃セラレ、コトノアラン運ノ強キハ大膳殿ニゾアルト相笑ヒ互ニ胸襟ヲ披キ相談シ相飲ミテ散ス、此ノ如ク屢々危険ニ遭遇セシハ、是レ全ク勤王ノ志深く日夜同志ト共ニ国事ニ奔走シ尽力スル処多キニ

因ル、明治元年春帰国勘定所詰ノ員ニ備リ、累進士籍ニ列セリ、廢藩置県ノ後チモ司法ノ官其他ニ執掌セシガ、遂ニ明治二十一年八月二十五日病死ス

(42) 『大正大礼贈位内申書事蹟書 四十三』(国立公文書館所蔵)にも、
 ほか同様な内容の「日置貫履歴」がある。

(4) 林保登編『芸藩輯要 附藩士家系名鑑』、入玄堂・一九三三年・芸備風土研究会・復刻版一九七〇年

① 「御役人帖」(明治元年)には、「郡用屋鋪詰」に日置権藏が見え、勘定所歩行であった。

② 「歴代御役人帖」(自入国時至明治二年正月)には、「大坂御役人」の項に「明治二 日置権藏」とある。

③ 「永世禄士族帖」の「職員録」(明治三十四年頃)には、「無役之部」に日置権藏が見え、永世禄給附、二十五石であった。

(5) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

① 「広島県史料」十九(立庁以來官員任解進退辭令書・明治五年十二月二尽)

広島県貫厲士族 日置貫(旧名権藏) 申九月四十六年七ヶ月
 明治五年壬申二月二十七日

- 一 広島県十二等出仕申付候事
- 一 租税課
- 同年三月十七日
 - 一 任広島県権大属
 - 一 東京出張所在勤申付候事
- 但是迄取扱之事務片付候ハ、出足日限可申出
- 同年九月二十三日
 - 一 司法省十一等出仕ニ転ス
- ② 『広島県史料』十八(官員履歴・明治八年ヨリ明治十年十二月二日迄)
- 広島県貴属士族 日置貫(旧名権藏) 文政九年丙戌九月生
- 明治九年四月廿九日
 - 一 補広島県十一等出仕
 - 同年五月十一日
 - 一 兼任四級判事補
 - 同年五月廿五日
 - 一 福山支庁在勤申付候事
- 明治十年一月十六日
 - 一 太政官御達第六号ヲ以府県参事以下廃セララル
 - 同年一月廿二日
 - 一 残務取扱申付候事
 - 同年一月廿五日
 - 一 任広島県六等属

広島立志舎の創立とその活動

- 同年三月十日
 - 一 帰庁申付候事
 - 但福山支庁在勤中
- 同年六月三十日
 - 一 依願免本官
- ③ 『広島県史料』二十四(奏判官員履歴 四止・明治十五年分)
- 広島県貴属士族 広島県警部兼書記 日置貫 文政九年丙戌三月生
- 明治十五年三月三十日
 - 一 任広島県警部兼書記
 - 月給金貳拾円下賜候事
 - 同年三月三十日
 - 一 監獄本署常務部専務申付候事
- (6) 『明治初期の官員録・職員録』
- ① 明治六年『袖珍官員録』一月、須原屋・和泉屋版(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録)
- 「司法省」の項に「十一等出仕 日置貫」が見える。
- ② 明治七年『掌中官員録 全』十月、西村組商会(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録)

「司法省」の項に、「権中解部 ヒロシマ 日置貫」が見える。

- ③ 明治八年『官員録 全』九月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録)

「大審院并諸裁判所」の項に、「四級判事補 ヒロシマ 日置貫」が見える。

- ④ 明治十年『官員名鑑 全』十一月、山口安兵衛・北島茂兵衛(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「六等属 ヒロシマ 日置貫」とある。

- ⑤ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「六等属 ヒロシマ 日置貫」とある。

- ⑥ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「広島県」の項に、「同(注、警部) 月俸式拾円兼書記 広島 日置貫」とある。

3 高橋忠親

- (1) 『芸備日日新聞』(注、「芸日」と省略)

- ① 天保六年七月生(「芸日」明治二十二年七月二十六日)

- ② 明治二十年一月七日 広島区会議員当選(「芸日」明治二十年一

月十二・十三日)

- ③ 明治二十一年十月五日 臨時広島区会の議長を勤める(「芸日」明治二十一年十月六日)

- ④ 明治二十七年五月三十日 広島市学務委員として広島高等小学校において施行中の二年生男九十名、女二十八名の定期試験へ立会のため出張(「芸日」明治二十七年五月三十一日)

- (2) 広島県議会議務局編『広島県議会議史』、広島県議会、第一卷・一九五九年、第二卷・一九六〇年、第五卷・一九六四年

- ① 明治二十一年二月十日 広島区県会議員当選(第一卷、九七七・二四一頁。第二卷、一五九三頁。第五卷、一三七頁)

- ② 明治二十三年四月 満期退任(第二卷、一九頁)

- (3) 広島市議会編『広島市議会議史』、広島市議会、総論・明治編・一九九〇年、昭和・戦後編・一九九〇年、議会議料編Ⅱ・一九八七年

- ① 明治二十二年六月 市議会議員当選(総論・明治編、六〇〇頁、議会議料編Ⅱ・一一三五頁)

- ② 明治二十五年六月 市議会議員当選(議会議料編Ⅱ・一一三五頁)

- ③ 明治二十八年六月 市議会議員当選(議会議料編Ⅱ・一一三五頁)

- ④ 明治二十八年一月十一日 市議会副議長就任(昭和・戦後編、

七七七頁)

⑤ 明治二十九年一月九日 市議会副議長就任(昭和・戦後編、七六七頁)

4 一色小十郎

(1) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクログフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

① 「広島県史料」二十(立序以来官員任解進退辞令書・明治八年二及、七年ニ止リ八年所見ナシ)

和歌山県下農 一色小十郎 戊十二月三十三年二ヶ月

明治五年壬申正月二十二日於東京

一 広島県十四等出仕申付候事

同年二月十二日

一 庶務課

同年三月十七日

一 広島県十五等出仕申付候事

同年十一月三日

一 広島県十四等出仕申付候事

明治六年癸酉八月十八日

一 上等月給下賜候事

同年十月十二日

一 任広島県権少属

広島立志舎の創立とその活動

一 下等月給下賜候事

明治七年七月二十二日

一 今般御達ニ付官等相当之月給下賜候事

同年十二月十二日

一 補広島県十二等出仕

② 「広島県史料」十八(官員履歴 警部・明治八年ヨリ明治十年十二月迄)

和歌山県下平民 広島県十二等出仕 一色小十郎 天保十二年

辛丑十一月生

明治八年一月廿三日

一 任広島県少属

同年五月十二日

一 聴訟課中聴訟係専務申付候事

同年八月十四日

一 任広島県権中属

明治九年六月十七日

一 芦田郡福田村外一ヶ村論地為検査出張申付候事

明治十年一月十六日

一 太政官御達第六号ヲ以府県参事以下廃セラル

同年一月廿二日

一 残務取扱申付候事

同年一月廿五日

一 任広島県六等属

同年六月十二日

一 任広島県六等警部

同年七月十一日

一 第四課治罪係専務申付候事

③ 『広島県史料』二二一(奏判官員履歴一・自明治十一年至明治十二年)

和歌山県下平民 広島県六等警部 一色小十郎 天保十二年辛

丑十一月生

明治十一年七月四日

一 告訴代理トシテ大坂検事局エ差遣候事

同年十二月十二日

一 警察課治罪係専務申付候事

明治十二年七月十五日

一 任広島県五等警部

同年八月廿七日

一 広島警察署詰兼務申付候事

同年十月十四日

一 広島警察署詰兼務差免候事

④ 『広島県史料』二二一(奏判官員履歴二・明治十三年分)

和歌山県下平民 広島県五等警部 一色小十郎 天保十二年辛

丑十一月生

明治十三年一月十日

一 平山少書記官上京ニ付隨行申付候事

同年一月廿一日

一 扨列刺病流行之際貧民へ予防禦施与トシテ金四円差出候段
奇特ニ候事

⑤ 『広島県史料』二二三(奏任判任官員履歴三・明治十四年分)

和歌山県下平民 広島県五等警部 一色小十郎 天保十二年辛

丑十一月生

明治十四年五月卅一日

一 依願免本官

(2) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治七年『掌中官員録 全』十月、西村組商会(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に

収録)

「広島県」の項に、「権少属 ワカヤマ 一色小十郎」とある。

(注、この時の広島県権令は、ワカヤマ・正六位伊達宗興である。)

② 明治八年『官員録 全』九月、西村組出版局(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収

録)

「広島県」の項に、「少属 ワカヤマ 一色小十郎」とある。

③ 明治九年『官員録 全』四月、西村組出版局(寺岡寿一編)『明治

初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「権中属 ワカヤマ 一色小十郎」とある。

- ④ 明治十年『官員名鑑 全』十一月、山口安兵衛・北島茂兵衛(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「六等属 ワカヤマ 一色小十郎」とある。

- ⑤ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「六等属 ワカヤマ 一色小十郎」とある。

- ⑥ 明治十二年『明治官員録 全』二月、山口安兵衛他五人(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「六等警部 ワカヤマ 一色小十郎」とある。

- ⑦ 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「五等警部 和歌山 一色小十郎」とある。

- ⑧ 明治十四年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「五等警部 和歌山 一色小十郎」とある。

- ⑨ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「和歌山県」の項に、「伊都郡長 一色小十郎」とある。

⑤ 明治十七年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「和歌山県」の項に、「伊都郡長 一色小(注、「十」が脱落)郎」とある。

5 松浦武夫

(1) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

- ① 「広島県史料」十八(官員履歴 警部・明治八年ヨリ明治十年十二月迄)

広島県貫属士族 松浦武夫 嘉永三年庚戌十二月生

明治八年十二月二日

一 任広島県五等警部

明治九年七月四日

一 向后専ラ検事々務可取扱候事

同年七月四日

一 向后交番出張所へ宿直致シ且為監督時々派出所巡視可致候事

同年七月廿日

一 検事々務専ラ取扱候様相達置候処其儀不及候事

同年七月廿一日

一 第七区出張所在勤申付候事

同年十月卅一日

一 第一区詰申付候事

明治十年一月廿日

一 太政官御達第拾壹号ヲ以警部以下官等御改正

同年一月廿九日

一 任広島県八等警部

同年七月十一日

一 広島警察署詰申付候事

② 「広島県史料」二二一（奏判官員履歴一・自明治十一年至明治十二

年）

広島県貫属士族 広島県八等警部 松浦武夫 嘉永三年庚戌

十二月生

明治十一年三月十三日

一 尾道警察署在勤申付候事

同年八月十三日

一 尾道警察署々長申付候事

同年十二月廿八日

一 任広島県七等警部

明治十二年四月七日

一 広島警察署詰申付候事

同年六月三日

一 肩列刺病予防事務取扱申付候事

同年七月七日

一 檢疫委員申付候事

同年十月八日

一 檢疫委員差免候事

③ 「広島県史料」二二二（奏判官員履歴二・明治十三年分）

広島県貫属士族 広島県七等警部 松浦武夫 嘉永三年庚

戌十二月生

明治十三年九月十八日

一 広島警察署外勤専務申付候事

同年十一月四日

一 依願免本官

④ 「広島県史料」二二四（奏判官員履歴四止・明治十五年分）

広島県貫属士族 広島県警部兼書記看守長 松浦武夫 嘉永

三年庚戌十二月生

明治十五年二月十五日

一 任広島県書記兼看守長

月給金貳拾円下賜候事

同年二月廿九日

一 監獄本署常務部監倉掛専務申付候事

同年三月十四日

一 任広島県警部兼書記

兼看守長月給如故

同年六月廿三日

一 依願免本官

(2) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治九年『官員録 全』四月、西村組出版局（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「五等警部 ヒロシマ 松浦武夫」とある。

② 明治十年『官員名鑑 全』十一月、山口安兵衛・北島茂兵衛（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「八等警部 ヒロシマ 松浦武夫」とある。

③ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「八等警部 ヒロシマ 松浦武夫」とある。

④ 明治十二年『明治官員録 全』二月、山口安兵衛他五人（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「八等警部 ヒロシマ 松浦武夫」とある。

⑤ 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録）

「広島県」の項に、「七等警部 広島 松浦武夫」とある。

広島立志舎の創立とその活動

(3) 松浦武夫と戸田十畝

松浦武夫は、旧広島藩士の社交団体「同進社」（明治十三年三月設立）の社員であったが、「政況視察兼社内目付役」として、明治十九（一八八六）年一月三十一日、同進社が発刊した『芸備日報』に入社した。そして、武夫は、同年五月には三村司吉、神根善雄、小野主一（備中人。守一郎ともいう）、『芸備日日新聞』明治二十二年二月二日参照、永田恕、熊見定次郎と共に『芸備日報』を、同進社から譲受けた。このとき、戸田十畝はこの『芸備日報』に記者として入社した。しかし、『芸備日報』は、借金が高んで明治二十一年（一八八八）年一月には再び同進社で引受け、同年六月には債権者早速勝三が譲受けた（八谷萬一「広島県政史話（四）」・『警察之友』第二九六号、一九三二年。熊見定次郎「広島に於ける新聞紙」・『尚古』第三年第一号、一九〇八年）。

明治二十二（一八八九）年四月、武夫は同進社々員らと共に、旧藩主浅野侯爵を隠然首領と仰ぐ政友会（注、立憲政友会とは関係がなく、広島で創設され、一時県市政を左右した有力な政社）の創立に尽力し、十畝、高橋忠親も政友会に加入した（注、十畝は、明治二十三年三月末、政友会を脱退した。『芸備日日新聞』明治二十三年四月一日参照）。同年七月、武夫は、渡邊又三郎と上京して、国粹論者、米独条約改正案反対論者らと協議して、全国的に条約改正中止の建白を以て政府に迫ることを約して帰広した。そして、武夫は、政友会の重立者を招集して、中国地方に遊説員を派遣して有志を糾合する

ことを協議し(注、十畝も周防・長門に派遣された)、政友会は同年十月六・七日、広島において関西非条約懇親大会を開いた。このとき、十畝は、広瀬村劇場において、政談演説会を開き(十月六日)、「秋風颯々」という演題の弁舌により弁士中止を命ぜられ、同年十月七日から六ヶ月間、広島県下において公然政談に関する事項を講談論議することを禁じられた(八谷萬一「広島県政史話(四・九)」。「警察之友」第二九六―三〇一号、一九三二年)。

明治二十二(一八八九)年六月、松浦武夫は、沖正彦、竜神正重(沖正彦の実弟)と政友会の機関紙『安芸津新報』を発刊し、十畝は同紙の記者となった(八谷萬一「広島県政史話(五)」。「警察之友」第二九七号、一九三二年。熊見定次郎「広島に於ける新聞紙」。「尚古」第三年第五・七号、一九〇八年。注、しかし、十畝は、明治二十三年一月三日退社した。『芸備日日新聞』明治二十三年一月七日参照)。

明治二十五(一八九二)年二月十五日の衆議院議員選挙に当たり、武夫と十畝は、二十九名からなる壮士の団体に加わり、候補者の応援をするようであるという記事が、『芸備日日新聞』第一七四四号(明治二十五年一月九日)に出ているが、どの候補の応援をしたかは不明である。

この松浦武夫は、「演説会誌の葛藤」に登場する、戸田(当時は、山田姓、十畝を取調べ閻魔大王に喩えられた広島警察署の七等警部松浦武夫と同一人であろう。兩人の間に、どのような友情が生じたのであろうか?)

6 樋口一成

(1) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

① 「広島県史料」十八(官員履歴 警部・明治八年ヨリ明治十年十二月迄)

滋賀県貴属士族 樋口一成 天保十二年辛丑正月生

明治八年五月十四日

一 任広島県少属

同年五月十四日

一 庶務課中戸籍係専務申付候事

明治九年七月八日

一 任広島県権中属

同年七月廿日

一 任広島県三等警部

明治十年一月廿日

一 太政官御達第拾壹号ヲ以テ警部以下官等御改正

同年一月廿九日

一 任広島県六等警部

同年六月三十日

一 任広島県五等警部

同年七月十一日

一 第四課雑務係専務兼広島警察署詰申付候事

② 「広島県史料」二十一（奏判官員履歴一・自明治十一年至明治十二年）

滋賀県貫属士族 広島県五等警部 樋口一成 天保十二年辛丑正月生

明治十一年二月廿六日

一 田中三等警部上京不在中第四課長代理申付候事

同年八月十三日

一 広島警察署々長申付候事

但第四課兼務如故

同年十二月十二日

一 警保課雑務係兼務申付候事

明治十二年六月四日

一 田中二等警部不在中警保課長代理申付候事

同年十二月廿六日

一 任広島県四等警部

③ 「広島県史料」二十一（奏判官員履歴一・明治十三年分）

滋賀県貫属士族 広島県四等警部 樋口一成 天保十二年辛丑正月生

明治十三年一月廿一日

一 肩列刺病流行之際貧民へ予防薬施与トシテ金五円差出候段

奇特二候事

同年十一月二日

広島立志舎の創立とその活動

一 依願免本官

(2) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治七年『掌中官員録 全』十月、西村組商会（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録）

「敦賀県」の項に、「権少属 シガ 樋口一成」とある。（注、この時の敦賀県の権令は、ヤマゲチ・正六位藤井勉三である。）

② 明治八年『官員録 全』九月、西村組出版局（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録）

「広島県」の項に、「少属 シガ 樋口一成」とある。

③ 明治九年『官員録 全』四月、西村組出版局（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「少属 シガ 樋口一成」とある。

④ 明治十年『官員名鑑 全』十一月、山口安兵衛・北島茂兵衛（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「六等警部 シガ 樋口一成」とある。

⑤ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録）

「広島県」の項に、「六等警部 シガ 樋口一成」とある。

⑥ 明治十二年『明治官員録』全二月、山口安兵衛他五人(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「五等警部 シガ樋口一成」とある。

⑦ 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「四等警部 滋賀 樋口一成」とある。

(3) 『任免裁可書』(国立公文書館所蔵)

① 明治二十六年四月二十七日(『任免裁可書・明治二十六年・任免卷七(七)』)

農商務属 樋口一成

一 任滋賀県典獄

一 叙高等官八等

② 明治二十九年十月十九日(『任免裁可書・明治二十九年・任免卷二十五』)

福井県典獄樋口一成

一 福井県典獄樋口一成非職ノ件認可

7 三宅重義

(1) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

① 「広島県史料」十八(官員履歴 警部・明治八年ヨリ明治十年十二月迄)

山口県貴属士族 三宅重義 嘉永六年癸丑十月生

明治十一年十二月四日

一 任広島県九等警部

同年十二月八日

一 第四課治罪係専務申付候事

同年十二月廿五日

一 広島警察署詰申付候事

② 「広島県史料」二十一(奏判官員履歴一・自明治十一年至明治十二年)

山口県貴属士族 広島県九等警部 三宅重義 嘉永六年癸丑

十月生

明治十一年一月十日

一 広島警察署所轄各分署巡回申付候事

同年二月廿八日

一 福山警察署在勤申付候事

同年八月十三日

一 福山警察署々長申付候事

同年十二月廿八日

一 任広島県八等警部

明治十二年五月廿六日

一 福山警察署々長差免候事

同年六月十日

一 広島警察署詰申付候事

同年九月十八日

一 当分警保課雑務係申付候事

同年十月廿四日

一 警保課雑務係兼務差免候事

③ 「広島県史料」二二一（奏判官員履歴二・明治十三年分）

山口県貫属士族 広島県八等警部 三宅重義 嘉永六年癸丑

十月生

明治十三年一月廿一日

一 扁列刺病流行之際貧民へ予防薬施与トシテ金貳円差出候段

奇特二候事

同年三月二日

一 警察事務慣習ノ為上京申付候事

同年九月十八日

一 広島警察署常務係専務申付候事

同年九月十八日

一 広島警察署外勤兼務申付候事

同年十一月二日

一 任広島県七等警部

同年十一月四日

広島立志舎の創立とその活動

一 三次警察署長申付候事

同年十一月四日

一 三次警察署在勤申付候事

④ 「広島県史料」二二三（奏任判任官員履歴三・明治十四年分）

山口県貫属士族 広島県七等警部 三宅重義 嘉永六年癸丑

十月生

明治十四年六月三日

一 兼任広島県看守長

⑤ 「広島県史料」二二四（奏判官員履歴四止・明治十五年分）

山口県貫属士族 広島県警部 三宅重義 嘉永六年癸丑十月

生

明治十五年一月七日

一 任広島県警部兼看守長如故

月給金貳拾五円下賜候事

同年三月三十日

一 依願免兼官

同年六月十六日

一 月給金三拾円下賜候事

(2) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治七年『掌中官員録 全』十月、西村組商会（寺岡寿一編）明

治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に

収録)

〔敦賀県〕の項に、「十五等出仕 ヤマグチ 三宅重義」とある。

(注、この時の敦賀県の権令は、ヤマグチ・正六位藤井勉三である。)

- ② 明治八年『官員録』全 九月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録)

〔敦賀県〕の項に、「史生 ヤマグチ 三宅重義」とある。

- ③ 明治九年『官員録』全 四月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

〔敦賀県〕の項に、「権少属 ヤマグチ 三宅重義」とある。

- ④ 明治十二年『明治官員録』全 二月、山口安兵衛他五人(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

〔広島県〕の項に、「九等警部 ヤマグチ 三宅重義」とある。

- ⑤ 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

〔広島県〕の項に、「八等警部 山口 三宅重義」とある。

- ⑥ 明治十四年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

〔広島県〕の項に、「七等警部 山口 三宅重義」とある。

- ⑦ 明治十五年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

〔広島県〕の項に、「七等警部兼看守長 山口 三宅重義」とある。

- ⑧ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

〔広島県〕の項に、「同(注、警部) 三拾円 山口 三宅重義」とある。

- ⑨ 明治十七年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

〔広島県〕の項に、「同(注、警部) 三拾円 山口 三宅重義」とある。

- ⑩ 明治十八年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

〔広島県〕の項に、「警部 山口 三宅重義」とある。

- ⑪ 明治十九年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

〔広島県〕の項に、「警部 山口 三宅重義」とある。

- (3) 『芸備日日新聞』第七三三号(明治二十一年八月七日)

『芸備日日新聞』第七三三号(明治二十一年八月七日)によると、「三宅重義氏 本県警部たりし同氏は、今度神戸始審裁判所書記に任じ、判任官三等になりし」という。

8 三村省

- (1) 大植四郎『明治過去帳物故人名辞典』、東京美術・一九七一年
三村省 広島県三次三谿郡長正八位 広島県平民にして、明治十九年池田秀一、名越厳莊太等と正八位(奏六上)に叙し、二十一年八月十五日歿す。

(2) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

- ① 『広島県史料』二十一(奏判官員履歴一・自明治十一年至明治十二年)

広島県下平民 広島県一等巡査 三村省 安政三年丙辰四月

生 明治十二年十月廿八日

一 任広島県十等警部

同年十月廿八日

一 広島警察署詰申付候事

- ② 『広島県史料』二十一(奏判官員履歴二・明治十三年分)

広島県下平民 広島県十等警部 三村省 安政三年丙辰四月

生

明治十三年三月十三日

一 福山警察署在勤申付候事

- ③ 『広島県史料』二十三(奏任判任官員履歴三・明治十四年分)

広島立志舎の創立とその活動

広島県下平民 広島県九等警部 三村省 安政三年丙辰四月
生

明治十四年九月一日

一 任広島県九等警部

- ④ 『広島県史料』二十四(奏判官員履歴四止・明治十五年分)

広島県下平民 広島県警部 三村省 安政三年丙辰四月生

明治十五年一月七日

一 任広島県警部補

月給金拾五円下賜候事

同年一月十日

一 当分福山警察署長心得申付候事

同年三月四日

一 尾道警察署在勤申付候事

同年十二月廿八日

一 任広島県警部

月給金貳拾円下賜候事

- (3) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

『広島県』の項に、「十等警部 広島 三村省」とある。

② 明治十四年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期

の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「十等警部 広島 三村省」とある。

- ③ 明治十五年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「八等警部 広島 三村省」とある。

- ④ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「広島県」の項に、「同(注、警部) 二拾円 広島 三村省」とある。

- ⑤ 明治十七年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「広島県」の項に、「同(注、警部) 二拾円 広島 三村省」とある。

- ⑥ 明治十八年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

「広島県」の項に、「警部 広島 三村省」とある。

- ⑦ 明治十九年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

「広島県」の項に、「警部 広島 三村省」とある。

9 中尾正名

- (1) 手島益雄『広島県先賢伝』、東京芸備社・一九四三年。後に、

『広島県人名事典・附録 広島県先賢伝』、歴史図書社・一九七六年に収録

正名通称勝太郎、香海又奚疑と号す、芸藩士中尾正和の長子なり、天保十二年正月二十七日広島田中屋敷に生まる、妻は岡田清の次女なり、明治三年広島藩権少属に任ぜられ、後ち福山支庁長、広島区長、加茂郡長、御調郡長に歴任し、明治三十九年職を退き郷里広島に帰り、優游余生を送り、大正四年十二月三日歿す、享年七十五歳、墓は金屋町浄念寺にあり、正名資性寛厚長者の風あり、その官にあるや、部下皆其徳に服し、家にあつては子女曾て其叱声を聞きたることなし、日常余暇あれば必ず史書詩集を繙き、曾て忘ることなし、郡長の職に在ること前後三十年治績大に挙り、当時栗原安芸郡長、山口佐伯郡長と共に広島県三名郡長と並称せらる、大正三年四月金婚式を挙げ自邸老松雙株の下に記念撮影、題雙松図として詩あり。

蒼翠參天瑞靄生 龍形千古況雙清
仙禽歲々來巢此 嘹唳和鳴唱太平

- (2) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄

- ① 松堂フィルム出版・一九六二年に収録)
「広島県史料」二十(立庁以来官員任解進退辭令書・明治八年二及、七年二止り八年所見ナシ)

広島県貫属士族 中尾正名(旧名 勝太郎) 戊十二月三十四

年

明治四年辛未八月七日

一 農民説諭トシテ安芸沼田兩郡へ出張

但廢藩以來其儘權少屬軍務係之事務取扱居候事

同年十月三日

一 任広島県少屬

一 軍務係

明治五年壬申二月十七日

一 広島県十五等出仕申付候事

一 聴訟課

同年三月十二日

一 庶務課

同年六月十二日

一 任広島県權少屬

同年八月十日

一 任広島県少屬

一 地券係申付候事

② 「広島県史料」十八(官員履歴・明治八年ヨリ明治十年十二月迄)

広島県貫屬土族 同県少屬 中尾正名(旧名 勝太郎) 天保

十二年辛丑正月生

明治八年一月八日

一 任広島県權中屬

広島立志舎の創立とその活動

同年五月十二日

一 租税課中地租改正係專務申付候事

同年六月四日

一 庶務課專務申付候事

同年六月四日

一 租税課中地租改正係兼務申付候事

同年六月五日

一 庶務課中警察監獄係兼務申付候事

同年十二月二日

一 任広島県三等警部

明治九年二月二日

一 任広島県二等警部

同年二月二日

一 補広島県十等出仕

同年七月廿日

一 依願免本官

同年七月廿日

一 任広島県中屬

同年九月卅日

一 任広島県二等警部

明治十年一月廿日

一 太政官御達第拾壹号ヲ以テ警部以下官等御改正

一一三(一一三)

明治十年一月廿九日

一 任広島県四等警部

同年二月六日

一 任広島県四等属

同年二月六日

一 福山支庁長申付候事

③ 「広島県史料」二十一(奏判官員履歴一・自明治十一年至明治十二年)

広島県貴属士族 広島県四等属 中尾正名 天保十二年辛丑

正月生

明治十一年十一月一日

一 任広島区長

月俸四拾五円

(3) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治七年『掌中官員録 全』十月、西村組商会(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録)

収録)

「広島県」の項に、「少属 ヒロシマ 中尾正名」とある。

② 明治八年『官員録 全』九月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収録)

「広島県」の項に、「権中属 ヒロシマ 中尾正名」とある。

③ 明治九年『官員録 全』四月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「十等出仕 ヒロシマ 中尾正名」とある。

④ 明治十年『官員名鑑 全』十一月、山口安兵衛・北島茂兵衛(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「四等属 ヒロシマ 中尾正名」とある。

⑤ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「四等属 ヒロシマ 中尾正名」とある。

⑥ 明治十二年『明治官員録 全』二月、山口安兵衛他五人(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「四等属 ヒロシマ 中尾正名」とある。

⑦ 明治十四年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「広島区長 中尾正名」とある。

⑧ 明治十五年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島県」の項に、「広島区長 中尾正名」とある。

⑨ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「広島県」の項に、「加茂郡長 中尾正名」とある。

- ⑩ 明治十七年『改正官員録』五月、博公書院（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録）

「広島県」の項に、「加茂郡長 中尾正名」とある。

- ⑪ 明治十八年『改正官員録』七月、博公書院（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録）

「広島県」の項に、「加茂郡長 中尾正名」とある。

- ⑫ 明治十九年『改正官員録』七月、博公書院（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録）

「広島県」の項に、「加茂郡長 中尾正名」とある。

- (4) 『任免裁可書・叙位裁可書』（国立公文書館所蔵）

- ① 明治三十九年十月二十四日（『任免裁可書・明治三十九年・任免巻二十九』）

広島県御調郡長 中尾正名

一 依願免本官

- ② 明治三十九年十一月二十七日（『叙位裁可書・明治三十九年・叙位巻二十九』）

元広島県御調郡長正六位勲五等 中尾正名

一 叙従五位

広島立志舎の創立とその活動

10 鳥居断三

- (1) 大植四郎『明治過去帳物故人名辞典』⁴³⁾、東京美術、一九七一年

元参河県知事正四位勲三等 岐阜県士族にして姓は平、名は重雄、天保九年生る。明治元年参河県知県事と為り、二年刑部少丞に任じ、三年頃従六位に、五年柏崎県参事に遷り、七年頃陸軍省六等出仕を拝し第五局第一課長兼第七課長に補し、九年六等判事に転じ、十一年広島裁判所長と為り、十四年大審院判事に遷る、十五年勲五等に、十七年二月二十一日正六位に、十二月十一日東京控訴裁判所長に補し、十九年七月八日従五位に、尋で勲四等に陞る、二十一年頃奏任一等中を以て東京控訴院評定官たり、後官を退き郷里大垣に於て弁護士を開業（注、明治二十六年五月一日、東京で弁護士登録して、東京で開業、四十四年一月二十七日大垣に病卒す、年七十四、是日特旨を以て正四位勲三等に進み瑞宝章を賜ふ。

- (43) 「あづま（東）たいち」による「明治期大審院 判・検事略歴調査

（稿）」が、『明治前期大審院刑事判決録』13（文生書院・一九八八年）に収録されている。ここでは、鳥居断三の略歴は、『明治過去帳』と『司法沿革誌』によるとされているが、次項の「履歴書」とは、年月に相違が見られる事項がある。

- (2) 『叙勲裁可書・叙位裁可書』（国立公文書館所蔵）

- ① 『叙勲裁可書 明治四十四年・叙勲巻一・内国人一』

ハ資料紹介ノ

修道法學 二八卷 一號

二二六 (二二六)

從四位勲四等鳥居斷三叙勲ノ件

明治四十四年一月二十四日

一 叙勲三等授瑞宝章

履歷書 元判事從四位勲四等 鳥居斷三 本籍・現住所 岐

阜原安八郡大垣

慶応四年戊辰一月

一 大垣藩軍事副総裁助役トシテ東山道総督岩倉大夫同八千凡

麾下ニ從フ

同年三月

一 大垣藩貢士トシテ出仕

同年七月

一 大垣藩軍事奉行トシテ東山道御先鋒へ出張奥州白川ニ於テ

藩兵ヲ卒ヒ再三賊軍ト戦フ進テ二本松及ヒホナリ嶺ニ戦テ会津

ニ入ル攻城八月ヨリ九月ニ至ル其間血戦數回終ニ賊軍降伏ニ至

ル迄從軍セリ

明治元年十月

一 東京ニ凱旋シ大総督有栖川ノ宮ニ拝謁シ縮緬二卷ヲ賜フ翌

日吹上御苑ニ於恭 天顔ヲ拝シ酒ヲ賜フ

同年十二月五日

一 徴士三河県知事被仰付候事 行政官

同年二月十三日

一 昨年官軍御先鋒へ出進毎戦致尽力指揮行届逐全功候依之為

賞百三十石ヲ藩主ヨリ賜フ

同年六月

一 三河県被廢

同年七月

一 依病氣願職務被免候事

同年八月

一 大垣藩少参事心得

同年十一月

一 任大垣藩權大参事

同四年三月

一 免本官藩知事ヨリ西洋各国視察トシテ差遣シ度下ノ願ニ依リ

同(注、太政官)

同年十二月五日

一 任柏崎県参事

同五年十一月十日

一 叙從六位

同六年六月十五日

一 柏崎県被廢

同七年二月十九日

一 補陸軍省七等出仕

同年同月二十日

一 佐賀暴動ニ付時宜ニ依リ旧藩兵募集ノ内命ヲ奉シ大阪鎮台

へ出張ス

同年八月十九日

一 補陸軍省六等出仕

同年九月十日

一 任六等判事

同年同月十二日

一 東京上等裁判所詰被仰付候事

同年九月二十三日

一 大審院詰被仰付候事

同年四月九日

一 広島裁判所主勤被仰付候事

同日

一 広島裁判所長被仰付候事

同年六月二十八日

一 一等判事以下四級判事補迄被廢

同日

一 任判事

同日

一 年報千二百円下賜候事

同日

一 広島裁判所所在勤被仰付候事

同日

一 広島裁判所長被仰付候事

同十二年三月一日

一 修補課委員可被心得候事

同十三年一月七日

一 明治十二年第五十六号御達ニ依リ本月ヨリ年俸千五百円下

賜候事

同年同月十五日

一 自今年俸千八百円下賜候事

同十四年一月二十八日

一 大審院詰ヲ命シ候事

同年十二月二十八日

一 大審院刑事局詰ヲ命シ候事

同十五年十二月二十二日

一 自今年俸二千円下賜候事

同年同月二十九日

一 叙勲五等双光旭日章ヲ賜フ

同十六年十二月二十七日

一 第六十五号御達ニヨリ五等官相当

同十七年二月二十一日

一 叙正六位

同年十月十日

一 法律諮問会員ヲ命シ候事

司法省

同(注、司法省)

太政官

司法省

太政官

賞勲局

宮内省

ハ資料紹介ノ

修道法学 二八卷 一号

二二八(二二八)

- 同年十二月十一日
 - 一 東京始審裁判所長被仰付候事 太政官
- 同月十三日
 - 一 自今年俸二千四百円下賜候事 太政官
- 同十九年五月四日
 - 一 勅令第四十号ヲ以テ裁判所官制ヲ定メラル
- 同十九年五月十日
 - 一 任東京始審裁判所長 同(注、太政官)
- 同日
 - 一 叙奏任官一等 同(注、太政官)
- 同日
 - 一 下級俸下賜 同(注、太政官)
- 同年七月八日
 - 一 叙従五位 宮内省
- 同月十日
 - 一 任控訴院評定官 太政官
- 一 叙奏任官一等 太政官
- 同月十三日
 - 一 下級俸下賜 司法省
 - 一 東京控訴院詰ヲ命ス 同(注、司法省)
- 同年十二月二十八日
 - 一 官制改革之際異常勉勵候ニ付金百円賞与ス

- 同二十年十二月二十日
 - 一 中級俸下賜 同(注、司法省)
- 同二十一年一月九日
 - 一 第一期東京重罪裁判所長ヲ命ス 同(注、司法省)
- 同年五月二十九日
 - 一 叙勲四等賜旭日小綬章 賞勲局
- 同年七月二日
 - 一 第三期東京重罪裁判所長ヲ命ス 司法省
- 同二十二年十一月二十九日
 - 一 明治二十二年八月三日勅令第百三号ノ旨ニ依リ大日本帝國憲法発布記念章ヲ授与ス 賞勲局
- 同二十三年一月四日
 - 一 第一期東京重罪裁判所長ヲ命ス 司法省
- 同年七月一日
 - 一 第三期東京重罪裁判所長ヲ命ス 同(注、司法省)
- 同月三十日
 - 一 叙勲任官二等賜下級俸 内閣
- 同年八月六日
 - 一 叙従四位 宮内省
- 同年十月十八日
 - 一 勅令第二百五十四号ニ依リ判事

同年十月三十日

一 叙勅任官二等賜下級俸

同日

一 休職卜心得可シ

同二十六年三月二十二日

一 依願免本官

同(注、内閣)

② 『叙位裁可書 明治四十四年 叙位卷一』

從四位勲四等鳥居斷三

明治四十四年一月二十四日

一 叙正四位

11 鈴木圓平

(1) 大植四郎『明治過去帳物故人名辞典』、東京美術・一九七一年

山口区裁判所監督判事、從七位 山口県の人にして、明治八年

頃杉谷圭太、雨宮克等と司法省十四等出仕を拝命、十年広島裁判

所判事補と為り、十五年山口治安裁判所判事補長に進み、二十一

年頃奏任五等下を以て山口治安裁判所判事たり、二十四年五月二

十八日歿す。

(2) 「山口県史料」四十七(内閣文庫所蔵『府県史料』山口県六、山

口県文書館・翻刻版一九九一年)

山口県士族 鈴木圓平 天保元年十月生

広島立志舎の創立とその活動

明治六年九月廿三日十五等出仕ニ補ス、同八年十一月廿日十四等出仕ニ補ス、同九年三月廿八日司法省十四等出仕ニ転ス

(3) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治七年『掌中官員録 全』十月、西村組出版局(寺岡寿一編

『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年

に収録)

「山口県」の項に、「十五等出仕 ヤマグチ 鈴木圓平」が見える。

② 明治八年『官員録 全』九月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治

初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収

録)

「山口県」の項に、「十五等出仕 ヤマグチ 鈴木圓平」が見える。

③ 明治九年『官員録 全』四月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治

初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「山口県」の項に、「十四等出仕 ヤマグチ 鈴木圓平」とある。

④ 明治十年『官員名鑑 全』十一月、山口安兵衛・北島茂兵衛(寺

岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年

に収録)

「大審院諸裁判所」の項に、「判事補 ヤマグチの 鈴木圓平」と

ある。(注、「ヤマグチの」の「の」印は、広島裁判所所在勤を示す。)

⑤ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎(寺岡寿一編『明治初期の官

員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「大審院諸裁判所」の項に、「判事補 内務省五等属 ヤマグチ 鈴木圓平」とある。

- ⑥ 明治十二年『明治官員録 全』二月、山口安兵衛他五人(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「大審院諸裁判所」の項に、「判事補 内務七等属 ヤマグチの鈴木圓平」とある。

- ⑦ 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島裁判所」の項に、「判事補 山口 鈴木圓平」とある。

- ⑧ 明治十四年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島裁判所」の項に、「判事補 山口 鈴木圓平」とある。

- ⑨ 明治十五年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「山口始審裁判所」の項に、「判事補 山口 鈴木圓平」とある。

- ⑩ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「山口治安裁判所」の項に、「判事補長 山口 鈴木圓平」とある。

- ⑪ 明治十七年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「山口治安裁判所」の項に、「判事補長 山口 鈴木圓平」とある。

- ⑫ 明治十八年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

「山口治安裁判所」の項に、「判事補長 山口 鈴木圓平」とある。

- ⑬ 明治十九年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

「山口治安裁判所」の項に、「判事補長 山口 鈴木圓平」とある。

12 粕屋萬尋

- (1) 『府県史料』(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄

松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

- ① 「広島県史料」十八(官員履歴・明治八年ヨリ明治十年十二月二尽) 敦賀県貴属士族 同県史生 粕屋万尋 弘化元年甲辰八月生

明治八年五月十九日

一 任広島県史生

同年五月十九日

一 庶務課中進達記録係専務申付候事

同年六月四日

一 任広島県権少属

同年六月四日

一 聴訟課中聴訟係専務申付候事

同年十二月廿八日

一 任広島県少属

明治九年五月廿八日

一 福山支庁へ在勤申付候事

同年九月七日

一 兼補広島県裁判所十二等出仕

明治十年一月十六日

一 太政官御達第六号ヲ以府県参事以下廃セラレ

同年一月廿二日

一 残務取扱申付候事

同年一月廿五日

一 任広島県七等出仕

同年三月十三日

一 福山裁判支庁在勤申付候事

同年三月十三日

一 福山支庁刑事課長民事庶務申付候事

明治十年六月十三日

一 司法省十四等出仕二遷ル

(2) 『明治初期の官員録・職員録』

① 明治七年『掌中官員録』全 十月、西村組商会(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に

収録)

「敦賀県」の項に、「十五等出仕 ツルガ 粕屋万尋」とある。(注、

広島立志舎の創立とその活動

この時の敦賀県の権令は、ヤマグチ・正六位藤井勉三である。)

② 明治八年『官員録』全 九月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞・改訂二刷・一九八〇年に収

録)

「広島県」の項に、「権少属 ツルガ 粕屋萬尋」とある。

③ 明治九年『官員録』全 四月、西村組出版局(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「少属 ツルガ 粕屋萬尋」とある。

④ 明治十年『官員名鑑』十一月、山口安兵衛・北畠茂兵衛(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収

録)

「大審院諸裁判所」の項に、「判事補 シガの 粕屋萬尋」とある。(注、「シガの」の「の」印は、広島裁判所在勤を示す符号である。)

⑤ 明治十一年『官員録』五月、擴隆舎(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収録)

「広島県」の項に、「七等属 シガ 粕屋萬尋」とある。

⑥ 明治十二年『明治官員録』全 二月、山口安兵衛他五人(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞・一九七七年に収

録)

「大審院諸裁判所」の項に、「判事補 内務七等属 シガの 粕屋萬尋」とある。

⑦ 明治十三年『改正官員録』十月、博公書院(寺岡寿一編『明治初期

の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島裁判所」の項に、「判事補 広島 粕屋萬尋」とある。

⑧ 明治十四年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島裁判所」の項に、「判事補 広島 粕屋萬尋」とある。

⑨ 明治十五年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第四卷、寺岡書洞・一九七九年に収録)

「広島始審裁判所」の項に、「同(注、判事) 補長 粕屋萬尋」とある。

⑩ 明治十六年『改正官員録』十二月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「広島控訴裁判所」の項に、「書記 広島 粕屋萬尋」とある。

⑪ 明治十七年『改正官員録』五月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第五卷、寺岡書洞・一九八〇年に収録)

「広島控訴裁判所」の項に、「書記 広島 粕屋萬尋」とある。

⑫ 明治十八年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

「広島治安裁判所」の項に、「長判事補 広島 粕屋萬尋」とある。

⑬ 明治十九年『改正官員録』七月、博公書院(寺岡寿一編)『明治初期の官員録・職員録』第六卷、寺岡書洞・一九八一年に収録)

「広島治安裁判所」の項に、「長判事補 広島 粕屋萬尋」とある。

(3) 広島人となった粕屋萬尋

敦賀県人粕屋萬尋は、明治七(一八七四)年藤井勉三が敦賀県権令のとき、同県に十五等出仕していた。勉三が明治八年広島県権令に転任した後、萬尋も広島県に転任してきた。そして、萬尋は、明治十三(一八八〇)年本籍を広島に移し、明治二十六(一八九三)年九月十一日、尾道区裁判所判事るとき退職を命じられ(芸備日日新聞)『明治二十六年九月十六日』、同年十二月十六日依願免本官となった(『任免裁可書 明治二十六年・任免二十六』国立公文書館所蔵)。そこで、萬尋は、尾道で弁護士を開業した。萬尋は、「弁護士は人に代て法律に関する不平を鳴すを以て職業と為す者なり。」として、「則鳴社主」と称し、弁護士従六位の肩書きで、福山と尾道に則鳴社事務所を置いたという新聞広告を出している(芸備日日新聞)『明治二十七年六月十日』。

13 中尾捨吉

(1) 大植四郎『明治過去帳物故人名辞典』、東京美術・一九七一年
函館控訴院元部長判事正六位勲六等弁護士 東京府士族旧高知藩士西村勇之進の次子にして、諱は真晃、天保十二年生る、人として奇矯義勇氣節を尚ぶ、出で、叔父中尾和貞の嗣と為る、長ずるに及び仏学及び文武の業を修め、明治の始め朝に仕へ、兵学寮御用掛を拝し、五年頃吉彦貞武、児島益謙等と陸軍兵学大属となり、六年頃小倉信明、秋月新、酒井忠恕、平岡芋作等と陸軍少佐

に任じ従六位に叙し、軍務に賛画する所多し、八年頃議合はずして罷む、已に用ひられず、意気方に壮なり、乃ち政社に入り民権説を唱へ当路者の忌む所と為る、後更に事漸く自ら省る所あり、九年七等判事に任じ、十四年頃静岡裁判所に在勤、安濃津を経、十五年大阪控訴裁判所判事に転じ、十八年五月七日第二期広島重罪裁判所所長（注、明治十七年五月三日参照）を命ぜられ、十月三十日所へ転任。『官報』明治十七年五月三日参照）を命ぜられ、十月三十日第四期広島重罪裁判予備陪席（注、『官報』明治十八年十一月十一日参照）を兼ね、二十一年勲六等（注、明治二十一年十二月二十六日、叙勳六等瑞玉章。『官報』明治二十一年十二月二十八日参照）を以て大阪控訴院評定官（奏三下）（注、明治二十一年一月調『司法省職員録』によると、捨吉は、広島控訴院評定官で奏任官三等中である。）たり、広島、函館の両控訴院に歴補部長に進み、判決平然克く其職を称へ、俸金を得る毎に手に随ひ散尽し、民権家判事の名あり、二十五年二月二十七日正六位に陞り、二十六年官を罷め、広島に返りて弁護士に終る、君議論を喜び自ら奉ずる甚だ薄く、好んで人の危難を拯ひ、他に嗜好なし、亦只理に循ひ論弁以て冤枉を伸べ、文を舞ひ法を美にして是非を顛倒するを欲せず、是を以て謝金を得る多からず、家に儻石の儲泊無きが如し。明治中興の後、人洋学に趨り、新奇を以て高在を相し、司法の職に在る者も競ふて外国の法律を講ず、而して君独り姚江の学を好み、老に至りて益々勤む、其東京に来るや同志と社を結び王学舎と称す、曾て古人の嘉言善

広島立志舎の創立とその活動

行良知の説を發揮する者を手録一編を為し、題して良知、縦遊之士と曰ふ、之が評釈を為し、以て世に行はる。三十七年五月十四日東京麻布の寓舎に病没す、年六十四、青山に葬る。配田内氏先に歿し、継配中西氏子女六人あり、男を茂太郎といふ。（細川潤次郎）

(2) 細川潤次郎「正六位中尾捨吉君墓碣銘」（細川潤次郎『干洲全集』第一巻、細川一之助・一九二六年）

明治三十六年五月十四日、中尾捨吉君、卒於東京麻布之寓舍、葬于青山墓域、既五年矣、諸子姪及門人、謀建石以伝君之行事、介内兄西村亮吉君、求余之文、余以託姻婭弗敢辭也、君世高知藩士、西村勇之進君第二子也、出嗣叔父和貞君家、因称中尾氏、及長修文武業、尚氣節、喜議論、明治初、仕于朝、為兵学寮御用掛、進陸軍少佐、於軍務多所賛画、以議不合而罷、君已不用、意气方壮、乃入政社、唱民権説、為当路者所忌、後更事漸多、有所自省、出為判事、歴任静岡・安濃津・大阪諸処、遷広島控訴院、又遷函館控訴院、補部長、判決平允、克称其職、叙正六位、二十六年罷官返広島為弁護士以終、年六十四、配田内氏先没、継配中西氏、男茂太郎嗣家、女四人、君自奉甚薄、無也嗜好、而勇於為義、拯人急難、每得月俸、随手散尽、其為弁護士、亦只循理論弁、以伸冤枉、不欲舞文弄法、顛倒是非、是以不能多得謝金、家無儻石之儲泊如也、明治中興後、人趨洋学、以新奇相高、在司法之職者、競講外国法律、而君、独好姚江之学、至老益勤、其来東京也、与同

志結社、為王学会、曾手録古人嘉言善行可發揮致良知之說者為一編、題曰良知、從游之士、為之評釈以行於世、銘曰、嗟君力學、學成而仕、不求苟合、泰然而止、安貧樂道、格物窮理、俯仰無慙、君瞑矣、

(3) 吉本襄「著者 中尾先生行狀略譜」（中尾捨吉撰著・吉本襄評釈「良知」、參天閣出版部・一九〇七年）

先生名は捨吉、中尾氏、水哉は其号、土佐の国江の口村の人、常に王陽明先生に私淑し、大塩中齋の人と為りを慕ふ。然れども、先生は心酔の人に非ずして、実践の人なりき、少壮屢々勝海舟伯を訪ふて議論を上下す。伯、奇傑を以て之を許す。

先生初め陸軍に出仕して少佐に官す、議合はずして冠を挂く。

後、松田正久、大井憲太郎、河野廣中等の諸氏と謀り、政社を組織して盛んに政府を攻撃し、一時之が為めに獄に繋がる。既にして獄を出で、職を司直の府に奉ず。静岡、三重、広島、函館等に歴任し、晩年広島に於て弁護士職を執り、明治三十六年夏、是より先き心臓の痼疾あり此に至つて痲を東京に養ふ。翌年終に起たず。麻布飯倉の僑居に瞑す。壽六十有四。

先生辺幅を飾らず、曾て三重裁判所長に任ぜられて、同地に赴くや、時正に明治十四年の交、政論所在に勃興して、自由民権の聲、朝野を震撼す。而も謂ゆる志士論客なる者、多くは被髮短褐、言行羈せず、民間生を営む者、之を視ること蛇蝎の如く、先生時

に一枚の綿服に、一筋の兵児帯をしめ、單身飄然、風采太だ揚がらず。旅館視て之を忌み為めに宿を仮すものなし。先生大に困し、百方手を尽くして隘陋の一室を得たり。翌朝、腕車を命じて寓を出でんとす。旅館の主人、竊かに車夫に耳語して、其到る所を確めしむ。車夫之を諾し、到れば則ち魏峨たる煉瓦造りにて、三重市の觀を壯にせる裁判所なり。先生玄關に進めと命ず、車夫恐惶して車を軋らせて行けば、所内の吏員皆な列を正し、敬礼して之を迎へ、懇懃鄭重到らざる所なし。車夫驚き、歸りてこれを旅館の主人に報ず。主人尚ほ怪み、人を遣はして其何人なるを質せば、何ぞ凶らん綿服兵児の客は、則ち新所長其人ならんとは。こゝに於て大に驚き、婢に命じて急ぎ室を替へ、恐悚して其帰宿を待てりといふ。

先生至つて財貨に廉なり。故を以て家に儋石の余儲なし。而かも友人の窮を救ふに至つては、少しも吝む所なし。故戸田某（注、戸田十郎）の如き、前後先生に荷ふ所、少しとせず。

其官に在るや、各月齋らし帰る俸給は、常に之を机辺に擲ち、殆んど意に介する所なし。門生某、先生の余りに恬淡なるを疑ひ、一旦其の俸給を取りて、之を他所に隱蔽す。数日を経るも知らざる者の如し。終に越へて旬日に至る。某始めて先生の真人なるを知り、叩頭して曰く、今にして先生の高潔を知ると、深く其罪を謝す。先生黙笑するのみ。

居常自ら奉ずること薄ふして、人に供すること甚だ厚し。曾て

土佐人の親睦会あり、先生松本南溟と共に会幹たり。南溟も亦氣胆の士、先生に諮つて云く、其膳を豊かにし、其酒を醇にし、其妓を美にして、以て聊か同郷人を驚殺せん、亦可ならずや。先生快諾、其言の如くす。郷人果して驚いて言ふ、中尾は頑固の一儔父（注、田舎者、松本は青衿の窮措大（注、貧しい書生）のみ。而して今宵の事、斯くの如し。二人侮るべからずと。

先生性鯁直（注、強く正しくて適切なこと）、曾て任に静岡に赴く、所長某一記録を示し、特に商量せんことを求む。先生之を閲すれば、既に前任者の批判を経たるものなり。先生記録を返して所長に告げて曰く、是れ業に他人の判定する所、復た我が容喙を許さずと。所長論すに疑獄たることを以てす、先生肯ぜず。

其の廣島控訴院評定官より函館に転任し、再び廣島に來りて弁護士之業を執るや、先生始めて弁護士となり、人に語つて曰く、弁護士といふものは、随分大胆なウソを突くものなり、現在分り切つた白いものを、黒いものと云ふ。驚き入つたる次第なりと。是れ弁護士間普通に行はる、権略を見て評したるなり。其率直斯の如し。

先生学に篤く、職に忠なり。其の法学の如きも、直ちに仏国民法の原書に就き、講究怠らず。松本南溟仏学に精し。故を以て南溟の廣島に在る、日夕相來往して討論す、其精力概ね此類なり。

然れども先生の悟る所、究竟王陽明先生の学に素す。曾て人に語つて曰く、人の法律を論ずる、英を援き、仏を搜り、独を引き、

米に抛り、甲氏の説、乙氏の論、旁引洽証到らざるなし。其の該博や善し、然るに、其是非を断じ涇渭を別つは何物ぞ、唯だ我が一の心より外なきに非ずや。

先生の弁護士之職を執るや、傍ら政党に奔走し、同志と相提携して幹旋計画する所尠ならず（注、明治三十一年七月憲政党廣島支部、同年十一月憲政本党廣島支部の結成）。而して其衆議紛々たるに當りてや、先生常に衆議を排して、大喝して曰く、一刀兩断のみ、断じて行へば鬼神之を避く、断行断行、僕は断行に左袒せん。

政治を談じ法律を論ずるに當つては、坐に酒あるを常とす。陶然として酣暢会心の境に進めば、乃ち吟じて曰く、

道通天地有形外。思入風雲變態中。
富貴不淫貧賤樂。男兒至此即英雄。

声激し、眉揚り、煙管唾壺と共に碎けんとす。

先生余事頗ぶる筆札に巧みなり。其の詩文に於ける、苟くも風流韻事の末に趨ることを好まず。故に、其の製する所、必ず性理の微に道及せんことを勉めたり。竹枝香奩の仕の如き、偶ま人の示すあるも、唾棄して、一瞥を仮さざりき。

要するに、先生は敦厚の人、鯁直の人、廉潔の人にして、精神家、好学家、実践家、議論家を兼ねたる者なり。

勝海舟伯、先生に会せざること二十年、先生が老後廣島に在りて弁護士之職を執り、傍ら力を政党に尽すと聞き、曰く、壮は則ち壮なり、唯だ彼が如き廉潔漢は、到底貧乏を免れ得じと。

ア、今や先生なし、伯なし、この稿を舐するに臨んで、豈に
無然として浩歎せざるを得んや。

(4) 吉本襄編『校訂 海舟先生氷川清話』、河野成光館、一九〇九
年。江藤淳・松浦玲編『氷川清話』、講談社学術文庫・二〇〇〇年(本
文は、講談社学術文庫版によつた)。

中尾捨吉といふ男があつたが、あれは奇傑だよ。陽明派の学問
をして、大塩中斎の人と為りを慕ひ、平生大いに中斎に私淑して
居つたが、さうさ、もう二十年になるだらうか、あれがまだ年少
気鋭の時には、しば／＼おれのところへ議論に来ては困らせた事
があつたつけ。

その頃あの男は、松田正久や、大井憲太郎や、河野広中などの
連中と一緒に政社を組織して、盛んに時の政府に反対して居たが、
それらのために一時獄屋へ繋がれた事もあつた。その後出獄して
暫くどこかの裁判所長を勤めて居るといふことは聞いたが、今は
どうしたか知らん。……何、まだ壮健で、近頃広島で弁護士を始
めて、傍ら憲政党のために奔走して居ると。それは相変わらず元気
だなあ。しかし元来が廉潔な男だから、今に依然貧乏であらうよ。

(5) 寺石正路『続土佐偉人伝』、富士越書店、一九二三年

中尾捨吉、水哉と号す、少にして奥宮慥齋の門に入り王子の学
を修む、後弱冠にして仏語を学び法律を研習す、人となり奇矯に

して苟も世に合はず、中江篤介、光明寺三郎等と意気投合し、大
に時風に超脱する所あり。

嘗て伊勢に遊び碩儒土井磬牙を訪ふ、磬牙は齋藤拙堂の門にし
て、性奇抜に別に一門戸を立つ、天保の初め大塩後素(平八郎)
大廟に詣つ、磬牙等之を訪ふ、後、後素偏ねく津人を評し磬牙に
至り、土井生華余りありて実少しといふ、蓋、學術に長け実務に
疎なるを指すなり、捨吉此後素の詩文收拾し、一書を編し、之を
磬牙に示す、磬牙直に筆を揮ふて、題字に精悍奇傑の四字を書し、
自ら署して華不実生といふ、蓋、当日後素の言を録したるものな
り。

捨吉、中年にして法官となり、京阪中国の諸裁判所に勤務す、
曾て大阪に在る時、佐倉宗五郎の伝を著はす、蓋、意を寓する所
あり、人呼んで民権家判事と曰ふ、後、広島控訴院に昇転す、奇
骨稜々として常に同僚と合はず、遂に官を辞し弁護士となる、尤
も令名あり、明治三十七年五月十四日歿す。

(6) 『高知県人名事典 新版』刊行委員会『高知県人名事典
新版』、高知新聞社、一九九九年

判事、弁護士 号、水哉。忌み名、眞晃。高知藩士・西村勇之
進の二男として、天保十二(一八四二)年、土佐郡大川筋(高知市)
に生まれ、叔父・中尾和貞の家を継ぐ。貴族院議員の西村亮吉は
実兄。陽明学者・奥宮慥齋に学んだのち、フランス語を修め、法

律を研究。

明治の初め、新政府に出仕して兵学寮御用掛、明治五（一八七二）年ごろ陸軍兵学大属となり、六（一八七三）年ごろ陸軍少佐に進んだ。翌七（一八七四）年十月、現在の『掌中官員録』には同じ少佐の欄に乃木希典や桂太郎らの名とともに並んでいる。高知出身者としては、八木守作、吉松秀枝、阪井重季、飛鳥井雅古、葛岡信綱、木村漸、多田正英、岩崎長明、別役成義の名前がある。

中江篤助（兆民）、光明寺三郎らと交わって民権論を唱えたため当局ににらまれ、八（一八七五）年ごろ辞任に追い込まれた。三十六歳になった九（一八七六）年、司法の世界に転じて、七等判事となり、各地の裁判所に勤務したが、民権への志やみがたく、十一（一八七九）年十一月、大阪市土佐堀裏町に政社「民政社」を設立、自ら社長におさまった。幹事に岡軌光を据え、主催する政談演説会は盛況を極めたという。十四（一八八二）年ごろ静岡裁判所、十五（一八八二）年には大阪控訴裁判所判事、十八（一八八五）年五月に第二期広島重罪裁判所長（注、広島控訴裁判所へは、明治十七年五月一日大阪控訴裁判所から転任した）、二十一（一八八八）年に大阪控訴院評定官（注、当時、捨吉は、広島控訴院評定官であり、大阪控訴院評定官ではない。）となる。続いて広島、函館の各控訴院に移って部長判事に進んだ。ここでも漢学・姚江学派の信念に基づき、いっせうが、当時流行の西洋法理を説く同僚たちと合わず、二十六（一八九三）年に官を辞して広島に帰り、弁護士を開業した。宵越しの金を

広島立志舎の創立とその活動

持たなかつたといわれ、細川潤次郎（妹・正の夫）はその人となりについて「君、議論を喜び、自ら奉ずる甚だ薄く、好んで人の危難を救い、他に嗜好なし。また、ただ理に従い、弁論をもつて冤枉を伸べ、文を舞い法を美にして、是非を顛倒するを欲せず、これをもつて謝金を得る多からず、家に儋石の儲泊無きがごとし」と書いている。正六位・勲六等。明治三十七（一九〇四）年五月十四日、東京麻布の寓居で病没。六十四歳。青山に葬られた。

〔44〕高知県人名事典編集委員会編『高知県人名事典』（高知市民図書館・一九七一年）にも、ほぼ同様な記述がある。

〔7〕中瀬寿一「大阪における弁護士民権の先駆島本仲道―大塩の伝統を継承発展させた民権家たち―」（『大阪春秋』33、一九八二年）

明治十二（一八七九）年土佐の中尾捨吉も、大阪土佐堀に民権結社・民政社を設立し、その直後「洗心洞詩文」を刊行しているが、その「論伝」には、「水哉（注、中尾捨吉）いわく」として、上阪後ただちに大塩の門下生や遺書、事件目撃者をさがしだし、大阪の本浦茂兵衛（七一才）に事件当時の状況をきき、伊丹の稲川氏（五一才、事件当時一五才で、弟子）から家蔵の洗心洞遺稿数篇を借覧のうえ、この書を刊行したことをなまましく語っている。

中尾や中江篤介（兆民）・土居通豫らの恩師奥宮正由（樵齋）は、天保六（一八三五）年頃、大塩と交友があり、中斎を深く尊敬した

一二七（一二七）

陽明学者で（石崎東国『中齋先生年譜』二二四～六頁）、民撰議院設立建白の「文章修正潤色」者（糸崎寿雄『自由民権の先駆者』一八頁）であり、〃自由民権の先駆者〃で〃大逆事件犠牲者〃の奥宮健之の父でもあった。

(8) 『任免裁可書』（国立公文書館所蔵）

① 明治二十六年十一月十三日（『任免裁可書・明治二十六年・任免卷二十五』）

判事正六位勲六等 中尾捨吉

一 陸叙高等官四等

② 明治二十六年十二月十六日（『任免裁可書・明治二十六年・任免二十六』）

函館控訴院判事 中尾捨吉

一 依願免本官

(9) 捨吉の著書

① 中尾捨吉『木内宗五郎一代記』、伊勢庸三・大倉孫兵衛・一八七八年

② 中尾捨吉『無尺蔵』第一号・同二号、伊勢庸三・大倉孫兵衛・一八七八年

③ 中尾捨吉『日支不関係 一名琉球始末』、北尾禹三郎・一八七九年

④ 大塩平八郎遺稿・中尾捨吉編『洗心洞詩文』、船井政太郎・大野

木市兵衛・一八七九年

⑤ 中尾捨吉『大日本議員必携』、吉岡平助・一八七九年

⑥ 中尾捨吉『良知』、參天閣出版部・一九〇七年

(10) 中尾捨吉の第二の故郷広島

広島立志舎々長の日置貫は、明治十二（一八七九）年九月下旬に大阪に到り、演説講談・法律研究のため中尾捨吉に下広を促した。しかし、捨吉の都合がつかず、山田十畝が代わりに広島に来てそのまゝ、定住するようになったが、捨吉も五年後には運命の糸に引かれるように広島にやつてきた。

捨吉は、明治十七（一八八四）年五月一日、大阪控訴裁判所詰から広島控訴裁判所詰を命ぜられ（『官報』明治十七年五月三日）、明治二十三（一八九〇）年十月三十日、函館控訴院に転任するまで（『官報』明治二十三年十一月一日）、広島で判事・評定官として生活した。

次に、捨吉は、明治二十六（一八九三）年十二月二十六日、函館控訴院判事を依願免官し、明治二十七（一八九四）年一月十二日、『元判事広島県士族中尾捨吉ハ同日広島地方裁判所検事局ニ於テ；弁護士名簿ニ登録』（『官報』明治二十七年一月二十三日）。そして、明治三十六（一九〇三）年十一月二十日、上京し東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換するまで（『官報』明治三十六年十一月二十五日）、広島で弁護士を開業していた。

この間、明治三十一（一八九八）年六月、自由・進歩両党が合同

して憲政党を結成した際、捨吉は弁護士長屋謙二・岡崎仁三郎・同高田似壠・同高野一歩らと憲政党広島支部の結成に奔走した。同年十月、憲政党が分裂した後、同年十一月、捨吉は高田似壠らと憲政本党広島県支部（旧進歩党系）を結成した（『広島県史年表』別編1、広島県編集発行・一九八四年、『広島県史』近代現代資料編1、広島県編集発行・一九七三年）。

このように、捨吉は、壮年期・晩年にわたり広島で過ごした。

十畝は、著書『証券印紙貼用規則現行契約文範』、『現行身代限法解』の序文を捨吉に書いてもらっているが、更に、「故戸田某（注、十畝）の如き、前後先生（注、捨吉）に荷ふ所、少しとせず。」（吉本襄「著者中尾先生行状略譜」というように、十畝と捨吉は、広島において、同郷人（土佐人）として深い交友関係を持ったのである。

14 岡軌光

(1) 高新企業編『夢・人・自由』、高知新聞社・一九八九年

嘉永六（一八五三）年～明治十九（一八八六）年、高知県安芸郡野

根浦（東洋町野根）生れ、三四歳没

岡鹿吾の長男。明治三（一八七〇）年十七歳で大阪に出て淀川工業に就職、のち友人と合せて石油会社を創立。

明治十一（一八七八）年大阪で自由民権運動の結社交誼社を創設、大阪京町堀の長安寺を拠点とした。愛国社再建運動、国会期成同盟など、大阪を中心とした民権運動の世話役として活躍した。一

広島立志舎の創立とその活動

年後民政社と改称。特に植木枝盛の大阪在番役として全国の民権活動家と深く交わった。

明治十四（一八八二）年頃から民権運動の中心は東京に移った。自由党の結成、政府の全国的な弾圧などで運動が下火になる。軌光はいったん郷里野根に帰った。薪炭会社を設立し、地場産業の振興に専念した。

明治十七（一八八四）年自由党解党、明治十八（一八八五）年大阪事件（大井憲太郎を中心とする自由党左派が朝鮮内政改革を企てた事件）について、民権運動の中心は大阪で再燃した。満を持していた軌光は再上阪し民権運動に身を投じた。翌年病没、三十四歳という若さであった。

(2) 『高知県人名事典』新版』刊行委員会『高知県人名事典

新版』、高知新聞社・一九九九年

自由民権家 嘉永六（一八五三）年九月五日、安芸郡野根浦（東洋町）の物老・岡鹿吾の長男として生まれる。明治三（一八七〇）年上阪し淀川工業に就職。のち、石油会社を興す。十一（一八七八）年頃、大阪京町堀の長安寺を拠点に民権結社・交誼社（のち、民政社）を結成。植木枝盛と親交を結ぶ。十六（一八八三）年帰郷、薪炭会社を興す。十八（一八八五）年再び上阪。病を得て、明治十九（一八八六）年二月七日死去。三十四歳。墓は東洋町・野根共同墓地にある。墓碑は、植木枝盛撰。

一三二九（一三二九）

(3) 岡軌光の著作

① 岡軌光「鬱結論」(岡軌光編『大阪演説会叢談』、錦花堂・一八七九年)

② 岡軌光「思想論」(岡軌光編『大阪演説会叢談』第二輯、岡軌光・一八七九年)

③ 岡軌光「会議の功能」・「簡便法ノ弊」(岡軌光編『大阪演説記事』上・下、岡軌光・一八七九年)

④ 岡軌光「開明論」(岡軌光編『演説舌戦記』、岡軌光・一八七九年)

⑤ 岡軌政(注、軌光と思われる)。「奢の説」(岡軌政編『演説筆戦記』、岡軌政・一八七九年)

15 藤井勉三

(1) 吉田祥朔『増補近世防長人名辞典』、マツノ書店・一九七六年
萩藩士なり、能く詩を作り聴松と号す。明治の初め欧州に留学を命ぜられ、帰朝後太政官に仕官し、八年広島県令に任ず。在職六年偶々病に罹りて職を辞し、十四年八月三日広島に没す。年四十。

(2) 修史局編『百官履歴』下、日本史籍協会・一九二八年。後に、日本史籍協会編『百官履歴』二、東京大学出版会・複製版一九七三年、北泉社・複製版一九七七年に収録

山口県士族 藤井勉三

明治五年壬申四月二日 任敦賀県参事

同年十一月十日 叙従六位

同六年癸酉一月十九日 任敦賀県権令

同年二月十五日 叙正六位

同八年乙亥一月二十五日 任広島県権令

同年六月五日 兼任五等判事

同九年丙子一月廿四日同月三十一日受 依願免兼官

同年二月廿三日同月廿九日受 任広島県令

同年三月廿二日 叙従五位

同十二年己卯三月十三日 多年奉職格別勉勵候二付自今月俸五拾

円増給候事

(3) 金井之恭等編『明治史料顕要職務補任録』上、成章堂・一九〇二年。後に、日本史籍協会編『明治史料顕要職務補任録』二、東京大学出版会・複製版一九八二年に収録

広島県令 八年一月二十五日敦賀県権令ヨリ権令二任九年二月二十三日令二進 藤井勉三 山口士 十三年四月六日罷

(4) 「府県史料」(内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年に収録)

① 「広島県史料」十八(官員履歴・明治八年ヨリ明治十年十二月迄)

山口県貫属士族 従六位敦賀県権令 藤井勉三 天保十一年

庚子正月生

明治八年二月十五日

一 任広島県権令

同年二月十五日

一 叙正六位

同年六月廿日

一 任広島県五等判事

明治九年一月卅一日

一 免広島県五等判事

同年二月廿九日

一 任広島県令

② 「広島県史料」二十一（官員履歴・自明治十一年至明治十二年）

山口県貫属士族 広島県令従五位 藤井勉三 天保十一年庚

子正月生

明治十一年二月廿六日

一 祈年祭二付厳島神社工参向

(5) 藤井勉三が広島に連れてきた部下

藤井勉三は、明治八年敦賀県権令から、広島県権令になった際、敦賀県の時の部下達を広島に連れてきた。すなわち、明治八（一八七五）年には「少属シガ樋口一成」、「権少属ツルガ粕屋萬尋」、明治

九年には「七等出仕兼七等判事ハママツ横地安信」、「中属ヤマグチ田中一介」、「中属ツルガ菊池重威」、明治十（一八七七）年には「七等属シガ山村萬里」、「七等属イシカワ三坂直彝」、「八等属トウケイ守川正躬」、明治十一（一八七八）年には「七等属サカヒ矢崎正雄」、「七等属シガ川北祐利」、明治十二（一八七九）年には「九等警部ヤマグチ三宅重義」の合計十一人を広島県に呼んでいる。なお、明治十（一八七七）年の「七等警部ヤマグチ柳田正介」も、敦賀県の時の部下であろう（敦賀の時は、明治九年「少属ヤマグチ柳田正之介」とある）。広島県庁には、これらの者と山口県出身の県官が朋党を形成し、藤井県政を支えたと思われる。

『広島新聞』第三〇八号（明治十三年二月四日）の「雑報」欄には、真琴左右太からの投書として「広島三寄事」と題する記事が掲載されているが、「広島三寄事」とは、「兵公ノ誤病氣 道路ノ蒲鉾 形 県官ノ山口県人」とある。この記事は、当時の広島県庁には、山口県人である藤井県令を頂点とする朋党が形成され、山口県人が広島県政を牛耳っているように見えたことを物語っている。当時、広島県庁には、広島県人の少書記官平山靖彦がいた。平山は、県令藤井に次ぐ地位にあり、広島県人も朋党を形成していたと思われる。

しかし、各地で、県庁内に数個の朋党が形成され、軋轢を生じる原因となっていたので、その対策を必要としていた。「芸備日日新聞」第一九六一号（明治二十五年九月二十日）の「地方庁内の朋

党」と題する記事には、「知事、書記官、参事官、警部長、収税長等の赴任するや、判任官以下に欠員あれば、各々争ひて其相知れるものを採用し、之に重任を託する…」とあり、その弊害を防ぐには、「判任以下の新に採用するものは、必ず普通文官試験により、委員長の銓考を待ちて任命し、各省若しくは他府県よりの転任は成るべく禁せん…」とある。

七 おわりに

1 明治初期の広島における筆禍事件

山田十畝稿「演説会誌の葛藤」を見出した契機は、『広島修道大
学「明治期の法と裁判」研究会』において、広島地方検察庁が保
存する明治期の判決書を調査している過程で、明治十五(一八八
二)年に『広島日報』の仮編輯長T・Kが誹毀罪に問われて有罪
となった事件が二件あることを知ったことにある。この筆禍事件
が、明治前期の広島の新開・雑誌史において、どのように取り上
げられているのか、従来の研究を調査したが見当たらなかつた。
そこで、残存する広島における当時の新聞紙のコピーを収集して
調査したところ、『広島日報』仮編輯長の誹毀罪を報道した記事は
見出せなかつたが、「演説会誌の葛藤」その他多くの筆禍事件(注、
新聞・雑誌の記者などに対する刑事罰の外、紙誌の発行禁止・停止を含
む。)を発掘した。

広島における明治期の新聞・雑誌の検索に当たっては、宇吹暁

「明治期県内発行の新聞・雑誌」(『芸術地方史研究』第九号、一九七三年)および宇吹暁「新聞と雑誌の発行」(『広島県編「広島県史」近代I・通史V、広島県一九八〇年。五七九・六〇〇頁、ならびに広島県編「広島県史」近代現代資料編I・III(広島県一九七三・七五・七六年)の「資料解題」などを参考にした。そして、資料の所在などについて、広島県立図書館、広島県立図書館などの職員に問い合わせ、情報を提供してもらった。

また、インターネットでは、『国立国会図書館』ホームページの表紙から「資料の検索」に入ると「総合目録」があり、その中の「全国新聞総合目録データベース」は、かなりの程度、現存する新聞紙のデータを集積している。『広島新聞』(興風社発行・国立国会図書館所蔵)を見出したのも、このデータベースによる。

なお、筆禍事件の探索に当たっては、『公文録』(国立公文書館所蔵)、『官報』(注、明治二十年以降、紙誌・凶書の発行禁止・停止が「司法及警察」の項に掲載されている)、小池洋二郎・前掲『日本新聞歴史』(巖々堂・一八八二年)、宮武外骨・前掲『改定増補筆禍史』(朝香屋書店・一九二六年)、斎藤昌三・前掲『現代筆禍文献大年表』(粹古堂書店・一九三二年)なども参考にした。

ところで、明治前期の広島における新聞・雑誌の筆禍事件は、熊見定次郎著「広島に於ける新聞紙」(『尚古』、第二年第一・二号、第三年第一・二・三・五・七・八号、広島尚古会、一九〇八年)に記述された四件、および前掲『広島県史』近代I・通史V(五八七頁)に掲

載された一件（注、『公文録』に収録された、明治十三年三月二十三日『広島新聞』を発行停止にした上申書の写真であるが、解説は無い。）の合計五件が紹介されているに過ぎない。

そこで、明治十五（一八八二）年までの広島における筆禍事件を探索して二十件（内、四件は既に紹介されているもの）、明治十六（一八八三）年から同二十四（一八九一）年までは十一件の事件（内、一件は後述の「社会公論」の発行停止）を収集することができた。今後は、更に調査を進めて筆禍事件を発掘して、その内容や広島における当時の新聞・雑誌の取締の実態を明らかにしたいと考えている。今回は、その中の「演説会誌の葛藤」を紹介しながら、広島における自由民権運動に論及した。

2 熊見定次郎著「広島に於ける新聞紙」

従来、広島における明治期の新聞・雑誌の研究に当たっては、熊見定次郎著「広島に於ける新聞紙」（前掲「尚古」連載・一九〇八年）が、基本的参考文献とされてきた。しかし、この雑誌論文（以下、熊見論文という）は、元々は講演録であって、原紙誌に当たらないで記憶に頼った記述が多く、年月日と事件内容に曖昧な点や誤りが散見されるが、近年の著作・論文は検証することなく使用・引用している⁴⁵。例えば、社史編纂委員会編『中国新聞六十五年史』（中国新聞社・一九五六年）、高洲一美（中国新聞論説副委員長）『広島県新聞史』（日本新聞協会『地方別日本新聞史』、日本新聞協会・一九五六

広島立志舎の創立とその活動

年）、中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』（中国新聞社・一九七二年）は、明治前期の広島における新聞史の叙述に当たり、熊見論文の内容を、出典を明示しないで、誤りを含めてそのまま、使用・引用しているので注意を要する。

なお、『尚古』の原本は、「東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫」が所蔵しているが欠本がある（『東京大学法学部附属・明治新聞雑誌文庫所蔵雑誌目次総覧』第一二三巻、大空社・一九九七年、一一二―一〇頁参照）。また、広島県立図書館には、同館所蔵の原本と、三原市立図書館所蔵の原本を複製したものが存在するが、これも完全ではない。しかし、「広島に於ける新聞紙」を掲載した号は、明治新聞雑誌文庫、県立図書館のいずれも所蔵している。

④ 「広島に於ける新聞紙」に見える、筆禍事件は次の四件である。

① 『広島新聞』（興風社発行）編輯長佐々木惺軒は、明治十一年（一八七八）年一月十四日「兵隊による巡査拘引事件」（明治十一年一月十三日発生）を報道し、「讒謗律」第四条（官吏の職務に関し讒毀する罪）により起訴されたが、同年一月二十九日広島裁判所において無罪の判決を受けた。しかし、同年二月六日上告されて、同年十月二日大審院において罰金十円の逆転判決を喫した（『大審院刑事判決録』自明治十一年十月至明治十一年十二月、司法省藏版・明治十一年十月印行。後に、『明治前期大審院刑事判決録』3、文生書院・複製版一九八七年に収録）。

熊見論文は、上記事件を明治十一年（一八七八）年の春頃のことであ

るとい、広島裁判所および大審院の判決年月日についても言及していない。そして、惺軒に対する無罪判決が上告された際、県庁が新聞紙の発行停止を命じたので、『広島新聞』（興風社発行）は一時発行を停止していたというのが、事実を誤認している。

惺軒は、起訴されたので編集長兼印刷人に薬人形を立て、編集・発行を続けていたが、無罪判決を受けたので編集長兼印刷人への復職届を、同年三月九日県庁に提出した。県庁は、明治十一（一八七〇）年四月二十七日、それを却下したが、その指令に惺軒らが強硬に抗議したので、同年六月十四日に却下の指令は取消されたというのが、事実である（『広島新聞』明治十一年四月二十八日・五月十四日・五月十六日・五月十八日・六月十五日・六月二十三日・十一月二十七日）。

なお、広島県警察史編纂委員会編『広島県警察百年史』上巻（広島県警察本部・一九七一年）は、出典は熊見論文であることを明示して、熊見が描く「兵隊による巡查拘引事件」の報道を検証することなくそのまゝ引用し、「本県においては前記の（注、「兵隊による巡查拘引事件」の報道による）第三次（注、興風社発行）『広島新聞』発行停止処分以外は、（注、自由民権時代の『雑誌・出版物の取締り』については）特筆すべき事件は無かった。」という（同書四五七・四六〇頁参照）。しかし、熊見論文を検証していれば、『広島新聞』が県庁から発行停止処分を受けたという誤りを、そのまゝ引用することは無かったであろうし、また、十畝の『演説会誌の葛藤』を知っていれば、「兵隊による巡查拘引事件」の報道による発行停止処分以外には、特筆すべき事件は無かったというような判断は出来なかったであろう。

② 『広島日報』（広島日報本局）は、「板垣退助岐阜遭難事件」の報道で、明治十五（一八八二）年五月五日発行禁止となった。

熊見論文は、右事件を「掲載後七日の後（五月四日頃）忽ち新聞紙発行禁止の命令が到達いたしました。」とい、前掲『広島県史』近代Ⅰ・通史Ⅴ（五八九頁）は、「五月四日発行禁止となった。」と断定する。しかし、『公文録』明治十五年（内務省五月第三）「乾警甲第一七三号」によると、『広島日報』は、明治十五（一八八二）年五月五日に国安妨害の廉を以て発行禁止となっている。

③ 『社会公論』創刊号（明治十五年六月・熊見定次郎発行）は、明治十五（一八八二）年、発行停止となり、そのまゝ、廃刊したと、熊見はいう。熊見は、発行停止の月日を明示していないが、「七週間の後」解停となったという。

『社会公論』は、『公文録』明治十五年（内務省十二月第六）「乾警甲第四二八号」によると、明治十五（一八八二）年十二月十六日に国安妨害の廉で発行禁止となった。そして、『公文録』明治十六年（内務省二月第二）「乾警甲第四二八号ノ内」によると、明治十六（一八八三）年二月十三日付で、同月十四日から解停となっている。

④ 『芸備日報』は、明治二十（一八八七）年、「広島鎮台司令官と参謀長との間の腕力沙汰事件」の報道で、発行停止となったことがある。熊見論文は、明治二十（一八八七）年頃のこと、して、三日で解停となったと、年月日を特定していない。

しかし、『芸備日報』第四一三号（明治二十年七月十日）によると、国安妨害による発行停止は明治二十（一八八七）年七月六日で、解停

は同年七月九日である。

3 八谷萬一著『広島県政史話』

八谷萬一著『広島県政史話』上・中・下巻（八谷萬一・一九三二年
広島県立文書館蔵。その内、「広島県政史話（一〜九）」は、『警察之友』第
二九三〜三〇一号、警察協会広島支部・一九三二年四月〜十二月に連載）
は、明治・大正期の広島における政治結社の活動を研究するに当
たつての基本的参考文献である。この著述は、広島県警察が所蔵
する原資料に基づいて記述したものであつて正確であるが、筆禍
事件には触れていない。しかし、『広島県政史話』には、政友会の
設立に松浦武夫が尽力したこと、政友会々員となつた十畝が、条
約改正問題の演説会を開催して演説中止を命ぜられたことなど、
松浦武夫、十畝などに関する記述が多々あり、熊見論文と共に、
明治期の広島における筆禍事件・舌禍事件の研究にも欠かせない
著述である。

『広島県政史話』は、筆禍事件の調査を始めたときは、そのゼ
ロックス・コピーが広島県立文書館に保存されて閲覧に供されて
はいたが、原本の所在は不明であつた。この複製された『広島県
政史話』の大部分は、筆記原稿のコピーであつたが、最初の部分
には、『警察之友』に連載されて活字となつた「広島県政史話（一
〜九）」が、コピーされて綴込まれている状態であつた。ところが、
それらが『警察之友』の何年何月発行の何号に掲載されたものか

不明であつた（『広島県史』近代現代資料編Ⅰに、その一部が収録されて
いるが、総て発行年が不明のままとなつており、号を巻としたものがある。
そこで、平成十六（二〇〇四）年六月、広島県警察本部警務課教養
企画室長今田幸生氏に問合わせたところ、県警本部が所蔵する
『警察之友』は、八谷萬一氏から寄贈されたものであり、連載され
た「広島県政史話（一〜九）」の部分は切取られていることが判明
したが、連載部分の号数・発行年月は、目次・奥付から特定して
教えてもらうことが出来た。その上、教養企画室員田中静子氏が、
八谷萬一氏の子息矩充氏を知つておられたので、矩充氏に原本を
探してもらい、広島県立文書館に寄贈して頂くことが出来た。

『広島県政史話』は上・中・下の三巻に分けて製本されているが、
県警本部が所蔵している『警察之友』の切取られた部分は、原本
に綴込まれていた。下巻の末尾に、昭和五十（一九七五）年二月十
一日付の「後記」があり、『広島県政史話』を昭和六（一九三二）
年に執筆し、その最初の部分を『警察之友』に連載した経緯など
が述べられている。その最後に、大部分は原稿のままとなつてい
たので、「散逸防止のため一括製本し、他日機を得ば、更に行文の
生硬など考査して上梓し、広く江湖に頌ち大方のご叱正を仰ぐこ
ととしたのである。」とある。

凡例

『広島新聞』の紹介に当たっては、漢字に付されている振仮名は省略し、旧漢字は原則として常用漢字に改め、変体仮名などは現行の仮名に改めた。また、読み易くするため文章には句読点を打ち、濁音には濁点を付した。

『大審院判決』は、旧漢字を原則として常用漢字に改めるに止めた。

〔資料一〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第一回（『広島新聞』第三〇

六号・明治十三年一月二十七日）

官として法律を知らざれば、官其の官にあらず。民として法律を踏まずんば、民其の民にあらず。されば、官と民との間は、法律にて繋ぎたるものにて、民の自由も法律といふ縛りもの、あるために、却つて保てるものなるべし。然るを、官の法律に明からぬよりつまらぬ事にて、民の自由を縛る時は夫れこそ压制とも申すべけれ。茲に説き出す長物語は、まだ其の結局の附きしにはあらねども、世の人の心得にもなるべき廉もありぬべければ、旋らぬ筆にて書綴り仕るになん。

抑も、広島県下広島区新川場町なる妙慶院の境内に設けある広島立志舎は、同県土族日置貫、高橋忠親などいふ人々が發起にて、民権を拡張し、自由を伸し、国権を輝かさんため、演説講談など

の会を開きては、民の心を励まし振はし、法律を研究しては、民の権議を明瞭ならしむる杯の主旨にて、去年九月の下旬の頃に日置氏は、大坂に到りて有名なる中尾捨吉氏に下広を促したれども、同氏は故ありて当時下広する事叶はず。幸に山田十畝にぞ依頼たるがよかるべしと、終に其の約條も整ひて、日数三十日間演説のため、九月二十四日兩人は広島丸に乗込みて、浪花の浦を後となし、安治川の流に任せ、天保山の燈台を瞬間に過ぎ去りて、鏡の如き穏かな波上を、速き汽船もて、翌二十五日の夕方に首尾能く着いたしけり。

折しも、虎烈拉の悪疫は、まだチラホラと現はれて、跡を絶ちしにあらざれば、民を保護する警官は、数多の人を集めては、復た熾んにもなりはせぬかと生命を衛るの厚きより、演説会も聞届にならざる故、余儀なく舎員近親のもののみを会合して、十畝の意見を話すのみにて数日をぞ消したりし。衛生、当を得ば、何ぞ悪疫をして長く人間社会に置くべき、早や虎烈拉病も撲滅となりたれば、十月十二日を期し、妙慶院の本堂にて、第一演説会を開きたり。然るに、聴衆は陸続として数限りなく、暫時にて錐を立るの地なきに至り、さしにも堅固の縁側も落ちて傷するものありければ、出張警官と示談して其の日は延会とぞなしにけり。然るに、此の償を致さずしては、衆民の心も如何と早速届を出し替へて、十四日には広島区広瀬村にある青物市場の芝居小舎にて臨時の会を開きしが、実に人氣の向ふというものは、可笑なものにて

聴衆の多きは前日に倍し、広き芝居の其の小家に三千近き人を容れ、また其の上に木戸口にて入ることならぬと聞よりして、帰りしもの数知れず。偕て、演説を始めしに、何分群衆の雑踏にて十分ならぬ事なるも防ぐに道もあらざれば、前席首尾能く相済みて、後席の役は十畝なれば、彼の「官吏は商心を去らずんば国家を経営すべからず」といふ演説をなし、閉会をぞなしにけれ。

記者申す。斯くも広島立志舎の事のみ掲げ来る時は、却て本題の主意と異なるよふなれども、斯く迄で説き出さずては、事の顛末分り難ければ看客のお耳を煩はしたり。之れよりは、愈よ葛藤の始まりサヨ。

〔資料二〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第二回（『広島新聞』第三〇八号・明治十三年二月四日）

人聞て以て永遠に記憶すべからず、人見て以て十分に意解すると云ふべからず、見聞相依て以て始めて全きを得るべし。偕ても、広島立志舎にては、十月十四日に広瀬村の青物市なる芝居小家にて演説を開きし後は、彼の十畝が演べたる（官吏は商心を去らずんば国家を経営すべからず）といふ主意を、世間に喋々する事とはなりたり。依て、立志舎にては、斯くも世間に流布する時は、聞き違ひといふ事もあり、又た数々の口伝の間にはいろいろ間違

広島立志舎の創立とその活動

もあるべければ、若し此の間違などある時は、折角の演説の主旨にも悖る訳なれば、之れのみならず向々も間違のなきよふ、且つは日本中の大先生の演説稿をも載せて人に知らせまほしく、然らば一枚摺になりとも致し定価の下直を主として売捌かば、一には演説の趣旨をも誤らず、一には珍らしき論説をも知らず事を得べく、大に世の益になるべしと、舎説乍ち決して、高橋忠親氏を出板人とし、十畝はこれを文章に綴りて稿を脱し、演説会誌第一章と名け、明治十二年十月廿四日、出版条例に照して出版届を県庁へ出せしに、此は区役所を経るべきものなりとて却下せられ、其の日は最早受附の時限をも過去し後なれば、止を得ず翌日区役所へ出して受理せらる、事とはなりにけり。廿四日には出版届をも出せし事なれば、直ちに広島区大手筋二丁目なる活版所へ印刷を依頼し同所に於ても精々勉勵して、迅速も翌廿五日に印刷成りたれば、即日成規に照し、三部の納本へ添書して郵便を以て内務省図書局へ通送したり。納本畢れば発售も苦しかるまじくとて、廿六日には大手筋二丁目角なる知新堂松浦勝左工門并に新聞の売り外二三家へ売捌のため数葉を託し、廿七日は会員の定式演説に当りたれば、会場出張の三村一等巡查に十畝手づから一葉を渡し、又た該場にても会員へ沢山売捌きたり。依て、これよりは精々発捌きて人民を益せんものと大坂へも掛合、当地にても手を広げし折りも、斗ざりき同廿八日の夕方各通を以て広島警察署より日置高橋の両氏と十畝とを、召喚されたり。其の掛り警部は松浦とあ

一三七（一三七）

れば、驚愕措く所を知らず。三人は、互に顔を見合して、如何なる事やと案じつ、其の夜は十分寝もやらず、天を拝し地に伏して、我が身に恙のなきよふに折るより外なかりけり。是より広島警察署に出頭せし奇談は、次回に譲るになん。

〔資料三〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第三回〔広島新聞〕第三〇

九号・明治十三年二月六日

人間栄枯一場の夢、昨日まで錦の褥に臥せし身も、今日は白洲に身を屈め、筵の上の責め道具、実に人程喜怒哀楽の繁きものがあるまじく、されば社、日置高橋の両氏と十畝とは、厳しき警官のお召喚を受け、明治十二年十月廿九日の午の前なる九時頃に三人諸共広島区一丁目にも厳かの構へなる、非常を戒め悪人を捕へて罪を問ふ役の人が集りめさせらる、警察署へぞ入りにける。

依て、三人は溜所に席を占め手を拱きて、五用向を考へ見るに、我々の身は先づ清潔にて一の溷濁のあるべき筈なく、今迄はまだ竊盜せし覚へもなく、詐偽をなせし事もなく、乱暴するには力なく、強盜強姦は身の毛も起ち、兎ても角でも此の様な犯せし罪はなき筈なり。偕ては、出板の条例になりとも触れはせぬか、否な々々、出板書籍を絶たんには、警察の手にあるべからず。況して、出板に関りなき日置貫を召喚す訳なく、さらば十畝が演説の

際に口が滑りて官安を妨害せしてはあらずやと、互に胸を押し、見渡す左右前後には、地獄の会場も斯くある乎、罪人のみぞ居竝んだり。嗚呼天も眼なきか耳なきかと互に手に手を握りつめ、天を怨み地に泣きて、只管罪科のなきよふに願より外なかりける。待つ間少時にして、日置貫なる大声が受付に発して、又た高橋忠親なる高声を聞く。次は、十畝に当りたれば、戦慄する事限りなく、殆んど棺へ足を踏み込むかと、精神恍惚として、更に世事なき折しも、山田十畝なる厳声は耳を破りて眠を驚かせり。進んで白洲に入らんか、足の前に向くこと能はず。さりとて、退て遁逃する事も出来ざれば、一進一退漸くにして、第三号なる白洲にぞ入たりし。此の時などは、外より十畝の顔を見たらんには、定めて青々として生者の色なく、一目にて卑屈人たるは疑ひなかるべし。

白洲に入りて見渡せば、左方には七等警部松浦武夫、中央には十等警部三村省、右方には二等巡查何某、孰れも意気揚々として、我々等の如き卑屈よりこれを見る時は、焰魔王の訟庭も斯くやあるかと思わる。側には日置高橋の両氏もさも卑屈然たり。十畝は進で、松浦警部の前に至り、手摺りに手を掛けたれば、和服を着したる老体の見坐先生が十畝に向ふて、眼鏡を外さるべしといふ。ハツト思へど十畝は胸を居へ答へて曰く、眼鏡を外す時は目、物を見る事能わず、依て免るされよと。見坐先生は黙す。これより、松浦警部と問答の次第は次回に。

〔資料四〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第四回〔広島新聞〕第三一

〇号・明治十三年二月八日

地獄の白洲は焰魔大王、現世の訟庭は法警官、何処も同じ罪人を責むるの場所は、如何しても苛き苦しき事どもなり。広島警察署の白洲にては、三人の警官と三人の受問者と見坐との七人より外の人ぞなく、さも肅然たる有様なり。十畝は、松浦警部の前進めば、松浦警部曰く、「今般立志舎二をゐて演説会誌といふものを出版し、定価二銭にて発売せりあれば、舎益を計るのためか。十畝曰、「敢て舎益をのみ計るにあらざれども、出版すれば印刷の料も入用なり、紙代もなくてはならず、著者にも謝礼すべければ、仮に考ふれば、二銭の定価はチト高価のよふなれども、決して高価とは申されず。発売の数が多ければ自然舎益ともなるべければ、発売の数が少ければ舎損ともなるべし。損あれば益あり、益あれば損あり、出版の大趣意は人民をも益すべし、出版すべき人をも益するにあり」。松浦警部曰く、「然り、舎益を計るは左もあるべし、全体今般出版せし主旨は、青物市芝居小家にて開場せしも、僅かに二千余人にて、木戸口を閉ぢたれば、其の時の演説を聞かざるものと、聞ても十分に意味を解せぬものにと頒ち布かんためなるべければ、果して然りとせば、該会誌は書物にもあらざるべく、引札広告の類にもあらざるべく、必雑誌雑報の類なるべし。然らずや」と。十畝は、聞て始めて演説会誌体裁の犯則ならんと

広島立志舎の創立とその活動

糺すためなることを知り、一つは安心の念をなし、答て曰く、「成る程一概に紙面の体裁を見て論を立る時は、一寸新紙のよふに見ゆれども、決してざるものではなく、私共が此の会誌を出版せし主意は、全く雑誌雑報の体裁にあらずして、出版条例に照したり左あればこそ、紙尾の記名も全く出版条例に拠りて、決して新聞条例を踏みしにあらざり。只だ書冊に綴るべきを一枚に摺立たるの違ひあるのみ」と。於是乎、松浦警部は少しく声を高くし、「否な否な、決して然らず。此の方は孰れから見ても雑誌雑報に類せしものなりと認る」。十畝は、此の言を聞きて疑念晴れやらず、「然らず、申し述べん。新聞条例に拠る時は、編輯長印刷長の記名も致すべく、発売の期をも定むべきに、該誌の如きは全く之れと体裁を異にし書冊に綴るべきを、啻に一枚に摺立たるのみなれば、条例に抵触の廉は少しも之れなく、既に斯くの如き例は、大坂において度々あれども、未だ内務省より何等の御沙汰もなきを以て見れば、必ずしも条例に洽当して差支へなきものなりと思ふなり」ト。十畝が此の答弁をなすや、松浦警部わ忿怒の様が顔に顕れ十畝を睥睨して曰く。

（以下次号）

「然らず、然らず。其の方より法律の事を申して此の方に逆ふても、此の方も其の職に居るものだから、法律の事は能く知つて居る。其の方が逆ふなら、此の方も其の処分を致すぞ」。依て、十畝は辟易して曰く、「決して逆ひ申すにはあらず。全体五質問に答へ奉るには、例を引き律に照さずては、事の前後は如何して分るべき。十畝におゐては只だ、御訊問にお答へ申すのみにて、其のお答へに丁寧を尽したるものにぞある」。十畝の言を聞いて、松浦警部も少しく顔を和げつ、十畝に向ふて申すよふ、「此の方も立志舎を盛大にせしめんと思へばこそ、佗の地方よりも演説の事は保護するなり。今迄も立志舎にて失策なしとは云ふべからざれども、些細の事は決して尤めず、又た其方杯の今迄の演説にも先づ以て格別不都合と思ふことなければ、此の以後とても官に逆ふよふな事がなくば、鎖末の事は尤めざるなり。抑も人たるものには、過誤失錯のなきものはあるべからず、過て改むるに憚ることなし。今般の如き、此の方より気の付きたる事あればこそ、直に呼び出して訊問するなり。何ント雑誌雑報に紛はしきとは思わぬか」。十畝曰く、「決して思申さず。既にも答へたる如く、全く以て出版条例に触る、廉は更になければ、差問はあるべからず」。松浦警部怒声を発して曰く、「其方は強て官に逆ふか、官に逆ふ時は、此方に於

ても夫丈の処分を致すぞ」。此怒声を聞きて、十畝は辟易措く所を知らず、戦慄ながら答て曰く、「斯くも十畝の申述は、犯則に相違なしとの五認定ならば、出版人の意見も聞き申すべし。全体書中の事ならば十畝におゐてもお答へ申すべけれども、出版犯則上の事は出版人に五質問あるべき筈なり。入らざるに答へを申したるかと思ふ」。松浦警部容貌を正して曰く、「成る程左あるべしなれども、広島立志舎には舎長もあり、夫々の役員あれども、何も蚊も山田さん山田さんと云ふて、一も其の方の手に出でざるものもあるまじく、其の方より見れば舎長も出版人も三尺の童子と同様ならん。併しながら、尚ほ又た三名とも評議の上何分を申出づべし」と。依て、十畝も再議を承わり、三人共に白洲を下りしは、午前十一時三十分頃にて、夫れより人民の溜所に腰打ちかけ、甲乙と協議しけるに、何分にも今般の事件は犯則にせよ、何にせよ、罪の重きにはあらざるべく、此の軽罪のために長々と推問せらる、時は、我々の主旨たる公益の旨にも悖るべく、さすれば警部の諭言も左あるべければ、此を受けて後害を絶たんにはと、乍ち卑屈の決議をなし、更に白洲の出張をぞ請ひたりし。

編者曰す。全体此の回の問答は、なか／＼これ位的事ではなく、種々様々の問答あれども、白洲にての事なれば覚へ違ひのなしとも申されず、万一にだも聊かも事実の差がありては、世の人の惑をも起すべければ、先づ慥なる差支のなき事のみ綴りしになん。

堪忍の二字はなか／＼六つかしき意味を含めど、一ト口にこれを解きて申さうなら、古めかしき事ながら、出来ぬ堪忍するが堪忍とも申すがよかるべし。彼の三人等は心を警部の言に任すがよからんと決し、面謁を請ひ出しに、暫くにして三名諸共呼び出され、しづ／＼として心よからぬ三号の白洲へにぞは入りにける。

松浦警部は、三人に向て曰く、「過刻の間答は如何に思ふか」。十畝曰く、「成る程過刻來、五調所におゐて気取違ひなりとの五断言に依て見れば、気取違ひなるべし。十畝におゐては、新聞条例と出版条例とは平常よく玩味致し居れば、少しも差岡へなしと存ずるより、斯くはなせしなれども、今になりて思ひ返せば、其の玩味は取も直さず気取違ひでありしかと存ずる」。松浦警部曰く、「其の申出に相違なくば、一応答弁書を差出すべし。此の方にて、案文を認めて見よふ」と。松浦警部は口述して、三村警部に筆記せしめ添削数度の上、案文を十畝に渡され且つ曰く、「此の通りに認めねばならぬといふテなければど、之れに相違なくば白紙へ二通を認め、受けを經て差出すべし」と。依て、三人はこれを受け、白洲を出デ、該署の南隣なる彫刻師石井昇石宅を借受け、案文の如く答弁書を認むること左の如し。

御尋問答弁書

広島立志舎の創立とその活動

自分儀申合広島立志舎ト称シ演説会ヲ開キ明治十二年十月廿四日附ヲ以テ演説会誌ト称シ第一章ヲ始メトシ時々雑誌雜報ニ類スルモノヲ御届ノミニテ価二錢ニテ広島区式丁目角知新堂ニ於テ発売仕候段ハ御規則気取違ヒニ付キ本日ヨリ発売差止メ申候気取違ノ段答弁書ヲ以テ申上候以上

明治十二年十月廿九日

広島区新川場町十八番地妙慶院寄留

士族日置生太父 日 置 貫 ○

同職町五百九十番邸住士族

高 橋 忠 親 ○

同八丁堀十一番邸牛尾牧夫方寄留高知県士族

山 田 十 畝 ○

広島警察署

七等警部松浦武夫殿

高橋氏は、右の書面を受付へ差出しければ、暫く扣へよと達せられ、亦た又た三名を呼出されて三号の白洲に入りければ、今度は松浦警部一名にて中央に坐を占め、手に我々の答弁書を携へ曰く、「此の答弁書は相違なきか」。十畝曰く、「然り」。曰く、「然らば、本日より発売を差止るか」。十畝曰く、「然り」。松浦警部威儀を正して曰く、「然らば、此の方より何分の沙汰ある迄は、演説会講談会とも差止るから、其の分に心得よ」と。言葉の切れるや切れぬやに、警部は内に入り、見坐は下れの大声を發したり。三

人は、今一応申入れたき次第あれども、此の様な都合ではとても意見の貫く訳にも至るまじく、如かず書面にて伺出るにはと、先づ帰りの途に知新堂に至り、売捌きを止め、看板を収めさせ、売残りの会誌を受取り、広島立志舎に帰り、直ぐ同舎にては論士課兼出版課の書記なる岸野義衛氏をして該事を担任せしめ、所々の売捌所より売残の会誌を引上げ調度最中へ、左の書面を達せられたり。

職町

高橋忠親

演説会誌出版届差出候処右者該誌三葉相添へ差出候成規ニ付
即刻可差出候事

明治十二年十月廿九日

広島区長中尾正名

広島区 長中尾 正名印

於是乎、警察署の認定と区長の取扱ト表裏するが如く、如何にも不審の晴れぬ事とは成りにけり。

〔資料七〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第六回〔「広島新聞」第三一
三号・明治十三年三月七日〕

父母が子を育つるに、母は斯くせよといひ、父は斯くすべからずといふ時は、其の子たるもの孰れを信じてよかるべきか、中間に疑を容れて孰れも信する事能はず、必ず其の子は馬鹿となるべし。偕て、三人は立志舎に帰りて、区長の達を見るより、警察署におゐては犯則と視認めらるれども、区長においては犯則とはせられざるべしと、此の件を県令に伺ひ出んとて、十畝が伺書の草案を担当せり。

前説休題、三人は熟々演説并に講談会を差扣へるべき命令を按ずるに、何分とも会誌と会とは連絡すべきものでなく、此の次第も伺出ずては疑念が晴れずと、先づ警察署への伺文を認めて、翌三十日正副二通を三等書記なる前川為三に託し、同署へ出頭せしむ。其の文は、

演説会講談会ノ義ニ付伺

昨廿九日私共御署へ御呼ニ相成松浦七等警部ヨリ御訊問ノ末
答弁書ヲ差出候処松浦警部ヨリ御口演ニ愈々本日ヨリ演説会
誌発売ヲ差止ルニ相違ナキ哉ノ御尋ニ付キ相違無之旨御答申
上候処左ノ申渡アリタリ

然ラバ何分ノ沙汰アル迄ハ演説会講談会トモ差止ル

ト依テ私共熟考仕候処何分御申渡ノ趣キ了解仕リ難ク候ヨリ

左二相伺候

右御申渡ノ趣ヲ熟慮仕候時ハ全ク演説ニ係ル摺物ヲ発売シ私共取違ノ旨御答申上候ヨリ私共ノ不都合ナルヲ以テ其ノ摺物ニ關係スル所ノ会ヲ御差止メニ相成リタルガ如シ果シテ然ラバ私共尚ホ更ラ了解仕リ難ク抑モ名稱コソ演説ノ二字アレ全ク体裁ノ異ナルモノニシテ該誌ノ如キハ広島立志舎ノ演説会ニ限ラズ大坂府ナリ東京府ナリ有名家ノ演説ヲ乞フテ登録スルモノニシテ全ク広島立志舎演説会ニ連絡セシモノニ非ズ該誌ノ不都合ハ出版条例ノアルアリテ其ノ罰則ニ照サルベク演説会并ニ講談会ハ出版条例ノ域内ニアルモノニ非ザレバ地方ノ適宜ニ成ルモノ歟ト被存候故ニ私共ノ相伺候次第ハ右会誌ノ義ハ私共ノ不都合ニ有之候ハ、素ヨリ罰則洽当ノ科ニ処セラレ候ハ承知ノ上ナレドモ此ノ会誌ニ連リテ両会ヲ御差留メニ相成候テハ私共甚ダ迷惑仕リ且ツ人民ノ折角歎望仕候該両会ヲ暫ク中止スルトキハ大ニ開智ノ一端ニモ関シ候義ニ付キ何分演説会誌ト演説并ニ講談会トハ全ク別種ノモノタルコトヲ御分析相成度既ニ松浦警部ヨリモ今迄ノ演説会ニハ何ノ不都合モ之レナキ御口演相成候義ニ候得者右両会ノ義ハ至急御差明相成度此段奉伺候也

但シ演説会誌出版ノ義ハ昨日中尾区長ヨリ御達ノ趣モ有之聊カ了解仕リ難キ廉モ出来候間本日県令へ伺出候条此段モ一応申上置候

広島立志舎の創立とその活動

明治十二年十月三十日

日置高橋山田ノ三名連印

広島警察署長

五等警部樋口一成殿

右の伺書を出せしかば、暫く扣へるよふ申聞けられ、直ちに左の如き指令ありたり（但し朱書なり）

書面何ノ趣モ候得共訊問中差止候事

明治十二年十月卅日

署長代理

八等警部三宅重義

（以下次号）

〔資料八〕 十敵手稿「演説会誌の葛藤」第六回の続き（『広島新聞』

第三一四号・明治十三年三月十日）

又た、県令への伺書は、三通を認めて区役所へ差出したり。

出版之儀ニ付キ伺

明治十二年十月廿四日附ヲ以テ演説会誌第一章出版ノ義及御届同月廿五日出版仕候間御成規ニ照シ内務省へ郵便ヲ以テ三枚ヲ納メ直チニ発売ヲ相始メ申候然ルニ広島警察署へ私共并二本

一四三（二四三）

県士族日置貫ヲ御呼立ニ相成昨廿九日出頭仕候処松浦七等警部
ヨリ左ノ通リ訊問ニ相成リ左ノ趣キ答弁仕候其ノ畧ハ

松浦警部曰此ノ演説会誌ハ何ノ体裁ニヨリテ出版セシヤ定
メテ雑誌雑録ノ体裁ナルベシト

忠親曰十分ニ承知ハ仕ラザレドモ御申聞ニヨレバ如何ニモ
雑誌雑報ノ体裁ナルベシト

十畝曰此レハ雑誌雑報トハ体裁ヲ異ニセシモノニシテ全ク
出版条例ニ洽当スベキモノトス故ニ万般出版条例ニヨリテ

手続キヲナシ決シテ新聞条例ニ拠ラズ既ニ大坂ニ於テモ
度々出版スルモ内務省ヨリ何ノ御沙汰モナシト

松浦警部十畝ニ対シテ曰如此答弁スルモ雑誌雑報ニ紛ハシ
キモノト認ム拙者モ法律ノ事ハ篤ト承知スト

十畝曰斯ク御申聞ニ相成ルカラハ定メテ条例ヲ誤解セシモ
ノナラン依テ発売ヲ止メ可申ト左ノ答弁書ヲ出シタリ(編

者曰く、該答弁書は第五回に載せしものと同一なれ茲には
畧しぬ)

右答弁書ヲ差出候処松浦警部ヨリ左ノ通リ申シ渡サレタリ

追テ何分ノ沙汰アル迄ハ演説会講談会トモ差止ル

ト此ノ義ニ付テ了解仕リ難キ廉有之候ヘドモコレハ警察署ヘ伺
出テ可申候

其ノ後チ直チニ発売向キニ人ヲ配リ発売ヲ差止メ候折柄左ノ如
キ御達ヲ得タリ(編者曰く、該達も亦た第五回に載せしものな

れば畧しぬ)

早速三葉ノ会誌ヲ差出申候依テ熟考仕候処警察署ニ於テ雑誌雑
報ニ紛ハシキモノナラントノ御申聞ニテ定メシ私共ノ条例ヲ誤
解セシナラントスルニテ発売差止メノ旨ヲ答弁書ニ認メ差出候
処傍ラ区長ヨリハ斯クノ如キ御達アルトスレバ甲八届ナシニテ
ハ不都合ナリトシ乙八届ニテ差聞ヘナシトスルガ如シ故ニ私共
大ニ躊躇仕候ヨリ出版条例新聞条例熟閱仕候如何分雑誌ノ義ハ
出版条例ニ照シ出版ノ度々届出候テモ不都合有之間數様奉存之
レヲ例ニ照スモ大阪府於テハ斯クノ如キ一枚摺ニテ続々出版ス
ベキモノヲ出版条例ニ照シ不都合無之モノ四五ニ非ズ現ニ高知
県士族岡軌光ノ編輯ニテ演説紀事ナル一枚摺モコレト少シノ違
ヒナシ然ラバ如何相心得可然哉尤モ警察署ヘハ答弁書ヲ差出有
之如何分御指令有之迄ハ発売不仕ハ勿論ニ候間可否ノ御指令ヲ
至急奉仰度此ノ段奉伺候也

明治十二年十月三十日

出版人 高橋忠親

出版人

同 八丁堀十一番邸牛尾牧方方寄留

高知県士族

著者

山田十畝

廣島県令藤井勉三殿

右の何を差出して、指令のあるを待つのみなりし。

〔資料九〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第七回〔広島新聞〕第三一

五号・明治十三年三月十二日

心には晴れし身体と思へども、雲に蔽はれ行末はどうなるものと案じつ、伺出で、指令をば待つを楽み居たりしが、思ひがけなや十月の三十といふ其の暮に、広島区役所よりの達書は明日午前の第八時に親類組合の内を差添へて、警保課へ出づべしと、見て三人は身繕ひ。明れば三十一日に牛尾牧夫を差添に頼みて四人は諸共に、県庁なる警保課へぞ至りける。兼ての召喚は九時の出頭なれば、若しも後れし時には、又た憂き目を見るべければ、時を違へず出たりしに、警保課の受付には誰れ一人も居ざれば、合点行かねど溜所に欠伸をしてぞ待ち居たり。漸くにして十時過とも覺しき頃ろ、巡查兩人出張たり。依りて、三人は名刺を出し、暫くにして霹靂一声頭上に墜ち、山田十畝の呼出しを聞いて、十畝は屈みたる腰を伸し、進まぬ足も進めながら調所へぞ入にける。正面には、高足机に緑色の「リン子」を垂れ、一色五等警部は通常の洋服にて、さも穩着に居られたり。十畝は進みて、警部前に一札を述べたれば、一色警部の曰く、「当時広島区八丁堀に寄留する高知県士族山田十畝とはそなたか」。十畝曰く、「然り」。一警（一色警部の畧なり。以下做へ）。曰く、「何時から寄留せしか」。十畝曰く、「九月廿五日大坂より着広致し、昨日まで止宿中の所、昨日より寄留せり」。一警曰く、「日置貫高橋忠親とは同志の者な

広島立志舎の創立とその活動

るか」。十畝曰く、「然り」。一警曰く、「明治十二年八月に日置貫高橋忠親より、区役所を経て県庁へ、広島立志舎と称へ、法律を研究し民権を拡張いたしたしと、願出で許可せられたり。其の砌は、そなたも協議せしか」。十畝曰く、「協議せしにあらざる。其の故は、十畝の着広せざる以前だから」。一警曰く、「然るべし。併しながら、文通せしこともなきか、又た今日になりては同意なるか」。十畝曰く、「文通せし覚はなければ、今日は同意なり」。一警曰く、「役員は備われるか、舎長は誰なるか」。十畝曰く、「役員は備はれり。舎長は日置貫なり」。一警曰く、「日置貫の舎長に登庸の次第は、県庁へ届け出しか、又は舎中のみの約束か。十畝曰く、「届出しにあらざる、舎中のみの約束に止りたり」。一警曰く、「今般広島立志舎に於て其の方の著述、高橋忠親の出版にて、演説会誌といふものを出版せりあれば、只だの舎益をのみ計るためにはあらずして、公益を計るためなるべし」。十畝の曰く、「然り」。一警曰くは、「あれ木板にはあらざるべく、必ず活版なるべし。然らば、何所の活版所へ申し附けしか」。十畝曰く、「広島区三丁目活版所にて、持主は知らず」。一警曰く、「該会誌は立志舎の演説のみを載するの趣旨なるか、又た東京大坂其の外の県の有志者に乞ふて、智を交換するの趣旨なるか」。十畝曰く、「博く各地方有志者の演説を乞ふて、追々載するの趣旨なり」。一警曰く、「第一章は、立志舎の説なるか」。十畝曰く、「然り、十畝が説なれば、取りも直さず立志舎説なり」。〔以下次号〕

二四五（二四五）

〔資料十〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第七回の続き（『広島新聞』第三一六号・明治十三年三月十四日）

一警曰く、「過日広島警察署に於て取調の砌り、条例を気取違の段答弁書を出せしが、只今になりても相違なきか」。十畝曰く、「如何にも、松浦警部より気取違の旨を申聞けられ、定めて十畝が条例を誤解せしものならんと思ふより、斯く致したるなり。依て、気取違には相違なければども、其の気取違に付申上ぐべき次第あり」。一警曰く、「申上る次第あらば、後に聞かむ。只今は、拙者の問に答ふるのみにて、先づ外に吐口すること勿れ」。十畝曰く、「承知」。一警曰く、「別に内務省へ届け出たるか」。十畝曰く、「別に内務省へ直接に届出たと申すにはあらねども、出版条例に照して出版届三枚を認め、区役所へ本月廿四日に差出したり。其の故は、区役所の扣へ一枚と県庁の扣へ一枚と内務省へ進達の分一枚となり、且つ進達願を県令宛にて三枚出したり。其外成規に照し、郵便にて内務省へ直ちに納本三部を通送したり。則ち二十五日にてある」。一警曰く、「条例を気取違には相違なきか」。十畝曰く、「然り」。一警曰く、「其方の申上る次第とは、何なるや」。十畝曰く、「余の儀にあらず、何る程広島警察署に於て、松浦警部よりの申聞により、条例を誤解せしものならんと思ひ、気取違の段を答弁書に認め差出候には相違なければども、帰舎の後に区役所より左の書面を達せられたり（此時区長より高橋忠親への達文書を警部

に渡す）。依て、熟考仕候に真に十畝等の気取違に相違なくば、区長より成規云々の達は無き筈なり。然るを、区長にては条例成規に照し居るも、傍ら広島警察署に於ては犯則なりとせられたり。故に、十畝等大に躊躇する所ありて、昨日区役所を経て県令へ心得方の指令を仰ぎたり。多分本日は県令の受取らるゝならん。併し、其の伺の写は只今持参せり、ご覧に備ふべき哉」。一警熟考して曰く、「二覽致したし（於是、十畝より警部に其の伺の写を渡す。警部は熟閲して曰く、此方は警察署の取扱ひが当を得て区長は当を欠きたるものなりと思ふ。併しながらは、伺出であるなら、何分の指令もあるべけれども、其の方の申立る気取違ひ云々と此の伺文とは大に齟齬するに似たり、如何」。十畝曰く、「然り。只今気取違云々の御取札の砌、申上度き仔細ありと申せしは、全くこれ等の事にて、警察署にては気取違といひ、区長にては気取違とせざるより、伺出たるものなれば、一概に警察署の答弁書のみに拠る時は、聊か齟齬せずと云ふべからず。警部夫れこれを味ふて混合する事勿れ」。一警曰く、「其の方の答弁は分明なり。併し、警保課に於ては、広島警察署の申聞と異ならず、区長の達は誤りなりと認む」。十畝曰く、「敢て弁を費さず」。一警曰く、「然らば、其の申立を書面に認むるから、溜所に扣へ居れ」ト。

依て、十畝は溜所へ帰れば、日置高橋の兩人を呼ぶあり。兩人の調べは、十畝と大同小異なれば畧して、少しく異りたる次第のみを載するにん。日置曰く、「演説会誌気取違の所刑は甘んじて

受くべけれども、其れに連りて演説講談の両会を止めらるるは、
当らざる如し、昨日も警察署へ伺出たれども、訊問中差止るとの
指令有ありたり、仰ぎ願くば警保課にて許されん事を」。一警曰く、
「広島警察署に於て差止たる趣意は、敢て演説会誌と連絡したるよ
りするにあらず、其の方共は現今は訊問中の身分なれば、自ら謹
慎してあるべき筈にて、訊問中の者を公衆に対して演説なさしむ
るの謂れなし。落着を待つべし」。日置曰く、「承知仕も、然らば
貫等三名に止りて他の会員には聞せざるか」。一警曰く、「其の義
は、書類を取調べて後刻に答ふべし」。ト。依て、第一の庭を閉ぢ
たり。

〔資料十二〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第八回（「広島新聞」第三

一八号・明治十三年三月十八日）

待つがつかいか待たる、私し、篤と詮議をするはいなトでも云
ふて、種々様々の五評判ありしが、溜所に四人のものは待つとも
待つとも待ち兼て互に顔見合せつ、談話の舌も爛れ来て出るべき
ものは欠伸のみ。受付の小声にて日置々々と呼ぶ、其の間ふ所は
附添人のある無きのみ。依て、牛尾牧夫が三人の附添人たる事を
述べ、名刺を出して待つこと暫く、一発の砲声は正午の十二時を
報じて、まだ呼出の萌芽なければ、飢は来るなり、気力は衰へ

広島立志舎の創立とその活動

るなり。何ともせんすべあらざれば、堪へ堪へし忍びもゆるみ、
柳の如き腰を屈め、正午の飯をば門外に喫して下されと受付に請
ひければ、許すとの言語に任せ、天神町なる煎売屋に頼みて仕度
もそこ／＼に隙を取りては、魔王殿の呵責も如何と氣をいらち、
三腕をも二腕となし、亦た又た恐ろしき県庁の通用門へぞ入りに
ける。婦を受け付けに報じて吸煙二三吹するうち、山田日置高橋
と呼ぶ。進で調所の口に至れば、差添人も呼ぶべしとて、牛尾牧
夫を連れ立ちて、四人諸共内に入る。

先づ、十畝を呼ぶ。依て、警部の前に至れば、年齢は幾何なり
と問はる。二十八才九ヶ月なりと答ふ。警部これを口書に添筆し
て、恰も鈴虫の声の如き静肅なる音にて朗読したり（口書は、全
体今迄の手續に異ならざれば畧しぬ）。而して、書面に異条なくば
印を捺すべしといふ。十畝は、異条のなき旨を答て、名を記し印
を捺す。次には、同様にて日置高橋を順々に呼立てられ、同じ手
続をなし、次に牛尾牧夫を呼びて曰く、其の方に此の三名を責附
申し附るから、三名を各通にして受書を出すべしと。又た、三名
に向ひて曰く、明日は直ちに広島裁判所へ求刑すべしと。三人は、
諾す。見坐は下れの声を発する。折しも警部は、日置に向ひ曰く、
過刻演説講談会とも三名の外にて開きたき旨を申出でしに付き、
取り調べたるが、広島警察署の意見を至当なりとする故、其の分
に心得べしと。偕て、三人は本日より籠の中の鳥と同断、足はあ
れども自由に歩むこと能はず、口はあれども自由に言ふ事能はず、

頭を垂れて手を拱き、ホット一息、涙はホロリ、悲しき事は限りなし。又た、牛尾牧夫は、本日より三人の厄介者を預りて、坊主頭を撫で廻し辟易してぞありけるが、其の心の中の心配はいかばかりか思ひやられて、気の毒なり。これより門外にある代書人に頼みて、受書を六通認め受け付けに於て受取りとなり、県庁を出しては午後二時三十分頃なりき。嗚呼、我々は私欲を逞しふするものでなく、暴動を働くものでなく、慷慨の心を以て民権を振はさんと熱心して、愚民の衰へたる夢を攪さんとする大志のあるものが、斯く迄で度々大切の光陰を消し、心志を延す事の能はざるに至るとは、我々の失策とは云ふもの、殊に歎息の極りならずや。さは去りながら、正しき理は覆ふべからず。是より裁判官の明るき眼にて判かたる、からは、必ずしも不当の裁判はあらずと思ひ、指を折りて一日を長しと召喚状の来るを待つのみなり。

〔資料十二〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第九回（「広島新聞」第三

一九号、明治十三年三月二十一日）

桃と桜を両手に提げて、孰れが桃やら桜やら。警官の見込が正しきか、三人の意見が正しきか、法官の明るき眼にて見札さる、時をのみぞ、待ち居たり。時は、十一月五日なる午前八時三十分とも覚しき頃、牛尾牧夫に日置高橋山田を連れて出るべしと、広

島裁判所の刑事課より、粕屋なる判事補の掛りにて召喚されたれば、取るものも取りあへず、四人は直ちに裁判所の門に入り、訴所に名刺を出し溜所にぞ至りけるが、種々の人民が群衆して何とも喻へ様のなき斗りなり。眼鏡く足軽く口滑汰て喃々するは、代書代言人が、田婦野郎を騙欺ものなり。身には縷衣を纏ひ、足には草履を踏み、屋隅に沈黙て居るものは、僅か何十銭の金を詐欺せしものか、又は鍋釜を抵当に入れて何銭の金を借り返済の方便に尺きたる者なり。絹布を衣なし、金の時計を垂れ、高帽を頂きしものは、訴へられても拙者を見よといふよふな山師連中なり。燦々したる絹を衣て、顔には白粉をたつぷり付け、男子を尻目にかけて、いかにも人を誑かす如く見ゆるは、密売淫婦が露れたのか、又は何かの時の賃金を得んためならん。木綿縞の羽織衣服に、鼻高々と肩にて談話するは、債主なり。割烹店の出張小僧は弁当を勧め、呼出の高音は時々被告の頭上を破る。

待つこと暫にして、四人を呼ぶの高音は、殆んど十一時なり。声に應じて、玄関前に至れば、刑事第一号庭へ入るべく命ぜらる。依て、庭の口に至りたれば、見坐は到来せしや否やを調べ、直ちに牛尾を除く三人を庭内に引く。入りて、判事の正面に進めば、中央には広島裁判所長判事鳥居断三君、左方には鈴木判事補（粕屋判事補が掛りなりしが、お代りなりしよし）筆を操りて書記の任を占め、右方には広島県警部某検事の任にありて、孰れも意氣揚々として、見るも中々厳かなり。白洲の西側には、見坐兩人椅

子により、式整ふて鳥居判事は、日置高橋山田と順席に原籍調べあり。終れば鳥居判事曰く、「其の方の著述高橋忠親の出版人にて演説会誌なるもの出版せり。相違はなきか（此の時會誌一葉を見せらる）。十畝曰く、「相違なし」。鳥判（鳥居判事の畧なり。以下同じ）曰く、「右に付き広島警保課にて捺印せし口供は相違なきか」。十畝曰く、「其の口供に付きては、申上度き次第あり。抑も該口供たるや、広島警察署并に広島警保課に於て御取調の際、警部より犯則なりと認められたる故、いかにも出版条例、新聞条例を氣取違ひせしものならんと口供に捺印を致し、恐入はしたれども、尚ほ退て能く考ふれば全く以て犯則なりとは思はざるなり」。鳥判曰く、「然らば、口供へ捺印せし後に考へ出せしか」。十畝曰く、「然り」。鳥居判事三名に向ふて曰く、「然らば、始末書を差出すべし。直ちに調ふか」。高橋曰く、「明日迄で待たれよ。鳥判曰く、「刑事にて明日迄で待てとは不都合なり。本日差出す事が出来ずば、直ぐ口書を上げるぞ」。十畝曰く、「直ちに相認め、差出すべし」。鳥判曰く、「然らば、認めて差出すべし」。ト。時に見坐は、下れの一声を發し、我々三人は、第一号なる刑事の庭をぞ立出て溜所へと帰り来て、十畝の手づから始末書をぞ編纂す。

〔資料十三〕 十畝手稿「演説会誌の葛藤」第十回（「広島新聞」第三

二〇号・明治十三年三月二十三日）

此の一通こそ骨ならぬ。これさへ出したら身は潔白、己れ恥辱を晴さんと、力を出して認めし其の始末書は、

始末書

広島県下広島区八丁堀十一番邸牛尾牧夫方

寄留高知県士族

山田 十畝

同県下同区職町五百九十番邸住士族

高橋 忠親

私共今般演説会誌ヲ出版仕候次第ハ全ク新聞雜誌ノ体裁ニ倣ヒシモノニ非ズ無定期ハ申スニ及バズ第二章以後ハ出版スベキモノナルカ又ハ第一章ノミニテ止ルモノナルカモ預定ス可カラズ然レドモ大体ノ主旨ハ追々盛大ニ発兌スルニアリ而シテ其ノ出版條例ニ拠リテ手續ヲナセシモノハ已ニ大坂府下ニ於テモ演説紀事ナル一枚摺ヲ出版シテ発兌スルコト第三葉ニ及ブ（紙内ニ山田十畝ノ説モアリ編輯者ハ高知県士族岡軌光ナリ）ヲ悉皆出版條例ニヨリテ今日ニ至ルマデ何ノ不都合モナシ畢竟一枚摺トナスノ所以ハ冊ニ綴ルヨリハ印刷ノ料モ下直ニシテ随フテ定価モ下直ナルベク又タ閱覽ニモ便ナレバナリ且ツ其ノ第一章第二章ト陸續出版スルモ已ニ出版條例第八條ヲ推スモ差岡アルコトナク又タ其ノ例ハ比々卷之一卷之二

明治十二年十一月五日

右

ヲ以テ出版スルモノヲ見テモ分明ナラン此ノ演説會誌ニ限リ
犯則ノ訳ハアルマジク出版條例第廿七条廿八条ヲ見テモ何ニ
拠ラズ出版物ハ出版條例ニ拠リテ差問ヘザルコト明ケシ

山田 十 畝 ○
高橋 忠 親 ○

新聞條例第一条ヲ以テ考フル乎其ノ条ニ曰ク「凡ソ新聞紙及
ヒ時々刷出スル雑誌雜報ヲ發行セントスルモノ」云々此ノ演
説會誌ハ此ノ条ニ洽當セシメントスルモノ其ノ主旨全く異ナリ

廣島裁判所長
判事鳥居断三殿

主旨ノ新聞條例ニ拠ルベキモノニ非ズトセバ仮令ヘ体裁等ハ
新聞ニ似ルトモ之レヲ出版條例ニ照シテ出版ノ度々内務脚ヘ
届ケ出ルニ何ノ障ルコトヤアル差問ヘナキハ已ニ例アリテ知

右の書面と、日置氏は別に一通を認め訴所に差出し、受付けにな
りたれば、四人は溜所に歸りて衆人の中に午飯をぞ食して、呼出
の声を聞きにけり。

ルベシ加之該會誌ノ体裁タル記名年月日等ハ全く体裁ヲ出版
條例ニ倣ヘリ故ニ著者族籍氏名住所、出版人族籍氏名住所、
何年何月何日御届トセリ之レヲ新聞條例ニ拠ラシムレバ第何

〔資料十四〕 十畝手稿「演説會誌の葛藤」第十一回（「廣島新聞」第

三二二号・明治十三年四月四日）

号、年月日、編輯長氏名、印刷長氏名トアルベシ只ダ書冊ニ
綴ルベキヲ一枚ニ摺立タルノ差異アルノミ此ノ差異ハ差問ヘ
ナキコト例ヲ以テ知ル所ナリ

前条ヲ以テスルトキハ全く以テ犯則ニ非ザルコトヲ知ルト雖
モ広島警察署并ニ広島県警保課ニ於テハ犯則ナリト認メラレ
私共ニ犯則ノ旨ヲ申聞ケラル故ニ私共ニ於テモ定メテ新聞出
版兩條例ヲ氣取違ヒセシモノナラント思ヒ口書ニ捺印セリ然
ルニ尚ホ又タ再三再四條例ヲ照ストキハ何分ニモ前項ニ相違
ナク私共最初ノ存慮ト異ナラズシテ氣取違ヒニハアラザルベ
シト被存候私共ノ申立右之通りニ相違無御座候以上

仮令へ身は清きものとは思へども、心にかゝる求刑書。白洲に
足を踏む毎に、どふ成行かと胸塞ぎ、病の種ともなりぬべし。三
人は、二通の始末書を出し、午餐を喫し、太陽の光線に身を暖め、
欠伸のすること数十回、午後第二時と覚しき頃、漸にして四人を
呼ぶの声を聞く。依て、刑事の第二号庭に入れば、正面に鈴木判
事補只だ一人席を占む。三人は其の前に進めば、鈴木判事補の□
□□□立の趣きは始末書にて能々はかりたれば、更に尋問すべ□
□□□。依て、直ちに口書を読み聞けん」と、日置高橋山田と順
序□□□□□名の方が終る毎とに、各々捺印して判事補に渡す

ト只夕裁決ヲ待ツノミニ御坐候然ル処一昨七日別紙写之届書ヲ左ノ達書ニテ却下セラレタリ(編者白す。達書は即ち六日ニ区長より高橋へ達せられたるものなれば畧しぬ)右納本ト出版届ト前后齟齬仕候間此ノ段上申仕候也

明治十二年十一月九日

高橋 忠 親

○ 廣島県下廣島区

職町五百九十番邸

内務省

函書局御中

此の紙面へ出版届の写一枚を添へ、緘印して差出せしは午後なり

也。

明治十三年四月十四日判決

高橋 忠 親

明治十二年十一月

四十五年五月

同上八丁堀居住牛尾牧方寄留高知県士族

山田 十 畝

明治十二年十月

二十八年十月

同上新川場町寄留佐伯郡己斐村居住士族生太父

日置 貫

明治十二年十一月

五十一年九月

〔資料十五〕 大審院明治十三年四月十四日判決(第百八十三号・新聞条例抵触ノ件)

〔大審院刑事判決録〕自明治十三年三月至明治十三年四月、司法省藏版・明治十三年十二月印行。後に、『明治前期大審院刑事判決録』10、文生書院・復刻版一九八七年に収録)

右忠親外二名カ明治十二年十一月五日広島裁判所ニ於テ審問ヲ受ケタル口供及ヒ同裁判所へ差出タル始末書ノ旨趣左ノ如シ

自分儀ハ演説会誌発売ノ次第明治十二年十一月卅一日広島県警保課ニ於テ押印仕候口供ノ内末尾ニ明治十二年十月廿九日広島警察署ヨリ喚問相成ルニ付内務省ノ許可ヲ得スシテ雑誌雜報ノ類発行不相成候儀ヲ覚知致シ今更恐入ル旨申立候ハ一時氣取違ニテ退テ熟考スレハ全ク犯則ニ非ルコトハ本日即チ明治十二年十一月五日付始末書山田十畝ト連名ヲ以テ開陳候通ニ有之尚嚮ニ警保課ニ於テ押印セシ口供モ前陳末尾ヲ除クノ外ハ相違無之

第百八十三号

○判文〔新聞条例抵触ノ件〕明治十二年十一月十九日上告

其他申立へキ事柄少シモ無之候事

明治十二年十一月五日

高橋忠親印

一自分儀演説会誌発売ノ次第明治十二年十月三十一日広島県警保課ニ於テ押印仕候口供ノ内末尾ニ明治十二年十月二十九日広島警察署ヨリ喚問相成ルニ付内務省ノ許可ヲ得スシテ雜誌雜報ノ類発行不相成儀ヲ覚知致シ右演説会誌発行候段今更恐入ル旨申立候ハ新聞出板兩條例ヲ氣取違ヒセシモノナラント思ヒ同書へ捺印セシカ退テ塾考スルニ全ク犯則ニ非ルコトハ本日即チ明治十二年十一月五日付始末書高橋忠親ト連名ヲ以テ開陳候通ニ有之尚嚮ニ警保課ニ於テ押印セシ口供モ前陳末段ヲ除クノ外相違無之其他申立可キ事柄少シモ無之候事

明治十二年十一月五日

山田十畝印

一自分儀演説会誌発売ノ次第明治十二年十月卅一日広島県警保課ニ於テ押印仕候口供ノ内末尾ニ明治十二年十月廿九日広島警察署ヨリ喚問相成ルニ付内務省ノ許可ヲ得スシテ雜誌雜報ノ類発行不相成儀ヲ覚知致シ今更恐入ル旨申立候ハ一時氣取違ヒニテ退テ塾考スレハ全犯則ニ非ルコトハ本日即チ明治十二年十一月五日付始末書ニ開陳候通ニ有之尚嚮ニ警保課ニ於テ押印セシ口供モ末尾明治十二年十月廿九日広島警察署ヨリ云々トアル前項ニ至リテハ相違無之此余申立可キ事柄少シモ無之候事

明治十二年十一月五日

日置貫印

始末書

広島立志舎の創立とその活動

私共今般演説会誌ヲ出板仕候次第ハ全ク新聞雜誌ノ体裁ニ倣ヒシモノニ非ス無定期ハ申ニ及ハス第二章以後ハ出板スヘキモノナルカ又ハ第一章ノミニテ止ルモノナルカモ預定スヘカラス然レトモ大体ノ主旨ハ追々盛大ニ發兌スルニアリ而シテ其ノ出板條例ニ依リテ手續ヲナセシモノハ已ニ大坂府下ニ於テモ演説紀事ナル一枚摺ヲ出板シテ發兌スルコト第三葉ニ及フ(紙内二山田十畝ノ説モアリ編輯者ハ高知県士族岡軌光ナリ)モ悉皆出板條例ニ拠リテ今日ニ至ル迄テ何ノ不都合モナシ畢竟一枚摺トナスノ所以ハ冊ニ綴ルヨリハ印刷ノ料モ下直ニシテ隨テ定価モ下直ナルヘク又タ閱覽ニモ便ナレハナリ且ツ其ノ第一章第二章ト陸続出板スルモ已ニ出板條例第八條ヲ推スモ差岡アルコトナク又タ其ノ例ハ比々卷之一卷之二ヲ以テ出板スルモノヲ見テモ分明ナラン此ノ演説会誌ニ限り犯則ノ訳ハアルマシク出板條例第廿七條第廿八條ヲ見テモ何ニ拠ラス出板物ハ出板條例ニ拠リテ差岡ヘサルコト明ケシ

新聞條例第一条ヲ以テ考フル乎其略ニ曰ク「凡ソ新聞紙及ヒ時々ニ刷出スル雜報ヲ發行セントスルモノ」云々此ノ演説会誌ハ此ノ條ニ恰當セシメントスルモ其ノ主旨全ク異ナリ主旨ノ新聞條例ニ拠ル可キモノニ非ラストセハ縦令ヒ体裁等ハ新聞雜誌ニ似ルトモ之レヲ出板ノ度々内務卿ヘ届ケ出ルニ何ノ障ルコトヤアル差岡ナキハ已ニ例アリテ分明ナリ加之該会誌ノ体裁タル記名年月日等ハ全ク体裁ヲ出板條例ニ倣ヘリ故ニ著者族籍氏名住

所出版人家族氏名住所何年何月何日御届トセリ之レヲ新聞条例ニ抛ラシムレハ第何号年月日編輯長氏名印刷長氏名トアルヘシ只タ書冊ニ綴ルヘキヲ一枚ニ摺リ立タルノ差異アルノミ此ノ差異ハ差岡ナキコト例ヲ以テ知ル所ナリ

前条ヲ以テスルトキハ全ク以テ犯則ニアラサルコトヲ知ルト雖モ広島警察署並ニ広島県警保課ニ於テハ犯則ナリト認メラレ私共ニ犯則ノ旨ヲ申聞ケラル故ニ私共ニ於テモ定メテ新聞出版板面條例ヲ氣取違ヒセシモノナラント思ヒ口書ヘ捺印セリ然ルヲ尚ホ又タ再三再四條例ヲ照ラストキハ何分ニモ前項ニ相違ナク私共最初ノ存慮ト異ナラスシテ氣取違ヒニハアラサル可シト被存候私共ノ申立右ノ通り相違不申上候以上

右

明治十二年十一月五日

高橋 忠 親 印

山 田 十 畝 印

始末書

一分義広島立志舎長ニ候処明治十二年十月廿四日著者高知県士族山田十畝出版人広島県士族高橋忠親等名義ヲ掲ケ演説会誌ト称ヘ西洋紙壹枚摺ヲ以テ出版條例ノ定規ニ照シ本県庁ヘ進達願出内務省ヘ届出翌二十五日右摺立紙三葉郵便ヲ以テ内務省ヘ差出翌々二十七日ヨリ発売仕候処広島警察署ヨリ御喚出ニ相成雑誌雜報ヘ類似シタル演説会誌ヲ届而已ニテ発売シタル旨御申聞ニ相成一端氣取違モ可有之哉ト心付其旨申出候処全ク新聞条

例ヲ犯シタル者ト御認定相成候ヘトモ委細山田十畝高橋忠親ヨリ申出候通ニ相心得申候此段始末書ヲ以テ申上候

明治十二年十一月五日

日 置 貫 印

明治十二年十一月十三日広島裁判所ニ於テ左ノ裁判ヲ申渡シタリ

高 橋 忠 親

其方儀広島立志舎演説会誌発行ノ始末取糾ス処申口相分ルニ付無構

山 田 十 畝

文同

日 置 貫

同文

広島県二等警部田中一介ニ於テハ右ノ裁判ヲ不法ナリトシ明治十二年十一月十九日大審院ニ上告スル為メ司法省ニ差出シタル上告状ノ要領左ノ如シ

高橋忠親外二名新聞條例違反ノ罪アルヲ以テ公訴セシヤ何ノ抛アリテ構ナシト判決セシヤ仍ホ同所於テ為シタル口供其他書類ヲ審閱考案スルニ明治十二年十月廿九日附被告カ警察署ヘ差出タル答弁書并同月三十一日附警保課於テ為シタル口供ハ一時ノ氣取違ヒナリト翻異シ明治十二年十一月五日附被告カ裁判所ヘ差出タル始末書ヲ真実ナリト認定セシヨリ斯ク構ヒナシトノ裁判ヲ為シタルハ不当ノ裁判ニシテ右ハ全ク被告カ其罪ヲ遁カレ

ントスルノコトニ出テタル義ニテ決テ前頭警察署へ差出タル答
弁書并ニ警保課於テ為シタル口供ヲ消滅スルノ効力ナキハ言ヲ
俟タス且ツ演説書結尾左様ナラマタ次号ニテノ十字ニ就キ之ヲ
見ルモ号ヲ追フテ時々發兌スルノ趣旨即チ雜誌雜報ノ類タルヤ
明ケシ固ヨリ冊子ヲ出版スルト同一ニ見做スヘキモノニアラス
故ニ右構ナシトノ宣告ハ裁判ノ不当ナルモノト見込候付控訴上
告手續第二十九条ニ依リ一件書類ヲ合テ此段上告仕候也

大審院詰検事杉本芳熙ハ明治十二年十二月廿日大審院ニ処分ヲ求
メシコト左ノ如シ

該犯等官庁ノ許可ヲ得スシテ印刷發売セシ演説會誌ハ則雜誌雜
報ノ類ニシテ新聞紙條例第一条ニ違反スルモノトス因テ広島県
警部意見ノ通広島裁判所ニ於テ無構ノ処分ヲ為シタルハ不当ノ
裁判ト考量ス

大審院ニ於テ裁判スルコト左ノ如シ

弁明

高橋忠親等カ演説會誌ヲ發売シタルニ依リ明治十二年十月二十
九日広島県警察署及ヒ警保課ニ於テ吟味ヲ受ケタル節忠親等カ
指出シタル答弁書并ニ供状ニハ該演説會誌ヲ發行セシハ新聞条
例ニ依ルヘキヲ偶条例規則ヲ了解セサルニ依リ出版條例ニ依リ
タルハ犯則ノ旨申立猶又前文ノ如ク明治十二年十一月五日忠親
等カ広島裁判所ニ於テ審問ヲ受ケ為シタル口供及ヒ始末書ニハ
該演説會誌ハ出版條例ニ依ルヘキ者ニシテ新聞條例ニ依ルヘキ

広島立志舎の創立とその活動

者ニアラサル旨ヲ主張セリ因テ其供述タル前後其旨趣ヲ異ニス
ト雖モ該件ノ如キハ敢テ其口供ノ真否ヲ弁スルヲ要セサル者ト
ス如何トナレハ忠親等カ發売シタル演説會誌一葉摺ハ出版條例
ニ依ルヘキノ性質ヲ有セルサルヤ將タ新聞條例ニ依リテ發行ス
ヘキノ性質ヲ有セルヤノ事實ヲ審問シテ其罪ノ有無ヲ斷スルニ
アリテ忠親等カ供述ノ如何ニ關係スヘキ者ニアラサレハナリ故
ニ其事実ニ就テ之ヲ推究スレハ該演説會誌ナル者ハ當時山田十
畝カ「官吏商心ヲ去ラスンハ国家ヲ經營スヘカラス」ト云フニ
標題トシ終始其論說ヲ記載シ公衆ニ示シタル者ニシテ其文章ノ
体裁ニ於ルモ雜誌雜報ノ如ク衆種ノ論說等ヲ雜録蒐輯シタル者
ニアラス該演説書ノ結尾ニ左様ナラマタ次号ニテノ文字中ニ付
テ觀レハ号ヲ逐テ出版スヘキ旨趣ナリトスルモ其都度相当ノ手
続ヲ為シ内務省へ届出而シテ發売スルニ於テハ即チ一小冊子ヲ
出版スル者ト同一般ニ看做スヘキ者トス而テ其演説會誌ヲ發行
スルニ方リ出版人高橋忠親及ヒ著述人山田十畝カ明治十二年十
月二十四日連署シテ内務省及ヒ広島県庁へ届出タル書面ヲ閱ス
ルニ左ノ如シ

出版御届

山田十畝著述

第一章

一演説會誌

一枚 堅八寸

幅壹尺五寸

明治十二年十月出版

二五五(二五五)

右者山田十畝著述広島立志舎演説会ノ砌演説者ノ述ヘシ論説ヲ記載セシ書ニテ一切條例ニ触レ候廉無之候今般出板仕度此段連印ヲ以テ御届仕候也

高知県士族

明治十二年十月廿四日 著述人 山田 十 畝 印

高知県下土佐国土佐郡

高知帯屋町拾貳番地

出板人 高 橋 忠 親 印

広島県下広島区職町五百九

拾番邸

内務卿伊藤博文殿

御進達願

別紙出板届御進達可被下此段奉願候以上

広島区職町五百九拾番邸

士族

明治十二年十月廿四日 高 橋 忠 親 印

佐伯郡己斐村三百五拾三番

邸

士族日置生太父

日 置 貫 印

前書願出候条致進達候也

明治十二年十月廿九日 広島区長 中 尾 正 名 印

広島県令藤井勉三殿

右ノ届書ヲ以テ見レハ乃チ出板條例第一条及ヒ第五条ニ抛リ忠親等ニ於テハ相当ノ手続ヲ為シタル者ナレハ忠親等カ該演説会誌ヲ発売シタルハ條例ニ抵触スヘキ者ニアラス然レハ広島裁判所於テ忠親外式名ニ広島立志舎演説会誌発行ノ始末取糺ス処申口相分ルニ付無構ト申渡シタルハ不適當ノ裁判ニ非ストス

判決

右ノ如クナルヲ以テ明治十二年十一月十三日広島裁判所ニ於テ高橋忠親外二名ニ申渡シタル裁判ハ破毀スヘキノ理由ナシトス